

【協定 1-1】 兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第 2 条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び、赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第 3 条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動が必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第 4 条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第 2 条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第 5 条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第 6 条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と

判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)

第10条 消防航空隊を要請する場合は、兵庫県で定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書28通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

尼	崎	市	長	稲	村	和	美	高	砂	市	長	登	幸	人
西	宮	市	長	河	野	昌	弘	小	野	市	長	蓬	利	務
芦	屋	市	長	山	中		健	姫	路	市	長	石	正	則
伊	丹	市	長	藤	原	保	幸	西	は	り	ま	西		
宝	塚	市	長	中	川	智	子	組	合	消		豆	正	明
篠	山	市	長	酒	井	隆	明	赤	穂	市	長	中	宗	治
丹	波	市	長	辻		五	郎	豊	岡	市	長	多	勝	昭
						重		南	但	広	行	岡	英	樹
神	戸	市	長	矢	田		郎	美	務	組	合	本		
								事	務	組	合			
明	石	市	長	泉		房	穂							
淡	路	広	防	門		康	彦							
事	務	組	者	樽	本		一							
加	古	川	長	安	田									
北	は	り	組											
管	ま	消	合											
		防	者											
三	木	市	長	藪	本		秀							

兵庫県広域消防相互応援覚書

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 応援要請等（第7条 - 第9条）
- 第3章 代表消防機関等の任務（第10条 - 第12条）
- 第4章 指揮活動等（第13条 - 第20条）
- 第5章 活動の終了（第21条 - 第23条）
- 第6章 雑則（第24条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、兵庫県下の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

（1）ブロック

協定第2条各号に定める地域をいう。

（2）県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

（3）ブロック内応援

協定第4条第1号に規定する地域内応援であって、ブロック内の消防本部 から応援要請があった場合における当該ブロック内での応援活動をいう。

（4）通常県内応援

県内応援（協定第4条第2号に規定する県内応援をいう。以下同じ。）のうち、単独のブロックから応援要請があった場合における県下の応援活動をいう。

（5）特別県内応援

県内応援のうち、大規模地震災害等の発生によって複数のブロックから同時に県内応援の要請があった場合又はそのおそれがある場合における県下の応援活動をいう。

（6）県下広域応援部隊

県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

（7）代表消防機関

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(8) 代表消防機関代行

代表消防機関に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(9) ブロック別代表消防本部

ブロックを代表する消防本部をいう。

(10) ブロック別代表消防本部代行

ブロック別代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(11) 受援側ブロック別代表消防本部

被災又は発災により応援を要請した消防本部（以下「被災地消防本部」という。）が属するブロックのブロック別代表消防本部をいう。

(12) 応援側ブロック別代表消防本部

県下広域応援部隊を出動させる又は出動させた消防本部が属するブロックのブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部を除く。）をいう。

（代表消防機関等）

第3条 代表消防機関、代表消防機関代行、ブロック別代表消防本部及びブロック別代表消防本部代行は、別表1に定めるとおりとする。

（平常時の任務）

第4条 平常時においては、代表消防機関は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及びブロック別代表消防本部と、ブロック別代表消防本部は代表消防機関及びブロック内の消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

（情報連絡先等の交換）

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2から別表4に定める情報連絡先その他の情報を交換しておくものとする。

2 各消防本部は、別表2から別表4に変更が生じた場合、速やかに、ブロック別代表消防本部を通じて代表消防機関へ連絡するものとし、代表消防機関は、速やかに各ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部へ連絡するものとする。

（早期要請）

第6条 災害発生時、各消防本部は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、ブロック別代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請するものとする。

第2章 応援要請等

(応援要請の手続)

第7条 応援要請は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとし、手続きは次のとおりとする。

(1) ブロック内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部に様式第1号を送付するものとし、要請を受けたブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するとともに、ブロック内応援の要請があった旨を代表消防機関に連絡するものとする。

(2) 通常県内応援

被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部）を通じて、代表消防機関に様式第1号を送付するものとし、代表消防機関は、応援側ブロック別代表消防本部を通じて、応援側ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するものとする。

(3) 特別県内応援

特別県内応援は、次に定める適用基準に該当した場合（代表消防機関が適用基準に該当するおそれがあると判断した場合を含む。）に適用するものとし、代表消防機関は各ブロック別代表消防本部に様式第3号の2を、各ブロック別代表消防本部はブロック内の各消防本部に様式第3号の1を、それぞれ送付し、被害状況、応援の必要性、応援出動の可否等（以下「被害状況等」という。）の報告を求めるものとする。

ア 消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合

イ 地震の発生により、兵庫県内の複数のブロックにおいて、震度6弱以上が観測された場合

ウ 大規模災害等の発生により、複数のブロックから同時に県内応援の要請がなされた場合

(4) 前号に規定する被害状況等の報告は、次のとおり行うものとする。

ア 各消防本部は、管轄区域における被害状況等の把握に努め、特別県内応援の適用基準該当後、概ね30分を目途に様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

イ ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

ウ 各消防本部は、被害状況等に変化があれば、その都度、様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとし、ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等をその都度、様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関へ報告するものとする。

2 被災地消防本部は、応援要請の即時性を高めるため、兵庫県フェニックス防災システム（兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。）による災害報告に併せて、県内応援要請を行うよう努めるものとする。

（出動可能隊数及び応援出動の決定）

第8条 応援出動の決定は、応援要請を受けた又は被害状況等の報告を求められた消防本部が、様式第2号の1（特別県内応援時は様式第3号の1）によりブロック別代表消防本部へ出動可能隊数等を報告したうえで、次のとおり決定するものとする。

（1）ブロック内応援

ブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部の出動可能隊数等の状況を踏まえ、応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

（2）通常県内応援

ア 各ブロック別代表消防本部は、ブロック内の出動可能隊数等を様式第2号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

イ 報告を受けた代表消防機関は、被災地消防本部が属するブロック内の状況を踏まえ、各ブロックの出動隊数（規模）を決定し、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 通知を受けた応援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内における応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

（3）特別県内応援

特別県内応援適用時は、次のとおり、各ブロックがそれぞれブロック内応援で対応することを基本とし、ブロック内応援の必要がない又は必要がなくなったブロックから、順次、他のブロックへの応援に移行するものとする。

ア 受援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を踏まえ、ブロック内応援が可能な場合は応援出動隊を決定し、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

イ 代表消防機関は、各ブロックの被害状況等（各ブロック別代表消防本部がとりまとめた様式第3号の2の報告）を踏まえ、県内応援が可能なブロックを選定し、当該ブロックの出動隊数（規模）を決定のうえ、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 応援出動が決定した応援側ブロック別代表消防本部は、応援が可能な消防本部の中から応援出動隊を決定するとともに、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

2 応援出動が決定した消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、様式第5号により出動隊数、代表者、無線呼出名称等をブロック別代表消防本部に報告するものとし、報告を受けたブロック別代表消防本部は、様式第6号によりブロック内の出動部隊をとりまとめ、様式第5号と併せて、ブロック内の各消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。なお、代表消防機関は集約された出動部隊の情報を、ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部と共有するものとする。

3 応援消防本部の各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

（応援種別の切り替え）

第9条 応援種別の切り替えは、次のとおりとする。

（1）ブロック内応援中に県内応援が要請された場合は、当該ブロック内の応援種別は、自動的に県内応援に切り替えられたものとする。

（2）県下広域応援の要請前に、隣接する市町等との間において相互応援協定等に基づく応援活動が行われていた場合は、当該市町等との間における応援種別の切り替えは、被災地消防本部が決定するものとする。

第3章 代表消防機関等の任務

（受援側ブロック別代表消防本部の任務）

第10条 受援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

（1）応援要請に関する連絡及び調整に関すること。

（2）代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。

（3）ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。

（4）被災地消防本部の指揮支援に関すること。

（5）特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。

（6）その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が被災地消防本部となり、受援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側ブロック別代表消防本部代

行が前項各号の任務を行うものとする。

(応援側ブロック別代表消防本部の任務)

第 11 条 応援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が何らかの理由により応援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、応援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(代表消防機関の任務)

第 12 条 代表消防機関の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) ブロック別代表消防本部との調整に関すること。
- (2) 応援要請及び情報連絡に関すること。
- (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。
- (4) 県内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時における各ブロックの被害状況等の確認及び応援出動部隊の調整に関すること。
- (6) 県下広域応援本部の設置に関すること。
- (7) その他必要な事項

2 代表消防機関が被災地消防本部となり、代表消防機関としての任務の遂行が困難な場合は、代表消防機関代行が前項各号の任務を行うものとする。

第 4 章 指揮活動等

(県下広域応援部隊の指揮)

第 13 条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長(以下「指揮者」という。)の指揮の下に活動するものとする。

2 ブロック内応援時においては、ブロック別代表消防本部は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

3 県内応援時においては、受援側ブロック別代表消防本部(代表消防機関が応援出動した場合は代表消防機関。)は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

4 前項において、代表消防機関が応援出動した場合、受援側ブロック代表消防

本部は代表消防機関を補佐するものとする。

（後方支援本部の設置）

第 14 条 県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、出動部隊の活動を支援するとともに、ブロック内の各消防本部との連絡調整を行うため、後方支援本部を設置するものとし、必要に応じてブロック内の消防本部から職員の出動を求めることができるものとする。

（連絡調整員の派遣）

第 15 条 ブロック内応援及び通常県内応援がなされた場合、県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、県下広域応援部隊の中から連絡調整員を被災地消防本部へ派遣するものとする。

- 2 派遣された連絡調整員は、被災地消防本部と県下広域応援部隊との連絡調整及び後方支援本部との連絡調整にあたるものとする。
- 3 前項の任務を達成するため、被災地消防本部又は派遣された連絡調整員は、次の各号に定める者に対して応援を求めることができるものとする。

- (1) 受援側ブロック別代表消防本部の職員
- (2) 応援側ブロック別代表消防本部の職員
- (3) 代表消防機関の職員
- (4) 上記のほか、必要と認める県下消防本部の職員

（県下広域応援本部の設置）

第 16 条 代表消防機関は、特別県内応援の適用を決定した場合又は通常県内応援時で必要と認めた場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に被災地消防本部の指揮支援活動が行えるよう、代表消防機関内又は兵庫県庁内に県下広域応援本部を設置するものとする。

- 2 県下広域応援本部の構成員は、原則として、代表消防機関消防長の委任を受けた職員、ブロック別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、被災地消防本部の派遣職員その他必要な者とし、代表消防機関消防長の委任を受けた職員を本部長とする。
- 3 県下広域応援本部は、兵庫県、代表消防機関及びブロック別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。
 - (1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。
 - (2) ブロック別代表消防本部との連絡調整に関すること。
 - (3) 無線統制に関すること。
 - (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 各種情報の集約、整理及び各消防本部との共有に関すること。
 - (6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
 - (7) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項

(部隊の単位)

第 17 条 部隊の単位は 1 隊を 1 小隊とし、2 隊以上の場合はブロックごと又は消火、救助、救急等の任務ごとに中隊を編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。なお、単一の消防本部から 2 隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部代表者を派遣するものとする。

2 県内応援時における中隊長は、ブロックごとに編成する場合は各ブロック別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ選出するものとする。

3 特別県内応援時はブロックごとに中隊を編成するものとし、災害現場ごと又は市町ごとに中隊を分散して活動する場合は、中隊長が各部隊の指揮者を指名するものとする。

4 ブロック別代表消防本部が応援出動できない場合は、当該ブロック別代表消防本部が、ブロック内の応援出動可能な消防本部から中隊長を指名するものとする。

(通信連絡体制)

第 18 条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

(1) 県下広域応援本部と各中隊長相互間及び各中隊長と県下広域応援部隊相互間の通信は、消防救急デジタル無線「主運用波 3」を使用する。

(2) 各消防本部間における小隊相互間の通信は、署活動用無線機「県内共通波」を使用する。

(3) 同一消防本部内における小隊相互間の通信は、各消防本部が使用している署活動用無線機の周波数を使用するものとし、各消防本部の署活動用無線機使用周波数については、別表 4 のとおりとする。

(部隊の交代)

第 19 条 部隊の交代は、原則として、ブロック単位で行うものとする。

(活動報告等)

第 20 条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、被災地消防本部、後方支援本部及び県下広域応援本部に適宜報告するものとする。

第 5 章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第 21 条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、被災地消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 県下広域応援部隊の長は、被災地消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

(1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第 22 条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨をブロック別代表消防本部に報告するものとする。

2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨を被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

（活動結果報告）

第 23 条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかに様式第 7 号によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の報告をとりまとめ、被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。

第 6 章 雑則

（協議）

第 24 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。

2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成 31 年 3 月 26 日)は、廃止する。

3 この覚書の成立を証するため、本書 24 通を作成し、各消防本部において各

1 通を保有するものとする。

令和5年 3月 7日

尼崎市消防長 小山 覚之

西宮市消防長 松浦 光廣

芦屋市消防長 北村 修一

伊丹市消防長 福井 浩次

宝塚市消防長 山中 毅

川西市消防長 石倉 和也

三 田 市 消 防 長 仲 田 悟

丹 波 篠 山 市 消 防 長 西 井 満

丹 波 市 消 防 長 中 道 典 昭

猪 名 川 町 消 防 長 向 井 文 雄

神 戸 市 消 防 長 鍵 本 敦

明 石 市 消 防 長 長 谷 川 健

淡路広域消防事務組合
消 防 長 川 上 洋 司

加古川市消防長 君野 正則

北はりま消防組合
消 防 長 東田 幸策

三木市消防長 林 一成

高砂市消防長 炭多 光一

小野市消防長 藤原 靖

姫路市消防長 松本 佳久

西はりま消防組合
消 防 長 満田 利郎

赤穂市消防長 尾崎 浩司

豊岡市消防長 井崎 博之

南但消防長 掃部 康久

美方郡広域事務組合
消 防 長 岡田 壽彦

【協定 1-2】 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、大規模災害や県内で広域にわたる災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ県内の市町を指定（以下「応援指定市町」という。）して、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結している他の災害時の応援に係る協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の交換
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補足)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県	兵庫県知事	井 戸 敏 三
神戸市	神戸市長	矢 田 立 郎
姫路市	姫路市長	石 見 利 勝
尼崎市	尼崎市長	白 井 文
明石市	明石市長	北 口 寛 人
西宮市	西宮市長	山 田 知
洲本市	洲本市長	柳 実 郎
芦屋市	芦屋市長	山 中 健
伊丹市	伊丹市長	藤 原 保 幸
相生市	相生市長	谷 口 芳 紀
豊岡市	豊岡市長	中 貝 宗 治
加古川市	加古川市長	樽 本 庄 一
たつの市	たつの市長	西 田 正 則
赤穂市	赤穂市長	豆 田 正 明
西脇市	西脇市長	來 住 壽 一
宝塚市	宝塚市長	阪 上 善 秀
三木市	三木市長	藪 本 吉 秀
高砂市	高砂市長	田 村 広 一
川西市	川西市長	柴 生 進
小野市	小野市長	蓬 菜 務
三田市	三田市長	岡 田 義 弘
加西市	加西市長	中 川 暢 三
篠山市	篠山市長	瀬 戸 亀 男
養父市	養父市長	梅 谷 馨

丹波市	丹波市長	辻	重五郎
南あわじ市	南あわじ市長	中田	勝久
朝来市	朝来市長	井上	英俊
淡路市	淡路市長	門	康彦
宍粟市	宍粟市長	白谷	敏明
加東市	加東市長	山本	廣一
猪名川町	猪名川町長	真田	保善
多可町	多可町長	戸田	谷博
稲美町	稲見町長	古	清
播磨町	播磨町長	足	水立
神河町	神河町長	尾	嶋
市川町	市川町長	嶋	首
福崎町	福崎町長	安	庵
太子町	太子町長	藤	原
上郡町	上郡町長	馬	
佐用町	佐用町長		
香美町	香美町長		
新温泉町	新温泉町役場		

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 物資 | 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等 |
| (2) 資機材 | 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等 |
| (3) 施設 | 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等 |
| (4) 派遣職員 | 県職員、市町職員 |

(応援の要請手続き)

第5条 被災市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被災市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被災市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被災市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被災市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被災市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被災市町と応援を行った県又は市町が協議して定め

- る。
- 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
 - 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
 - 5 前各項により難い場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

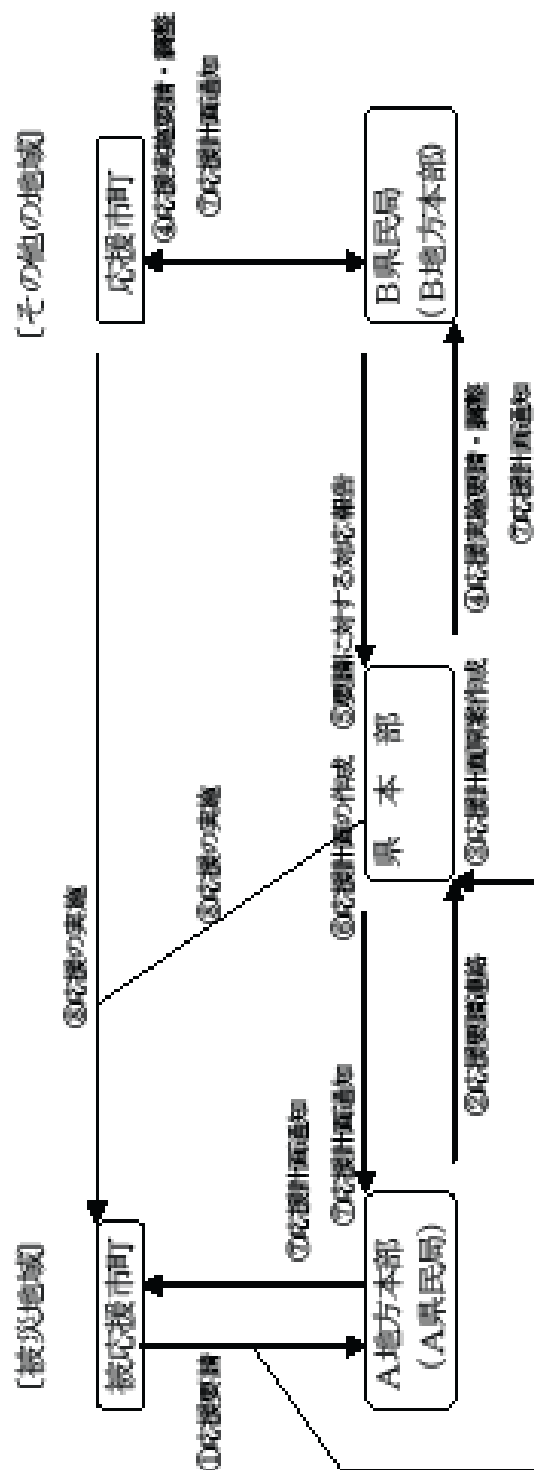
附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

<別紙> 応援要請の手続き（修正後）

- 1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）
 - ① 被災援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
 - ② 被災援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
 - ③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等々の応援計画原案を作成する。
 - ④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じて、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
 - ⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
 - ⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
 - ⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被災援市町に通知する。
 - ⑧ 応援計画に基づき、県又は被災援市町がそれぞれ応援を行う。

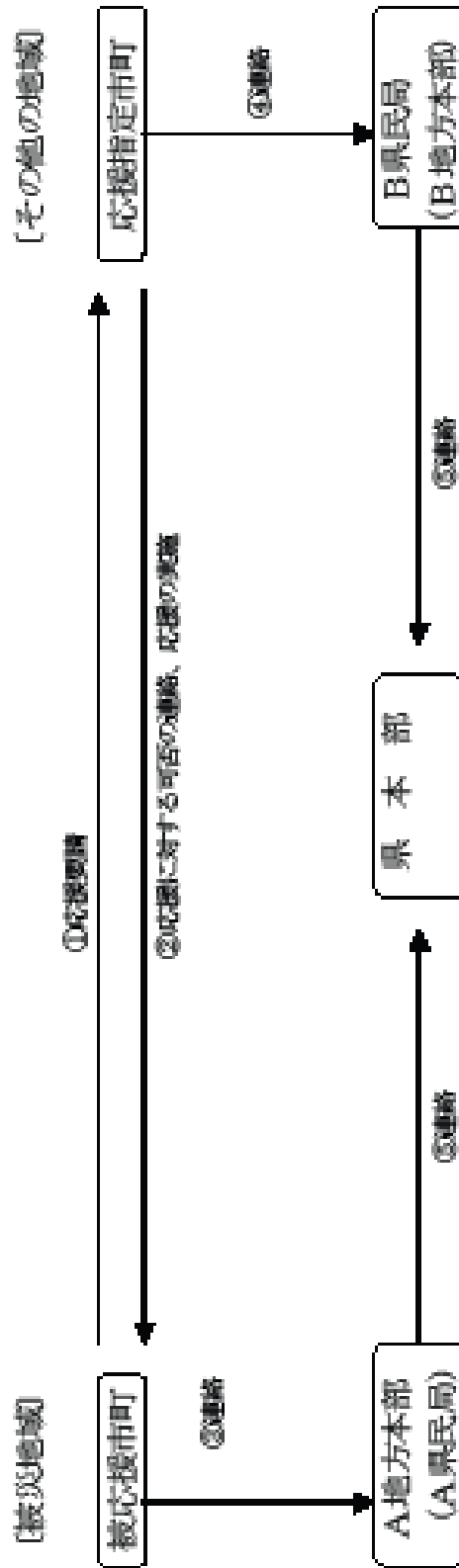
※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被災援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



※1

2 応援指定市町に直接要請する場合（協定第4条関係）

- ① 緊急を要する場合、被災援市町は、直接、被災援市町（被災指定市町）に応援を要請することができる。
- ② 要請を受けた被災指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被災援市町に連絡し、応援を実施する。
- ③ 被災援市町は、被災指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。
 （被災指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請）
- ④ 要請を受けた被災指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。
- ⑤ ③及び④の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3 自主的情報収集による応援（協定第5条関係）

- ① 被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が不明なときは、地方本部は、地方本部は、自主的情報収集を行う。
- ② 被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。
 地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づく応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。
- ③ 県本部に伝達された後の手続きは、1③以降と同じ。

【協定 1-3】 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県(以下「県」という。)、各市町及び関係一部事務組合(以下「市町等」という。)が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 災害市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資機材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

兵庫県

兵庫県知事

井戸敏三

神戸市

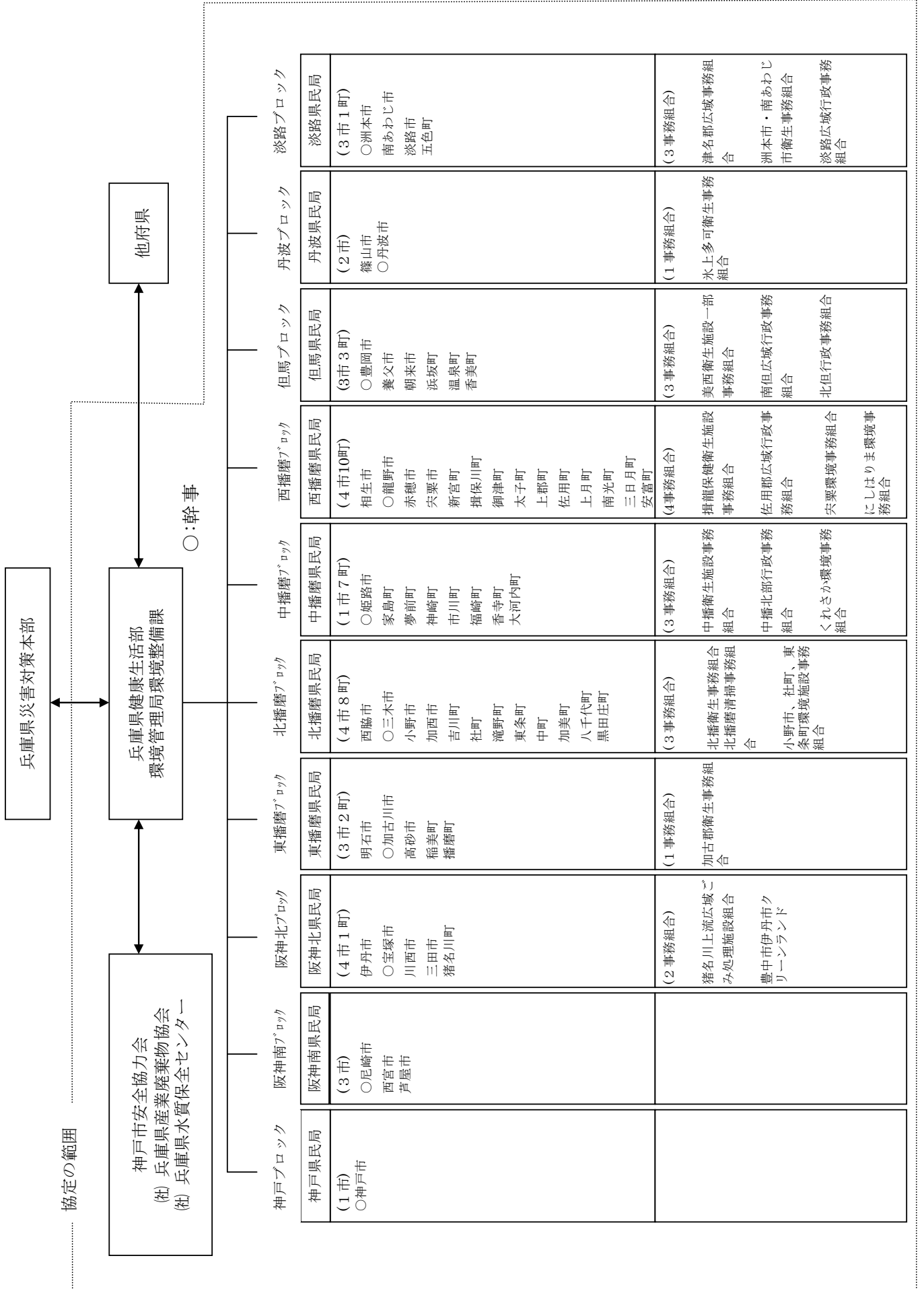
神戸市長

矢田立郎

姫路市				尼崎市			
姫路市長	石	見	利 勝	尼崎市長	白	井	文
明石市				西宮市			
明石市長	北	口	寛 人	西宮市長	山	田	知
洲本市				芦屋市			
洲本市長	柳		実 郎	芦屋市長	山	中	健
伊丹市				相生市			
伊丹市長	藤	原	保 幸	相生市長	谷	口	芳 紀
豊岡市				加古川市			
豊岡市長	中	貝	宗 治	加古川市長	樽	本	庄 一
龍野市				赤穂市			
龍野市長	西	田	正 則	赤穂市長	豆	田	正 明
西脇市				宝塚市			
西脇市長	内	橋	直 昭	宝塚市長	渡	部	完
三木市				高砂市			
三木市長	加	古	房 夫	高砂市長	田	村	広 一
川西市				小野市			
川西市長	柴	生	進	小野市長	蓬	萊	務
三田市				加西市			
三田市長	岡	田	義 弘	加西市長	中	川	暢 三
篠山市				養父市			
篠山市長	瀬	戸	亀 男	養父市長	梅	谷	馨
丹波市				南あわじ市			
丹波市長職務代理者	足	立	元	南あわじ市長	中	田	勝 久
朝来市				淡路市			
朝来市長	井	上	英 俊	淡路市長	門		康 彦
宍粟市				猪名川町			
宍粟市長	白	谷	敏 明	猪名川町長	真	田	保 男
吉川町				社町			
吉川町長	岩	波	勉	社町長	小	東	慎 介
滝野町				東条町			
滝野町長	山	本	廣 一	東条町長	小	池	敏
中町				加美町			
中町長	清	水	宏 一	加美町長	戸	田	善 規
八千代町				黒田庄町			
八千代町長	森	位	正 己	黒田庄町長	東	野	敏 弘
稲美町				播磨町			
稲美町長	赤	松	達 夫	播磨町長	佐	伯	忠 良
家島町				夢前町			
家島町長	芝	原	英 三	夢前町長	爲	則	政 好
神崎町				市川町			
神崎町長	足	立	理 秋	市川町長	尾	崎	光 雄
福崎町				香寺町			
福崎町長	嶋	田	正 義	香寺町長	橋	本	良 春
大河内町				新宮町			
大河内町長	上	野	英 一	新宮町長	梅	村	忠 男
揖保川町				御津町			
揖保川町長	八	木	捷 之	御津町長	松	尾	和 彦
太子町				上郡町			
太子町長	首	藤	正 弘	上郡町長	安	則	眞 一

佐用町				上月町			
佐用町長	庵	途	典 章	上月町長	中	川	孝 之
南光町				三日月町			
南光町長	山	田	兼 三	三日月町長	山	口	聖 治
安富町				浜坂町			
安富町長	橋	本	健 造	浜坂町長	陰	山	毅
温泉町				香美町			
温泉町長	馬	場	雅 人	香美町長	藤	原	久 嗣
五色町							
五色町長	山	口	一 紀	揖龍保健衛生施設事務組合			
北播衛生事務組合				管理者	西	田	正 則
管理者	小	東	愼 介	中播衛生施設事務組合			
北播磨清掃事務組合				管理者	嶋	田	正 義
管理者	内	橋	直 昭	美西衛生施設一部事務組合			
佐用郡広域行政事務組合				管理者	陰	山	毅
管理者	庵	途	典 章	津名郡広域事務組合			
氷上多可衛生事務組合				管理者	門		康 彦
管理者職務代理者	清	水	宏 一	加古郡衛生事務組合			
洲本市・南あわじ市衛生事務組合				管理者	佐	伯	忠 良
管理者	柳		実 郎	南但広域行政事務組合			
淡路広域行政事務組合				管理者	井	上	英 俊
管理者	柳		実 郎	中播北部行政事務組合			
宍粟環境事務組合				管理者	足	立	理 秋
管理者	白	谷	敏 明	くれさか環境事務組合			
小野市、社町、東条町環境施設事務組合				管理者	爲	則	政 好
管理者	蓬	萊	務	猪名川上流広域ごみ処理施設組合			
北但行政事務組合				管理者	柴	生	進
管理者	中	貝	宗 治	豊中市伊丹市クリーランド			
にしはりま環境事務組合				管理者	一	色	貞 輝
管理者	山	口	聖 治				

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制 組織図 (別 図)



(様式第1号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援要請書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づく
応援調整を要請します。

記

1 連絡先

担当部課			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 災害の状況 <わかる範囲で記載>

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

3 第一期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

	項 目	内 容
し 尿	仮設トイレ (要・不要)	・基数 (基) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	バキューム車 (要・不要)	・種類と台数 (t車 台) (t車 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
ご み	収集車 (要・不要)	・種類 (パッカー車、平積み車等) と台数 (2 t ダンプ : 台) (: 台) (4 t ダンプ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	その他 収集運搬機材 (要・不要)	・種類と台数 (0.1 m ³ 級バックホウ(フォーク付) : 台) (: 台) (0.25 m ³ 級バックホウ(フォーク付) : 台) (: 台) (オイルローダー-0.34 m ³ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	作業員 (運転手を除く) (要・不要)	・人員数 (名) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()

4 第二期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項 目		内 容
し 尿	処理 (要・不要)	・量 (t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	焼却等中間処理 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
ご み	最終処分 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	その他	

5 災害廃棄物の発生状況と仮置場 (単位: トン) <わかる範囲で記載>

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	量	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

仮置場の住所

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(様式第2号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援内容報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき
行った応援内容について報告します。

記

1 記入者

担当部課			
職氏名			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 第一期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

項目	車両、資機材等の名称	応援先 市町名	応援日と台数または人員数				
			/	/	/	/	/
し 尿	仮設トイレ (有・無)	—					
		—					
		—					
尿	バキューム車 (有・無)	t 車					
		t 車					
		t 車					
ご	収集車 (有・無)	2 t ダンプ					
		4 t ダンプ					
み	その他 収集運搬機材 (有・無)	0.1 m ² 級ハックホウ(フォーク付)					
		0.25 m ² 級ハックホウ(フォーク付)					
		ホイールローダー 0.34 m ²					
作業員 (有・無)							

3 第二期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

	項 目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量				
				/	/	/	/	/
し 尿	処理 (有・無)	—						
		—						
		—						
		—						
ご み	焼却等中間処理 (有・無)							
み	最終処分 (有・無)							

	項 目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量				
				/	/	/	/	/
し 尿	処理 (有・無)	—						
		—						
		—						
ご み	焼却等中間処理 (有・無)							
み	最終処分 (有・無)							

	項 目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量				
				/	/	/	/	/
し 尿	処理 (有・無)	—						
		—						
		—						
ご み	焼却等中間処理 (有・無)							
み	最終処分 (有・無)							

(様式第3号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき
災害時における応援体制等について報告します。

記

1 災害時の連絡先

担当課名	担当者職氏名	電話	F A X	メールアドレス

2 ごみの仮置場の確保状況

名称	所在地	面積 (㎡)

3 応援備蓄資機材等の保有状況

仮 設 ト イ レ	種類	商品名等		基数	内身障者用基数
	①便槽式(建設現場などで使われているもので、便槽に貯留し汲み取るもの)				
	②下水放流式(下水マンホール上に設置し、下水管に落としこむもの)				
	③組立型便槽式(①の組立型)				
	④組立型下水放流式(②の組立型)				
収 集 運 搬 機 材 等	種類	能力	台数	能力	台数
	バキューム車	t車	台	t車	台
	パッカー車	t車	台	t車	台
	平積み車	t車	台	t車	台
			台		台
処 理 施 設	種類	処理能力		平均日処理量	
	し尿		kℓ/日		kℓ/日
	ごみ焼却等		t/日		t/日
	ごみ受入条件				

【協定 1-4】**阪神7市1町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定**

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、疫学調査、感染症患者の入院の勧告又は措置その他治療及び感染症対策作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- (9) ボランティアに関する情報の提供
- (10) その他応急対策活動に必要な措置

2 協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

（隣接地域の応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費の負担については、応援市町と被応援市町が別に協議するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の実施)

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練を実施するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

平成5年5月1日成立した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

この協定は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月27日

尼崎市長	宮田 良雄	西宮市長	山田 知	芦屋市長	北村 春江
伊丹市長	松下 勉	宝塚市長	正司 泰一郎	川西市長	柴生 進
三田市長	岡田 義弘	猪名川町長	真田 保男		

阪神7市1町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、7市1町が締結している「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」(以下「協定書」という。)第11条の規定に基づき、具体的な運用を定めるものとし、阪神間が連携を保ち、応急対策活動を迅速かつ的確に行い、災害から住民の生命財産を守る広域的な防災体制の整備を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 この実施細目に係る事務局は、協定市町が担当するものとする。

(協定市町の区分)

第3条 協定市町を次のとおり東部、西部の市町に区分し、救援・救護活動に当たるものとする。

- (1) 東部地域
尼崎市・伊丹市・川西市・猪名川町
- (2) 西部地域
西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

(連絡担当市町)

第4条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表のとおり定める。

地 域	連絡担当市町	副連絡担当市町
東 部	尼崎市	伊丹市
西 部	西宮市	宝塚市

(情報の収集及び伝達方法)

第5条 災害が発生した場合、被災市町は、別紙1「応援要請書」により、速やかに前条に定める各地域の連絡担当市町に連絡する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭により要請を行い、後に別紙1「応援要請書」を速やかに提出するものとする。なお、連絡担当市町が被災等により連絡事務を行いがたい場合は、副連絡担当市町が事務を代行する。

- 2 連絡を受けた連絡担当市町は、地域内の他市町に前項の内容を伝達し、救援・救護が必要な場合は地域内の状況を取りまとめ、応援体制を被災市町に連絡する。
- 3 前項までの連絡方法が取りがたい場合は、協定書第6条の規定により応援要請を待たずに応援要請を行うことができる。
- 4 第3項までの連絡方法は、応急時(発災から7日以内)までとし、復旧時以降(発災から8日目以降)の連絡方法に関しては、災害の程度等を考慮し、状況により適時対処するものとする。
- 5 各市町の連絡先は別紙2「阪神地域防災連絡網」のとおりとする。この「阪神地域防災連絡網」の内容に変更が生じた際は、事務局まで連絡することとする。
- 6 前項に定めるもののほか、災害発生時において連絡担当市町は、兵庫県災害対策阪神南地方本部(兵庫県阪神南県民局)、兵庫県災害対策阪神北地方本部(兵庫県阪神北県民局)と連絡を取るものとする。
- 7 前項の連絡を受けた兵庫県災害対策阪神南地方本部及び阪神北地方本部は、協定書第

5条第1項の応援内容について最大限の協力をするものとする。

8 応援要請の有無にかかわらず応援活動を実施した各市町は、別紙3「応援活動報告書」により、被応援市町に報告するものとする。

(救援物資に係る応援の方法及び目標)

第6条 協定書第5条第1項第1号に規定する被災者の食糧その他生活必需品の提供については、別紙4「各市町の備蓄状況」を基に被応援市町に提供するものとする。

2 食糧の確保については、災害の規模、場所等により異なるが、概ね発災直後(3日以内)を目標とする。

(応援経費の負担について)

第7条 応援の実施に要した費用は、原則として発災から復旧時まで(1カ月以内)は、応援市町が負担するものとする。

2 疑義が生じた場合及び復興時以降については、協定市町がその都度協議して定める。

(細目の改正)

第8条 実施細目について、改正の必要があると認められるときは、協定市町が協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則この実施細目は、平成22年4月1日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

この実施細目の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月25日

尼崎市長	白井 文	西宮市長	山田 知	芦屋市長	山中 健
伊丹市長	藤原 保幸	宝塚市長	中川 智子	川西市長	大塩 民生
三田市長	竹内 英昭	猪名川町長	福田 長治		

別紙 1

応 援 要 請 書

被 応 援 側 市 町			
応 援 要 請 先 市 町			
応 援 要 請 日 時			
災 害 発 生 日 時			
災 害 発 生 場 所			
災 害 の 概 要 ・ 災 害 種 別 ・ 災 害 の 状 況 等			
応 援 要 請 内 容			
集 結 場 所			
そ の 他 必 要 事 項			
被 応 援 側 担 当 者	職 氏 名 連 絡 先	連 絡 担 当 市 町 の 担 当 者	職 氏 名 連 絡 先

別紙 2

阪神地域防災連絡網

平成 年 月 日現在

	電話回線		衛星電話	
	電話	FAX	電話	FAX
尼崎市	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
西宮市	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
芦屋市	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
伊丹市	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
宝塚市	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
川西市	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
三田市	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
猪名川町	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
阪神南県民局	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				
阪神北県民局	(昼)			
	(夜)			
担当部局 職・氏名				

別紙3

応援活動報告書

応援側市町	
要請受理日時または 災害認知日時	
応援活動場所	
応援活動期間	
災害発生場所	
応援活動組織等 (指揮者・人員・車両等)	
応援活動の内容	
使用器材及び 消費物品等	
その他参考事項	
応援側市町担当者	職 氏名 TEL

別紙 4

各市町の備蓄状況
(食糧・生活必需品)

平成 年 月 日現在

種類	品名	市町名			
食糧	乾パン				
	おかゆ				
	アルファーマ				
	粉ミルク				
	非常食				
	飲料水				
	その他				
生活必需品	毛布				
	紙おむつ				
	生理用品				
	ポリ容器				
	シート				
	その他				

消防相互応援に関する覚書

平成9年11月1日付で、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間で締結した「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）」に基づき、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目（以下「協定実施細目」という。）」の規定にかかわらず、協定市町との間に消防相互応援に関し、この覚書を締結する。

（応援の種別）

第1条 消防相互応援は、次に掲げる応援とする。

- (1) 通常応援 協定市町に相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合に応援要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の地域内に災害が発生した場合に当該災害発生地を管轄する消防長の要請を受けて出動する応援

（通報義務）

第2条 協定市町の消防長は、その隣接する市町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合は、直ちにその旨を災害発生地（災害が発生するおそれがある地域を含む。以下同じ。）を管轄する消防長へ通報するものとする。

（通常応援の通報）

第3条 第1条第1号に規定する通常応援に出動した場合は、直ちにその旨を災害発生地の消防本部へ通報するものとする。

（特別応援の要請）

第4条 第1条第2号に規定する特別応援の要請は、協定市町の消防本部を通じて行ない、様式1号により、次の各号に掲げる事項を明示してするものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

（指揮）

第5条 協定書第5条第8号に規定する消防、救急、水防作業隊（以下「応援隊」という。）の指揮は、災害発生地を管轄する消防長又は消防署長が応援隊の長に対して行うものとする。

（応援時の即報）

第6条 応援市町の消防長は、応援活動が終了したときは、災害発生地を管轄する消防長へ様式第2号により、その応援の概要を即報するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援の実施に要した費用の負担は、協定実施細目第7条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市町において負担する経費
 - ア 公務上の災害補償費
 - イ 旅費及び出動手当

- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 被応援市町において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを。）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- オ 賞じゅつ金等

2 前項の規定に疑義が生じた場合は、応援市町と災害発生地消防長が、協議して定めるものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町の消防長は、毎年4月1日で、次の各号に掲げる資料を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力現況一覧表
- (2) 救急告示医療機関に関する資料
- (3) その他参考資料

(実施の細目)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項又は疑義を生じた事項については、そのつど協定市町の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

付 則

この覚書は、平成13年3月1日から効力を生ずる。

この覚書の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町の消防長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年3月1日

尼 崎 市 消 防 長	近 成 義 男
西 宮 市 消 防 長	川 崎 洋 光
芦 屋 市 消 防 長	鈴 木 惠 太 郎
伊 丹 市 消 防 長	藤 原 稔 三
宝 塚 市 消 防 長	宮 先 昇
川 西 市 消 防 長	上 浦 和 祥
三 田 市 消 防 長	安 井 昭 久
猪 名 川 町 消 防 長	井 谷 丈 志

【協定 1-5】神戸市近隣 7 市 1 町との災害応急対策活動 の相互応援に関する協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第 3 条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第 4 条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第 5 条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

（緊急応援）

第 6 条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

（1） 応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

（2） 救援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費**（3） 車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費****（4） 機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費**

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（実施の細目）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月2日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和45年3月9日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年10月24日から効力を生ずる。

2 平成8年6月1日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月11日

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立 郎

三田市三輪2-1-1

三 田 市

代表者 三田市長 岡 田 義 弘

芦屋市精進町 7 - 6

芦屋市

代表者 芦屋市長 山中 健

三木市上の丸 1 0 - 3 0

三木市

代表者 三木市長 藪本 吉 秀

西宮市六湛寺町 1 0 - 3

西宮市

代表者 西宮市長 山田 知

加古郡稲美町国岡 1 3 5 - 1

稲美町

代表者 稲見町長 赤松 達 夫

宝塚市東洋町 1 - 1

宝塚市

代表者 宝塚市長 阪上 善 秀

明石市中崎 1 丁目 5 - 1

明石市

代表者 明石市長 北口 寛 人

神戸市近隣7市1町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市(以下「協定市町」という。)との間で締結した災害時における相互応援協定(以下「協定」という。)第10条の規程に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協定市町の区分)

第2条 協定参加市町を次の通り地域別に区分する。

- (1) 阪神地域
西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市
- (2) 神戸地域
神戸市
- (3) 東播磨地域
三木市・稲美町・明石市

(連絡担当市町)

第3条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表の通り定める。

地 域	連絡担当市町	副連絡担当市町
阪神地域	芦 屋 市	三 田 市
神戸地域	神 戸 市	な し
東播磨地域	明 石 市	三 木 市

- 2 災害が発生した場合、被災市町は、速やかに連絡担当市町に被害状況・応援要請内容等を連絡し、連絡を受けた連絡担当市町は、被災市町からの連絡内容を地域内の他市町及び他地域の連絡担当市町に連絡する。
- 3 連絡担当市町が被災等により、情報収集・連絡事務等を行いがたい場合は、副連絡担当市町が連絡担当市町の事務を代行する。
- 4 連絡担当市町及び副連絡担当市町は、その事務を行うにあたり、地域内の他市町に協力を要請することができる。

(経費の請求)

第4条 協定第8条に定める応援に要した経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書(関係書類添付)により、各市町の連絡担当部局を経由して応援要請市町の市町長に対して行うものとする。

(緊急応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 協定第6条の規定による緊急応援活動に要する経費の請求については、前条の規定を準用する。

(資料情報等の交換)

第6条 協定第9条に定める資料情報等については、次のとおりとする。

- (1) 連絡担当部局の課名・担当責任者及び同代理者の職氏名・電話番号その他連絡に必要な事項
- (2) 緊急物資及び資機材等の保有状況

(3) その他必要と考えられる事項

(防災担当者会議の設置)

第7条 協定締結市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、定期的に防災担当者の会議を開催し、意見・情報等の交換を行う。

(その他)

第8条 この実施細目によりがたい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、その都度協定締結市町が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 平成9年10月23日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定に関する実施細目は廃止する。

【協定 1-6】 神戸市・三田市消防相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、神戸市（以下「甲」という。）又は三田市（以下「乙」という。）の区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第 2 条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第 1 に定める区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市（以下「被災地」という。）の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第 2 に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援（ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。）

(通常応援の方法)

第 3 条 前条第 1 号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第 4 条 第 2 条第 2 号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第 5 条 応援を受けた市（以下「受援市」という。）の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援を行った市（以下「応援市」という。）の消防長は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第 6 条 応援市の消防隊等は、受援市長の委任を受けた消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難しいときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第 8 条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(情報交換会)

第 9 条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協議)

第 10 条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して覚書に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、締結の日から施行する。

(旧協定の廃止)

2 神戸市・三田市消防相互応援協定書（平成 16 年 12 月 1 日締結）は廃止する。

(締結前の経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の神戸市・三田市消防相互応援協定書（以下「旧協定」という。）に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 1 月 12 日

甲 神戸市長 矢田 立郎

乙 三田市長 岡田 義弘

別表第 1（第 2 条第 1 号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	1 北区長尾町 2 北区道場町（生野字南山を除く。） 3 北区鹿の子台北町 4 北区鹿の子台南町 5 北区上津台 6 北区赤松台	災害等に応じた消防隊等
三田市	神戸市及び三木市と三田市との境界線、県道下相野東条線、県道福住三田線、国道 176 号並びに三輪交差点と山田川滑谷えん堤と大岩岳とを結ぶ線によって囲まれた区域	

別表第 2（第 2 条第 2 号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域	災害等に応じた消防隊等
三田市	三田市域	

注 災害等の規模により両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定等により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

神戸市・三田市消防相互応援覚書

(趣旨)

第 1 条 この覚書は、神戸市と三田市（以下「両市」という。）が締結した神戸市・三田市消防相互応援協定（平成 19 年 1 月 12 日締結。以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき、両市の消防相互応援に必要な事項を定めるものとする。

(応援の通知)

第 2 条 協定第 2 条第 1 号の通常応援を行うときは、速やかに次の事項を被災地の消防機関に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別とその概要及びその発生場所
- (2) 災害等の通報者の氏名及び電話番号
- (3) 応援出動部隊の指揮者の職及び氏名
- (4) 応援出動隊名及び無線呼出し名称

2 協定第 2 条第 2 号の特別応援を要請するときは、被災地の消防長は、次の事項を、応援を求めようとする市の消防長に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別及びその概要並びに発生場所
- (2) 必要な機械器具及び化学消火薬剤
- (3) 誘導員の配置の有無及びその位置
- (4) 応援要請に係る連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

(現場報告)

第 3 条 応援隊の最高指揮者は、災害等の現場に到着したときは、遅滞なく応援隊の車種及び隊数を受援市の現場最高指揮者に報告するものとする。

2 応援隊の最高指揮者は、災害等の現場を引き揚げるときは、受援市の現場最高指揮者に次の事項を報告するものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両及び資機材の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(現場指揮)

第 4 条 応援隊の最高指揮者は、受援市の現場最高指揮者に現場指揮について助言することができる。

(活動報告)

第 5 条 応援市の消防長は、応援隊が所属する消防署所に帰着したとき、速やかに応援活

動の概要を様式第 1 により受援市の消防長に報告するものとする。

(応援経費の算定)

第 6 条 協定第 7 条第 1 項第 2 号に規定する化学消火薬剤等の使用に係る経費については、使用量にその購入単価を乗じて得た額とする。ただし、円以下は切り捨てるものとする。

(資料の交換)

第 7 条 協定第 8 条に規定する資料は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消防地水利の状況
- (2) 消防力の現況
- (3) 救急病院の状況
- (4) 危険物施設の現況
- (5) その他災害等の対応に必要なもの

2 前項の資料は、各 2 部ずつ交換するものとし、変更の都度行うものとする。

(情報交換会)

第 8 条 協定第 9 条に規定する情報交換会は、年に 1 回開催するものとし、事務局は、両市の持ち回りとする。

(覚書の改正)

第 9 条 この覚書に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この覚書は、締結の日から施行する。

(旧覚書の廃止)

2 神戸市・三田市消防相互応援覚書（平成 16 年 12 月 1 日締結）は廃止する。

(保管)

3 本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両市それぞれの消防長が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 1 月 12 日

神戸市消防長 平井 健二

三田市消防長 清水 和雄

【協定 1-7】 三田市・篠山市災害応急対策活動の相互応援に関する協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、三田市及び篠山市（以下「協定市」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内において災害が発生した場合において、協定市が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の入院の勧告又は措置及び消毒作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急及び水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

（緊急応援）

第6条 協定市は、前条の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市（以下「被応援市」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市（以下「応援市」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次に掲げるところにより被応援市が負担するものとする。

(1) 応援職員の旅費等

ア 応援市の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

(2) 救援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費

(3) 車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

(4) 機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市、被応援市双方協議して定めるものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(訓練への参加)

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、協定市が行う防災訓練等に参加することができる。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市が協議のうえ決定するものとする。

付 則

1 この協定は、平成13年4月12日から効力を生ずる。

2 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、協定市長記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年4月12日

三田市三輪2丁目1番1号

三 田 市

三田市長 岡 田 義 弘

篠山市北新町41番地

篠 山 市

篠山市長 瀬 戸 亀 男

【協定 1-8】 三田市・篠山市消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、三田市（以下「甲」という。）と篠山市（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲又は乙の区域内に火災又は救急・救助事故及びその他の災害（以下「火災等の災害」という。）が発生した場合において、甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第 2 条 甲又は乙の区域内において火災等の災害が発生し、この協定に基づく応援を受けようとするときは、火災等の災害の発生地（以下「被災地」という。）を管轄する市の消防長から要請のあった場合は、応援隊を派遣するものとする。（ただし、甲又は乙の境界付近で火災等の災害が発生した場合に要請を受けずに出動したとき若しくは甲又は乙の消防長が応援の必要があると認めて出動したものは、この応援要請に基づいて行ったものとみなす。）

（災害の種別）

第 3 条 この協定に基づき応援活動を必要とする災害の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 救急・救助
- (3) 地震・風水害等
- (4) その他応援活動を必要とするもの

（応援隊の派遣）

第 4 条 応援を行う市の消防長は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させて必要な活動を行うとともに、受援市の消防長に対してその旨を通知するものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援隊は、消防組織法第 47 条の規定に基づき、受援市長の委任を受けた消防長又は消防署長の指揮の下に活動するものとする。

（応援の経費）

第 6 条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
 - エ 被服の損料費
 - オ 上記以外の人件費その他の経費
- (2) 受援市において負担する経費
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費（応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市の負担とする。
- カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についてはその都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（委任）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年5月1日から実施する。
- 2 平成11年5月1日締結の三田市・篠山市消防相互応援協定は、廃止する。
- 3 本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年5月1日

甲 三田市長 岡田義弘

乙 篠山市長 酒井隆明

消防相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、三田市（以下「甲」という。）と篠山市（以下「乙」という。）が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、消防相互応援に関し必要な事項を定める。

(応援要請)

第2条 協定第2条の応援要請は、電話・ファクシミリ（様式第1号）又は口頭により行う。

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 火災等の災害発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

3 前項の応援要請は、次の連絡担当部局を通じて行うものとする。

三田市消防本部消防課
篠山市消防署通信係

(応援の報告)

第3条 応援隊の長は、現場に到着したときは、受援市の現場最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨報告するものとする。

(現場引き揚げ)

第4条 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要な事項を指揮者に報告するものとする。

(応援の通報)

第5条 応援市の消防長は、応援隊が帰庁した後速やかに、出動した人員、車両等の概要を様式第2号により受援市の消防長に通知するものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、平成19年5月1日から実施する。

2 本成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年5月1日

甲 三田市消防長

清 水 和 雄

乙 篠山市消防長

大 前 良 太

【協定 1-9】 三木市・三田市消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、三木市（以下「甲」という。）又は三田市（以下「乙」という。）の区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、若しくは発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、災害等の発生場所を管轄する消防長の要請に基づき出動する応援。ただし、応援市が災害等の状況により、被応援市の要請を待たずに応援出動した場合は、被応援市から要請があったものとみなす。

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援市の消防長は、災害等の発生場所を管轄する消防長に通知するとともに、その災害に応じた消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援市の消防長は、災害等の発生場所を管轄する消防長の要請を受けたときは、その災害等に応じた消防隊等を出動させるものとする。ただし、応援市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

2 被応援市の消防長は、応援要請に際して、次の事項を応援市の消防長に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別及びその概要並びに発生場所
- (2) 必要な機械器具及び化学消火薬剤
- (3) 誘導員の配置の有無及びその位置
- (4) 応援要請に係る連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

(通報義務)

第5条 被応援市の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援市の消防長は、遅滞なく災害等の発生場所を管轄する消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防長等は、災害等の発生場所を管轄する消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 車両及び機械器具の燃料（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等

カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 被応援市において負担する経費

ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したもの）

イ 宿泊費及び食料費

ウ 化学消火薬剤等資機材費

エ 現場活動中に第三者に与えた損失補償費

オ 賞じゅつ金及び賞慰金

2 前項に規定する以外の経費又は同項の規定により難いときは、甲乙協議の上定める。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

（情報交換会）

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、情報交換会を開催するものとする。

（協議）

第10条 甲又は乙が、協定の内容について疑義が生じた場合又は改正する必要があると認めた場合は、甲及び乙は協議の上決定するものとする。

（委任）

第11条 この協定の実施に関し必要事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 三木市・三田市消防相互応援協定書（昭和60年11月1日締結）は廃止する。

3 三田市・吉川町消防相互応援協定書（昭和54年7月1日締結）は廃止する。

4 この協定の締結前に廃止前の三木市・三田市消防相互応援協定書及び三田市・吉川町消防相互応援協定書（以下「旧協定」という。）に基づいて行った応援の経費負担については、旧協定の例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月6日

甲 三木市長 藪本吉秀

乙 三田市長 竹内英昭

別表第 1

通常応援出動区分表

被応援市	出 動 区 域	出 動 隊
三木市	三木市と三田市の境界に係る三木市域	災害に応じた消防隊等
	吉川町のうち 富岡、新田、上荒川及び福吉	
三田市	三田市と三木市の境界に係る三田市域	
	大川瀬、上相野、下相野、テクノパーク、 上内神及び馬渡	

別表第 2

特別応援出動区分表

被応援市	出 動 区 域	出 動 隊
三木市	三木市域	災害に応じた消防隊等
三田市	三田市域	

注 1 被応援市の要請により、出動隊を増強することができる。

注 2 出動隊は、甲乙相互の消防力及び両市内の災害発生状況を勘案した数とする。

注 3 災害等の規模により、両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定により、兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

三木市・三田市消防相互応援覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、三木市と三田市（以下「両市」という。）が締結した三木市・三田市消防相互応援協定（平成17年10月24日締結。以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、両市の消防相互応援に必要な事項を定めるものとする。

(応援の通知)

第2条 協定第2条第1号の通常応援を行うときは、速やかに次に掲げる事項を火災及び火災を除く災害又は救急事故（以下「災害等」という。）の発生場所を管轄する消防機関に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別とその概要及びその発生場所
- (2) 災害時等の通報者の氏名及び電話番号
- (3) 応援出動部隊の指揮者の職名及び氏名
- (4) 応援出動隊名及び無線呼出し名称

(現場報告)

第3条 応援隊の指揮者は、災害等の現場に到着したときは、遅滞なく応援隊の車種及び隊数を被応援市の現場最高指揮者に報告するものとする。

2 応援隊の指揮者は、災害等の現場を引き上げるときは、災害等の発生場所を管轄する現場最高指揮者に次の事項を報告するものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両及び資機材の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(現場指揮)

第4条 応援隊の統括指揮者は、災害等の発生場所を管轄する現場最高責任者に現場指揮について助言することができる。

(活動報告)

第5条 応援市の消防長は、応援隊が所属する消防署所に帰着したときは、速やかに応援活動の概要を様式第1により被応援市の消防長に報告するものとする。

(応援経費の算定)

第6条 協定第7条第1項第2号に規定する化学消火薬剤等の特殊な消火薬剤の使用に係る経費については、使用量にその購入単価を乗じて得た額とする。ただし、円以下は切り捨てるものとする。

(資料の交換)

第7条 協定第8条に規定する資料は、次に定めるものとする。

- (1) 消防水利の状況
- (2) 消防力の現況
- (3) 救急病院の状況
- (4) 危険物施設の状況
- (5) その他災害等の対応に必要なもの

2 前項の資料は、各自その1部ずつを交換するものとし、変更の都度行うものとする。

(情報交換会)

第8条 協定第9条に規定する情報交換会は、随時開催するものとする。

(覚書以外の事項)

第10条 この覚書に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度両市消防長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、締結の日から有効とする。
- 2 三木市・三田市消防相互応援覚書（昭和60年11月1日締結）は破棄する。
- 3 三田市・吉川町消防相互応援覚書（昭和54年7月1日締結）は破棄する。この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両市それぞれの消防長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月6日

三木市消防長 高 谷 尚 志

三田市消防長 今 西 竹 夫

様式第 1 (第 5 条関係)

応援活動即時報告書
(三木市・三田市消防相互応援)

応援側消防本部	
担当者(所属・職・氏名)	
連絡先電話番号	
報告日時	年 月 日 時 分
災害種別(火災・救急・その他災害)	
発生場所	
覚知時刻	年 月 日 時 分

	第 1 小隊	第 2 小隊
車両呼称(*1)		
部 隊(*2)		
車 種(*3)		
指揮者名		
人 員(*4)	名	名
出 発(*5)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場到着(*6)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
現場引揚(*7)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
帰 庁(*8)	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
活動場所		
応援活動の概要		
使用資機材		
消費資機材		
隊員の負傷(*9)		
資機材の損傷(*10)		
その他特記事項		

- *1 各消防本部における無線呼称を記載する。
- *2 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に準じ、指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の区分により記載する。
- *3 指揮車、ポンプ車、水槽付きポンプ車、科学車、救助工作車(Ⅱ型)、高規格救急車、支援車、毒劇物災害対応車、大型化学車、大型高所放水車等に区分し記載する。
- *4 指揮者を含む総乗組人員数を記載する。
- *5 原則として応援隊が常駐署所から出動した時刻とするが、消防本部内で集結後、移動を開始した場合は、移動を開始した時刻とする。
- *6 活動を要請された場所又は現地対策本部等に到着した時刻を記載する。
- *7 活動を要請された場所又は現地対策本部等を引揚げた時刻を記載する。
- *8 常駐署所に帰庁した時刻を記載する。
- *9、*10 事案があれば、詳細を別紙で作成する。

【協定 1-10】 三田市・北はりま消防組合消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、三田市（以下「甲」という。）と北はりま消防組合（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の管轄区域内において、火災又は救急・救助事故及びその他の災害（以下「火災等」という。）が発生した場合、甲乙相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲又は乙の管轄区域内において火災等が発生し、この協定に基づく応援を受けようとするときは、火災等の発生地を管轄する消防長は、相手方の消防長に対して応援を要請し、要請を受けた消防長は、この要請に基づき、消防職員による応援隊を派遣するものとする。ただし、各消防長は、甲又は乙の管轄区域境界付近で発生した火災等を覚知した場合、又は火災等の規模により相当の被害が予想される場合は、相手方の消防長の応援の要請を受けることなく応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の派遣）

第3条 応援の要請を受けた（以下「応援側」という。）消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、応援の要請を行った（以下「受援側」という。）消防長に対してその旨を連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援側の消防長又は消防署長の指揮の下に行動するものとする。

（応援の経費）

第5条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側において負担する経費

ア 公務災害補償に要する費用

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援側において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金等

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担とする。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

（賞じゅつ金等の負担）

第6条 応援側の職員の賞じゅつ金等の給付は、応援側の条例を適用し、受援側の負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（委任）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 三田市・加東市消防相互応援協定書（平成18年6月29日締結）は廃止する。
- 3 この協定の締結前に廃止前の三田市・加東市消防相互応援協定書に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年5月31日

三田市長

竹 内 英 昭

北はりま消防組合
管理者 加東市長

安 田 正 義

三田市・北はりま消防組合消防相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、三田市（以下「甲」という。）と北はりま消防組合（以下「乙」という。）が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第8条に基づき、協定の実施細目について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 協定第2条の応援要請は、電話又は口頭により行い、次の事項を明示するものとする。

- (1) 火災又は救急救助事故及びその他の災害の発生場所（以下「現場」という。）及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

2 前項の応援要請は、次の連絡担当課を通じて行うものとする。

三田市消防本部消防課

北はりま消防本部警防部警防課

(応援の報告)

第3条 応援隊の長は、現場に到着したときは、受援側の現場最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨を報告しなければならない。

2 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要な事項を指揮者に報告するものとする。

(応援の通知)

第4条 受援側の消防長は、応援隊が帰庁した後速やかに、出動した人員、車両等の概要を別記様式により受援側の消防長に通知するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙の消防長が協議して決定するものとする。

附 則

1 この覚書は、締結の日から施行する。

2 三田市・加東市消防相互応援に関する覚書（平成18年6月29日締結）は廃止する。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙それぞれの消防長は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年5月31日

三田市消防本部
消防長 谷 石 昌 一

北はりま消防組合
消防長 藤 本 喜 一

【協定 1-11】**中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定**

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、中国自動車道（以下「中国道」という。）のうち、兵庫県の区域における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中国道のうち兵庫県の区域における消防業務等の円滑化をはかるため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第2条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市等が、中国道（この協定に定める応援区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第3条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第4条 第2条第2号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

（災害（救急事故を除く。）の事務処理）

第6条 火災鎮火後の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(救急事故の事務処理)

第7条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3) 旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則**(実施期日)**

1 この協定は、平成27年9月26日から実施する。

(旧協定の廃止)

2 中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定（平成26年3月31日締結）は廃止する。

(経費負担)

- 3 この協定の締結前に廃止前の中国自動車道のうち兵庫県の区域における相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

- 4 本協定の成立を証するため、この協定書 10 通を作成し、市等において各 1 通を保有する。

平成 27 年 9 月 26 日

川西市長 大 塩 民 生

伊丹市長 藤 原 保 幸

宝塚市長 中 川 智 子

西宮市長 今 井 岳 司

三田市長 森 哲 男

神戸市長 久 元 喜 造

三木市長 藪 本 吉 秀

北はりま消防組合管理者

加東市長 安 田 正 義

姫路市長 石 見 利 勝

西はりま消防組合管理者

栗 原 一

別表（第2条関係）
通常応援出動区分表

応援市町等名	応援区域
宝塚市	下り線のうち宝塚市と西宮市の境界から西宮北インターチェンジまでの区間
西宮市	上り線のうち西宮市と宝塚市の境界から宝塚インターチェンジまでの区間及び下り線のうち西宮市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間
三田市	上り線のうち神戸三田インターチェンジから西宮北インターチェンジまでの区間及び吉川ジャンクションの舞鶴若狭自動車道上り線から中国自動車道上下線に通じるランプ出口までの区間
神戸市	下り線のうち神戸市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間
三木市	上り線のうち三木市と神戸市の境界から神戸三田インターチェンジまでの区間及び下り線のうち三木市と加東市の境界からひょうご東条インターチェンジまでの区間
北はりま消防組	上り線のうち加東市と三木市の境界から吉川インターチェンジまでの区間及び下り線のうち加西市と福崎町の境界から福崎インターチェンジまでの区間
姫路市	上り線のうち福崎町と加西市の境界から加西インターチェンジまでの区間及び下り線のうち姫路市と宍粟市の境界から山崎インターチェンジまでの区間
西はりま消防組	上り線のうち姫路市と宍粟市の境界から <u>夢前スマートインターチェンジ（※）</u> までの区間

（※）夢前スマートインターチェンジについては、姫路市及び西はりま消防組合との協議により活用することとした。

中国自動車道のうち兵庫県における 消防相互応援協定に基づく覚書

中国自動車道のうち兵庫県における消防相互応援協定第10条の規定に基づき、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合（以下「市等」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第1条 消防本部は、協定第2条第1号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨を応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第2条 協定第4条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 災害の種別、場所及びその概要
- (2) 応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- (3) 誘導員の配置状況
- (4) 応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第3条 消防本部は、協定第2条第2号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第4条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、電話又はファクシミリで受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第5条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に基づく所定の様式によるほか、火災調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

（医療機関）

第6条 消防本部は、中国道における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所

在地等関係事項を調査のうえ、相互に情報交換するものとする。

- 2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市等の消防長が協議して定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この覚書は、平成29年2月6日から実施する。

(旧覚書の廃止)

- 2 中国道のうち兵庫県の区域における消防相互応援に関する協定に基づく覚書（平成26年3月31日締結）は廃止する。

(保管)

- 3 本覚書の成立を証するため、この覚書10通を作成し、各消防本部において各1通を保有する。

平成29年2月6日

川 西 市 消 防 長	矢 内 光 彦
伊 丹 市 消 防 長	柳 田 尊 正
宝 塚 市 消 防 長	石 橋 豊
西 宮 市 消 防 長	坂 本 健 治
三 田 市 消 防 長	平 阪 義 弘
神 戸 市 消 防 長	菅 原 隆 喜
三 木 市 消 防 長	藤 原 秀 行
北はりま消防組合消防長	上 田 昌 善
姫 路 市 消 防 長	中 川 勝 正
西はりま消防組合消防長	横 田 京 悟

別記様式（第4条関係）

応援（火災・救急・救助・その他）即時通報

応援 消防本部					受援 消防本部		
発生地							
発生年月 日	年			月	出動部隊		
出火・発生時刻 覚知時刻 鎮火・救急の搬送時刻	分	分	分	時	消防吏員	名	台
				時	高速会社	名	台
				時	警察官	名	台
				時	その他	名	台
災害等の概要							
応援隊							
出動隊名	人員	出動時刻	帰署時刻	放水時刻 開始	終了	消火 薬剤	備考
部隊の 活動状況							
特記事項							
発信取扱 者 所属・氏名				受信取扱 者 所属・氏名			

【協定 1-12】**中国自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書**

川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、姫路市、西はりま消防組合の各消防本部（以下「消防本部」という。）、兵庫県企画県民部（以下「県」という。）及び西日本高速道路株式会社関西支社（以下「会社」という。）は中国自動車道（以下「中国道」という。）のうち兵庫県の区域における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

（消防業務等の実施）

第1条 消防本部は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合、原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。

（通行方法）

第2条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。

（訓練等）

第3条 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ会社に連絡するものとする。

（会社）

第4条 会社は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、次の事項について消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう努めるものとする。

- (1) 消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
- (2) 消防水利施設等の維持管理及び充実強化
- (3) 消防本部に対する災害の的確な通報及び必要な情報の提供
- (4) 災害の現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導及び支援
- (5) 消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力

（県）

第5条 県は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

（情報交換）

第6条 消防本部、県及び会社は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成 26 年 3 月 31 日から実施する。
- 2 中国道における消防及び救急等の業務に関する覚書（平成 19 年 6 月 7 日締結）は廃止する。
- 3 本覚書の成立を証するため、この覚書 12 通を作成し、各 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 31 日

川西市消防長	藪野 正巳	伊丹市消防長	上原 登
宝塚市消防長	石橋 豊	西宮市消防長	坂本 健治
三田市消防長	西山 勝	神戸市消防長	嶋 秀穂
三木市消防長	森本 英樹		
北はりま消防組合消防長		岸本 耕一	
姫路市消防長		中川 勝正	
西はりま消防組合消防長		横田 京悟	
兵庫県防災監		杉本 明文	
西日本高速道路株式会社			
関西支社 道路管制センター長		安宅 健	

【協定 1-13】 舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、舞鶴若狭自動車道（以下「舞鶴若狭道」という。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、敦賀美方消防組合、若狭消防組合、舞鶴市、綾部市、福知山市、丹波市、丹波篠山市、三田市、三木市及び神戸市（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、舞鶴若狭道における消防業務等の円滑化を図るため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第 2 条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市等が、舞鶴若狭道（この協定に定める応援区域に限る。）において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第 3 条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

（災害（救急事故を除く。）対応後の事務処理）

第 6 条 災害（救急事故を除く。）の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第 7 条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、

当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3) 旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は、受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、令和6年4月1日から実施する。

(旧協定の廃止)

2 舞鶴自動車道における消防相互応援協定(平成30年4月5日締結)は廃止する。

(経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 この協定の成立を証するため、協定書10通を作成し、市等において各1通を保管する。

令和5年11月21日

敦賀美方消防組合
管 理 者

米 澤 光 治

若狭消防組合管理
者

松 崎 晃 治

舞 鶴 市 長

鴨 田 秋 津

綾 部 市 長

山 崎 善 也

福 知 山 市 長

大 橋 一 夫

丹 波 市 長

林 時 彦

丹波篠山市長

酒 井 隆 明

三 田 市 長 田 村 克 也

三 木 市 長 仲 田 一 彦

神 戸 市 長 久 元 喜 造

別表

通常応援出動区分表

応援市等名	応援区域
敦賀美方消防組合	舞鶴若狭道上り線のうち、若狭町の三方地域と上中地域の境界から若狭上中インターチェンジまでの区間
若狭消防組合	舞鶴若狭道上り線のうち高浜町と舞鶴市の境界から舞鶴東インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち、若狭町の上中地域と三方地域の境界から三方五湖スマートインターチェンジまでの区間
舞鶴市	舞鶴若狭道上り線のうち舞鶴市と綾部市の境界から綾部ジャンクションの京都縦貫道から舞鶴若狭道上り線に通じるランプ出口合流点までの区間及び綾部ジャンクションの京都縦貫道下り線から舞鶴若狭道に通じるランプのうち京都縦貫道上り線から舞鶴若狭道に通じるランプ合流地点までの区間、並びに舞鶴若狭道下り線のうち舞鶴市と高浜町の境界から大飯高浜インターチェンジまでの区間
綾部市	舞鶴若狭道上り線のうち綾部市と福知山市の境界から福知山インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち綾部市と舞鶴市の境界から舞鶴西インターチェンジまでの区間
福知山市	舞鶴若狭道上り線のうち福知山市と丹波市の境界から春日インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち福知山市と綾部市の境界から綾部インターチェンジまでの区間
丹波市	舞鶴若狭道上り線のうち丹波市と篠山市の境界から丹南篠山口インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち丹波市と福知山市の境界から福知山インターチェンジまでの区間
丹波篠山市	舞鶴若狭道上り線のうち丹波篠山市と三田市の境界から三田西インターチェンジまでの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち丹波篠山市と丹波市の境界から春日インターチェンジまでの区間
三田市	舞鶴若狭道上り線のうち三田市と三木市の境界から吉川ジャンクションの区間及び舞鶴若狭道下り線のうち三田市と丹波篠山市の境界から丹南篠山口インターチェンジまでの区間
三木市	舞鶴若狭道下り線のうち三木市と三田市の境界から三田西インターチェンジまでの区間及び吉川ジャンクションの中国道上り線から舞鶴若狭道下り線に通じるランプ出口までの区間
神戸市	吉川ジャンクションの中国道下り線から舞鶴若狭道下り線に通じるランプ出口までの区間

舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定に基づく覚書

舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定（以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき、敦賀美方消防組合、若狭消防組合、舞鶴市、綾部市、福知山市、丹波市、丹波篠山市、三田市、三木市及び神戸市（以下「市等」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第 1 条 消防本部は、協定第 2 条第 1 号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨を応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第 2 条 協定第 4 条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 災害の種別、場所及びその概要
- (2) 応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- (3) 誘導員の配置状況
- (4) 応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第 3 条 消防本部は、協定第 2 条第 2 号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第 4 条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第 5 条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に基づく所定の様式によるほか、火災調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

（医療機関）

第 6 条 消防本部は、舞鶴若狭自動車道における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所在地等関係事項を調査のうえ、相互に情報交換するものとする。

- 2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市等の消防長が協議して定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この覚書は、令和6年4月1日から実施する。

(旧覚書の廃止)

- 2 舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定に基づく覚書(平成29年3月7日締結)は廃止する。

(保管)

- 3 この覚書の成立を証するため、覚書10通を作成し、各消防本部において記名押印のうえ各1通を保管する。

令和5年11月21日

敦賀美方消防組合
消防本部消防長

小保 博幸

若狭消防組合
消防本部消防長

河端 好美

舞鶴市消防長

竹本 佳康

綾部市消防長

上原 博一

福知山市消防長 澤田 晴彦

丹波市消防長 中道 典昭

丹波篠山市消防長 前中 繁男

三田市消防長 大西 孝男

三木市消防長 林 一成

神戸市消防長 栗岡 由樹

別記様式（第4条関係）

応援（火災・救急・救助・その他）即時通報

応援 消防本部		受援 消防本部	
発生地			
発生年月 日	年	月	出動部隊
出火・発生時刻 覚知時刻 鎮火・救急の搬送時刻	分	時	消防吏員 名 台
		時	道路会社 名 台
		分	警察官 名 台
		分	その他 名 台
災害等の概要			
応 援 隊			
出動隊名	人員	出動時刻	帰署時刻
放水時刻	消火薬剤	備考	
開始	終了		
部隊の 活動状況			
特記事項			
発信取扱 者 所属・氏名		受信取扱 者 所属・氏名	

【協定 1-14】**舞鶴若狭自動車道における消防及び救急業務に関する覚書**

敦賀美方消防組合、若狭消防組合、舞鶴市、綾部市、福知山市、丹波市、丹波篠山市、三田市、三木市及び神戸市の各消防本部（以下「消防本部」という。）、福井県防災安全部、京都府危機管理部及び兵庫県危機管理部（以下「府県」という。）並びに西日本高速道路株式会社関西支社及び中日本高速道路株式会社金沢支社（以下「会社」という。）は、舞鶴若狭自動車道の吉川ジャンクションから敦賀ジャンクションまでの区間における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

（消防業務等の実施）

第1条 消防本部は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合、原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。

（通行方法）

第2条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。

（訓練等）

第3条 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ会社に連絡するものとする。

（会社）

第4条 会社は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、次の事項について消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう努めるものとする。

- (1) 消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
- (2) 消防水利施設等の維持管理及び充実強化
- (3) 消防本部に対する災害の的確な通報及び必要な情報の提供
- (4) 災害の現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導及び支援
- (5) 消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力

（府県）

第5条 府県は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

（情報交換）

第6条 消防本部、府県及び会社は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、令和6年4月1日から実施する。

(旧覚書の廃止)

2 舞鶴若狭自動車道における消防及び救急業務に関する覚書(平成27年2月18日締結)は廃止する。

(保管)

3 この覚書の成立を証するため、覚書15通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年3月11日

敦賀美方消防組合
消防本部 消防長

小 保 博 幸

若狭消防組合
消防本部 消防長

河 端 好 美

舞鶴市消防長

竹 本 佳 康

綾部市消防長

上 原 博 一

福知山市消防長

澤 田 晴 彦

丹波市消防長 中道 典昭

丹波篠山市消防長 前中 繁男

三田市消防長 大西 孝男

三木市消防長 林 一成

神戸市消防長 栗岡 由樹

福井県防災安全部長 坂本 裕一郎

京都府危機管理部長 南本 尚司

兵庫県危機管理部長

遠藤 英二

中日本高速道路株式会
社

金沢支社
高速道路事業部
道路管制センター長

吉岡 五郎

西日本高速道路株式会
社

関西支社
保全サービス事業部
道路管制センター長

吉田 隆一

【協定 1-15】山陽自動車道消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、山陽自動車道（以下「山陽道」という。）のうち、神戸ジャンクションから備前インターチェンジまでの区間（三木ジャンクションから神戸西インターチェンジまでの区間及び播磨自動車道を含む。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市及び東備消防組合（以下「市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定区域における消防業務等の円滑化を図るため、市等が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第 2 条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む。）には、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市等が、協定区域において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合には、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第 3 条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する特別応援の要請は、市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第 5 条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市等の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

(災害(救急事故を除く。)対応後の事務処理)

第6条 災害(救急事故を除く。)対応後の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(救急事故の事務処理)

第7条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき応援市等が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3) 旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市等が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を蒙り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市等が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成30年4月1日から実施する。

(旧協定の廃止)

- 2 山陽自動車道消防相互応援協定（平成 25 年 4 月 1 日締結）は廃止する。

(経費負担)

- 3 この協定の締結前に廃止前の山陽自動車道消防相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

- 4 この協定の成立を証するため、協定書 10 通を作成し、市等において記名押印のうえ各 1 通を保管する。

平成 30 年 4 月 1 日

西宮市長職務代理者
西宮市副市長

松 永 博

三 田 市 長

森 哲 男

神 戸 市 長

久 元 喜 造

三 木 市 長

仲 田 一 彦

小 野 市 長

蓬 萊 務

加 古 川 市 長

岡 田 康 裕

姫 路 市 長

石 見 利 勝

西はりま消防
組合管理者

山 本 実

赤 穂 市 長

明 石 元 秀

東 備 消 防
組 合 管 理 者

田 原 隆 雄

別表（第2条関係）

通常応援出動区分表

応援市等名	応援区域
西宮市	山陽道下り線のうち 神戸ジャンクションの中国自動車道下り線との分岐点から神戸北インターチェンジまでの区間
三田市	山陽道下り線のうち 新名神高速道路下り線との境界から神戸ジャンクションの山陽道下り線と合流するランプ出口との合流点までの区間
神戸市	山陽道下り線のうち 神戸市と三木市の境界から三木東インターチェンジまでの区間及び三木ジャンクションの分岐点から神戸西インターチェンジに通じる本線との合流点までの三木市に係る区間 山陽道上り線のうち 神戸西インターチェンジから三木ジャンクションまでの区間の三木市に係る区間（ランプ出口を含む。）
三木市	山陽道上り線のうち 三木小野インターチェンジから三木東インターチェンジまでの区間の小野市に係る区間 山陽道下り線のうち 三木ジャンクションから神戸西インターチェンジまでの区間の神戸市に係る区間（ランプ入口を含む。）
小野市	山陽道下り線のうち 三木小野インターチェンジから加古川北インターチェンジまでの区間の三木市又は加古川市に係る区間
加古川市	山陽道上り線のうち 加古川北インターチェンジから三木小野インターチェンジまでの区間の三木市又は小野市に係る区間 山陽道下り線のうち 加古川市と姫路市の境界から山陽姫路東インターチェンジまでの区間

姫路市	山陽道上り線のうち 姫路市と加古川市の境界から加古川北インターチェンジまでの 区間 山陽道下り線のうち 姫路市とたつの市の境界から龍野インターチェンジまでの区間
西はりま 消防組合	山陽道上り線のうち たつの市と姫路市の境界から山陽姫路西インターチェンジまで の区間 山陽道下り線のうち 相生市と赤穂市の境界から赤穂インターチェンジまでの区間
赤穂市	山陽道上り線のうち 赤穂市と相生市の境界から龍野西インターチェンジまでの区間 山陽道下り線のうち 赤穂市と備前市の境界から備前インターチェンジまでの区間
東備消防 組合	山陽道上り線のうち 備前市と赤穂市の境界から赤穂インターチェンジまでの区間

山陽自動車道消防相互応援協定に基づく覚書

山陽自動車道消防相互応援協定（以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき、西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市及び東備消防組合（以下「市等」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第 1 条 消防本部は、協定第 2 条第 1 号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨を応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第 2 条 協定第 4 条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 災害の種別、場所及びその概要
- (2) 応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- (3) 誘導員の配置状況
- (4) 応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第 3 条 消防本部は、協定第 2 条第 2 号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第 4 条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、電話又はファクシミリで受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第 5 条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に基づく所定の様式によるほか、火災調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

（医療機関）

第 6 条 消防本部は、山陽道における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所在地等関係事項を調査のうえ、相互に情報交換するものとする。

- 2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市等の消防長が協議して定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この覚書は、平成29年 2月 6日から実施する。

(旧覚書の廃止)

- 2 山陽自動車道消防相互応援協定に基づく覚書(平成25年4月1日締結)は廃止する。

(保管)

- 3 この覚書の成立を証するため、覚書10通を作成し、各消防本部において記名押印のうえ各1通を保管する。

平成29年 2月 6日

西宮市消防長 坂本 健治

三田市消防長 平阪 義弘

神戸市消防長 菅原 隆喜

三木市消防長 藤原 秀行

小野市消防長 近都 登志人

加古川市消防長 川 西 正 典

姫路市消防長 中 川 勝 正

西はりま消防
組合消防長 横 田 京 悟

赤穂市消防長 西 中 克 典

東 備 消 防
組 合 消 防 長 緑 川 久 雄

別記様式（第4条関係）

応援（火災・救急・救助・その他）即時通報

応援 消防本部				受援 消防本部			
発生地							
発生年月 日	年		月	出動部隊			
出火・発生時刻 覚知時刻 鎮火・救急の搬送時刻	分	分	時	消防吏員	名	台	
				道路会社	名	台	
				警察官	名	台	
				その他	名	台	
災害等の概要							
応援隊							
出動隊名	人員	出動時刻	帰署時刻	放水時刻		消火 薬剤	備考
				開始	終了		
部隊の 活動状況							
特記事項							
発信取扱 者 所属・氏名				受信取扱 者 所属・氏名			

【協定 1-16】**山陽自動車道における消防及び救急業務に関する覚書**

西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市及び東備消防組合の各消防本部（以下「消防本部」という。）と兵庫県企画県民部及び岡山県危機管理監（以下「県」という。）並びに西日本高速道路株式会社関西支社（以下「会社」という。）は、山陽自動車道の神戸ジャンクションから備前インターチェンジまでの区間（三木ジャンクションから神戸西インターチェンジまでの区間及び播磨自動車道を含む。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

（消防業務等の実施）

第1条 消防本部は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合、原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。

（通行方法）

第2条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。

（訓練等）

第3条 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ会社に連絡するものとする。

（会社）

第4条 会社は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、次の事項について消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう努めるものとする。

- (1) 消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
- (2) 消防水利施設等の維持管理及び充実強化
- (3) 消防本部に対する災害の的確な通報及び必要な情報の提供
- (4) 災害の現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導及び支援
- (5) 消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力

（県）

第5条 県は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

（情報交換）

第6条 消防本部、県及び会社は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この覚書は、平成25年4月1日から実施する。

(旧覚書の廃止)

2 山陽自動車道における消防及び救急業務に関する覚書(平成19年3月15日締結)は廃止する。

(保管)

3 この覚書の成立を証するため、覚書13通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月1日

西宮市消防長 坂本 健治 三田市消防長 西山 勝

神戸市消防長 嶋 秀穂 三木市消防長 森本 英樹

小野市消防長 長谷川 勝也 加古川市消防長 舛賀 文博

西はりま消防組合消防長 横田 京悟

姫路市消防長 中川 勝正 赤穂市消防長 西中 克典

東備消防組合消防長 緑川 久雄

兵庫県防災監 杉本 明文

岡山県危機管理監 角田 保彦

西日本高速道路株式会社

関西支社 保全サービス事業部道路管制センター長 安宅 健

【協定 1-17】 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互 応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

(1) 被災地への医療救護チームの派遣

(2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ

(3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供

(4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。

付 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県自治体病院開設者協議会長	神戸市長	笹山幸俊
兵庫県知事 貝原俊民	西宮市長	馬場順三
芦屋市長 北村春江	伊丹市長	松下勉
宝塚市長 正司泰一郎	川西市長	柴生進
三田市長 塔下真次	明石市長	岡田進裕
加古川市長 木下正一	西脇市長	石野重則
三木市長 加古房夫	高砂市長	大内秀夫
小野市長 廣瀬博司	加西市長	藤岡重弘
社町長 上石勝己	相生市長	藤田義明
赤穂市長 北爪照夫	神崎町長	足立理秋
御津町長 山下昭三		
宍粟郡病院事務組合管理者	古川茂	
公立豊岡病院組合管理者	今井晶三	
香住町長 青山幸男		
浜坂町長 中井登		
公立八鹿病院組合管理者	梅谷馨	

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互 応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。
(「連絡先一覧表」参照)。

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は以下のとおりとする。

- (1) 第1次総合調整担当病院……………会長が開設する会員病院
- (2) 第2次総合調整担当病院……………第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院
- (3) 第3次総合調整担当病院……………第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院
- (4) 第4次総合調整担当病院……………第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院。

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話又は電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

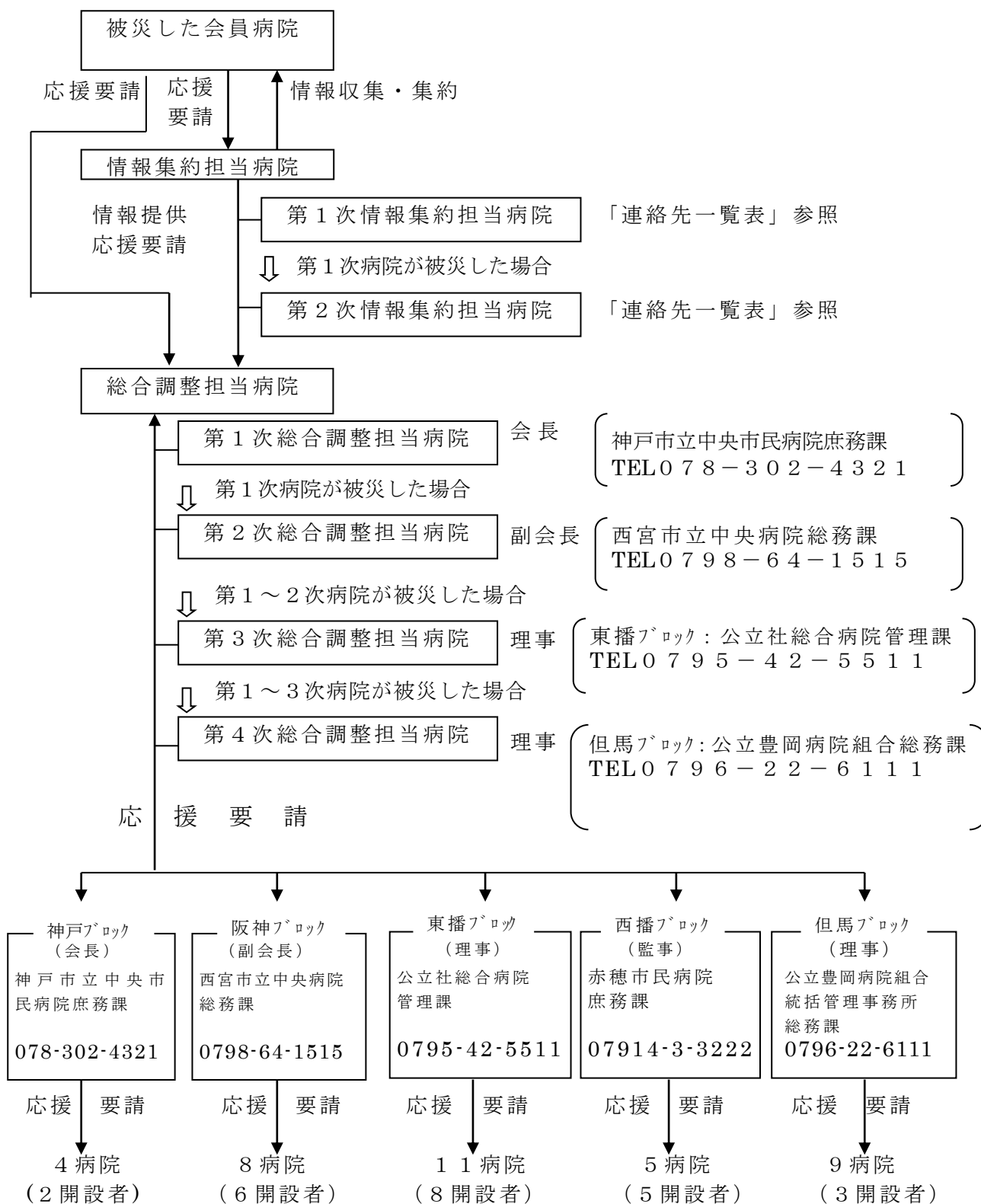
(会員病院への応援要請)

第5条 総合調整担当病院は、災害の状況に応じて、各ブロックの理事又は監事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議のうえ決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 連絡体系図



兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 連絡先一覧表

ブロック	開設者	病 院 名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	情報集約担当病院		
								第 1 次	第 2 次	
神戸	会長	神戸市	神戸市立中央市民病院	庶務課	650-0046	神戸市中央区港島中町 4 丁目	(078)302-4321	302-7537	市立芦屋病院	明石市立市民病院
	〃	神戸市	(神戸市立西市民病院)	庶務課	653-0013	神戸市長田区一番町 2 番 4 号	(078)576-5251	576-5358	(市立芦屋病院)	(明石市立市民病院)
	理事	兵庫県	県立こども病院	庶務課	654-0081	神戸市須磨区高倉台 1 丁目 1	(078)732-6961	735-0910	県立光風病院	神戸市立中央市民病院
	〃	兵庫県	県立光風病院	庶務課	651-1242	神戸市北区山田町上谷上字	(078)581-1013	583-3797	県立こども病院	県立のじぎく療養センター
	〃	兵庫県	県立のじぎく療養センター	庶務課	651-2215	神戸市西区北山台 2 丁目	(078)994-2525	994-2918	県立光風病院	市立三木市民病院
阪神	副会長	西宮市	西宮市立中央病院	総務課	663-8014	西宮市林田町 8 番 24 号	(0798)64-1515	67-4811	県立西宮病院	市立芦屋病院
		芦屋市	市立芦屋病院	総務課	659-0012	芦屋市朝日ヶ丘町 39 番 1 号	(0797)31-2156	22-8822	西宮市立中央病院	神戸市立中央市民病院
		伊丹市	市立伊丹病院	総務課	664-0015	伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番地	(072)777-3773	781-9888	市立川西病院	宝塚市立病院
		宝塚市	宝塚市立病院	総務課	665-0827	宝塚市小浜 4 丁目 5 番 1 号	(0797)87-1161	87-5624	三田市民病院	市立伊丹病院
		川西市	市立川西病院	総務課	666-0117	川西市東畦野 5 丁目 21 番 1	(072)794-2321	794-6321	市立伊丹病院	宝塚市立病院
		三田市	三田市民病院	総務課	669-1321	三田市けやき台 3 丁目 1 番地	(079)565-8000	565-8011	宝塚市立病院	神戸市立中央市民病院
		兵庫県	県立尼崎病院	庶務課	660-0828	尼崎市東大物町 1 丁目 1 番	(06)6482-1521	6482-7430	県立西宮病院	県立塚口病院
		兵庫県	県立塚口病院	庶務課	661-0012	尼崎市南塚口町 6 丁目 8 番 17	(06)6429-5321	6422-7405	県立尼崎病院	市立伊丹病院
東播		明石市	明石市立市民病院	総務課	673-0848	明石市鷹匠町 1 番 33 号	(078)912-2323	914-8374	加古川市民病院	神戸市立中央市民病院
		加古川市	加古川市民病院	総務課	675-0054	加古川市米田町平津 384-1	(0794)32-3531	32-3672	高砂市民病院	明石市立市民病院
	監事	西脇市	市立西脇病院	管理課	677-0043	西脇市下戸田 652 番地の 1	(0795)22-0111	23-0699	市立加西病院	県立柏原病院
		三木市	市立三木市民病院	企画室	673-0402	三木市加佐 58 番地の 1	(0794)83-5000	83-0905	市立小野市民病院	県立のじぎく療養センター
		高砂市	高砂市民病院	管理課	676-0015	高砂市荒井町紙町 33 番 1 号	(0794)42-3981	42-5472	加古川市民病院	公立御津病院
		小野市	市立小野市民病院	総務課	675-1332	小野市中町 323	(0794)63-2020	63-3330	市立三木市民病院	市立加西病院

ブロック		開設者	病 院 名	担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	情報集約担当病院	
									第 1 次	第 2 次
		加西市	市立加西病院	総務課	675-2311	加西市北条町横尾1丁目13番地	(0790)42-2200	42-3460	市立西脇病院	市立小野市民病院
	理事	社町	公立社総合病院	管理課	673-1451	加東郡社町家原85	(0795)42-5511	42-4740	県立柏原病院	市立加西病院
	〃	兵庫県	県立加古川病院	庶務課	675-0039	加古川市加古川町栗津770番	(0794)23-0001	23-3820	加古川市民病院	県立姫路循環器病センター
	〃	兵庫県	県立淡路病院	庶務課	656-0013	洲本市下加茂1丁目6番6号	(0799)22-1200	24-5704	県立成人病センター	県立加古川病院
	〃	兵庫県	県立成人病センター	庶務課	673-0021	明石市北王子町13番70号	(078)929-1151	929-2380	明石市立市民病院	県立加古川病院
	〃	兵庫県	県立柏原病院	庶務課	669-3309	氷上郡柏原町柏原5208番地	(079)572-0524	572-1276	市立西脇病院	公立社総合病院
西播		相生市	相生市民病院	庶務課	678-0008	相生市栄町5番12号	(07912)2-7126	2-7126	赤穂市民病院	公立御津病院
	監事	赤穂市	赤穂市民病院	総務課	678-0233	赤穂市加里屋中州3丁目57番地	(07914)3-3222	3-0351	相生市民病院	公立御津病院
		神崎町	公立神崎総合病院	管理課	679-2414	神崎郡神崎町粟賀町385	(0790)32-1331	32-2176	宍粟郡民病院	市立西脇病院
		御津町	公立御津病院	庶務課	671-1311	揖保郡御津町中島1666	(07932)2-1121	2-3177	相生市民病院	高砂市民病院
		宍粟郡病院事務組	公立宍粟郡民病院	庶務課	671-2516	宍粟郡山崎町鹿沢93番地	(0790)62-2410	62-0676	公立神崎総合病院	相生市民病院
	理事	兵庫県	県立姫路循環器病センター	庶務課	670-0981	姫路市西庄甲520番地	(0792)93-3131	92-7138	県立加古川病院	高砂市民病院
但馬	理事	公立豊岡病院組合	統括管理事務所	総務課	668-0046	豊岡市立野町6番35号	(0796)22-6111	24-2941	公立香住病院	公立八鹿病院
	〃		(公立豊岡病院)	管理課	668-0046	豊岡市立野町6番35号	(0796)22-6111	24-0596	(公立香住病院)	(公立八鹿病院)
	〃		(公立日高病院)	管理課	669-5302	城崎郡日高町岩中81-53	(0796)42-1611	42-2344	(公立香住病院)	(公立八鹿病院)
	〃		(公立出石病院)	管理課	668-0223	出石郡出石町鉄砲22-02	(0796)52-2555	52-3811	(公立香住病院)	(公立八鹿病院)
	〃		(公立梁瀬病院)	管理課	669-5103	朝来郡山東町矢名瀬町900-1	(0796)76-3157	76-4134	(公立香住病院)	(公立八鹿病院)
	〃		(公立和田山病院)	管理課	669-5252	朝来郡和田山町竹田2021	(0796)74-2021	74-0232	(公立香住病院)	(公立八鹿病院)
		香住町	公立香住病院	庶務課	669-6543	城崎郡香住町若松540	(0796)36-1166	36-1897	公立浜坂病院	公立豊岡病院
		浜坂町	公立浜坂病院	庶務課	669-6731	美方郡浜坂町二日市184番地	(07968)2-1611	2-3203	公立香住病院	公立豊岡病院
		公立八鹿病院組合	公立八鹿病院	庶務課	667-0021	養父郡八鹿町八鹿1878の1	(0796)62-3135	62-3134	公立豊岡病院	公立神崎総合病院
	公立八鹿病院組合	(公立村岡病院)	庶務課	667-1311	美方郡村岡町村岡3036の1	(07969)4-0111	8-1341	(公立豊岡病院)	(公立神崎総合病院)	

【協定 1-18】 地震等災害発生における相互医療応援に関する協定

済生会兵庫県病院（以下「甲」という。）と 三田市民病院（以下「乙」という。）は、甲又は乙の区域内において地震等災害が発生し、当該病院では、十分な医療借置が実施できない場合に、それぞれ災害を受けた病院への医療応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等災害発生時に想定される医療需要の増大や医療施設等の被災による病院機能の一時停止などにより適切な医療借置が実施できない場合、緊急避難的に相互医療応援を行うことを目的とし、以下必要な事項について定める。

なお、地震等被害とは災害救助法で定める程度の災害をいうものとする。

（応援の要請及び援助）

第2条 甲乙は乙は、地震等災害の発生により応援の要請があった時は、緊密に連絡をとり、応援の要請があった病院に対し誠意をもって医療借置を援助するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりする。

- （1）患者転送に伴う病床の確保
- （2）不足する薬剤・診療材料等の提供
- （3）医師その他の人材の提供
- （4）その他要請に基づいて行う医療借置の提供

（応援の経費負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた病院が負担するものとする。

2 応援を受けた病院が、前項の費用を支弁するいとまがない場合には、応援を行った病院が、当該費用を一時立て替えて支弁するものとする。

3 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

（平常時における協力体制）

第5条 地震等災害発生時に相互医療応援が円滑に行えるよう、平常時においても病院情報の交換等を積極的に行うものとする。

（相互被災時における応援）

第6条 甲、乙双方が被災した場合の相互医療応援については、第3条を基本にその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（事故防止）

第7条 地震等災害発生時に相互医療応援体制をとる時は、事故防止に最大限努めるものとし、万一事故が発生した場合は、その都度甲、乙協議のうえ処理するものとする。

（協定書に定めない事項）

第8条 この協定に実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、互いに署名押印のうえ、各1通を保持する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

甲 兵庫県神戸市北区藤原台中町 5 丁目 1 - 1
恩賜
社会福祉法人 財団 済生会兵庫県病院
院長 中 井 享 印

乙 兵庫県三田市けやき台 3 丁目 1 番地 1
三田市民病院
事業管理者 佐 野 博 志 印

【協定 1-19】 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の各ブロック代表市町で構成する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる

事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請する。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人口
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援する団体(以下「応援団体」という。)は、派遣する職員(以下「応援職員」という。)に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資機材保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
 - (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
 - (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
 - (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途上に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。
- 2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

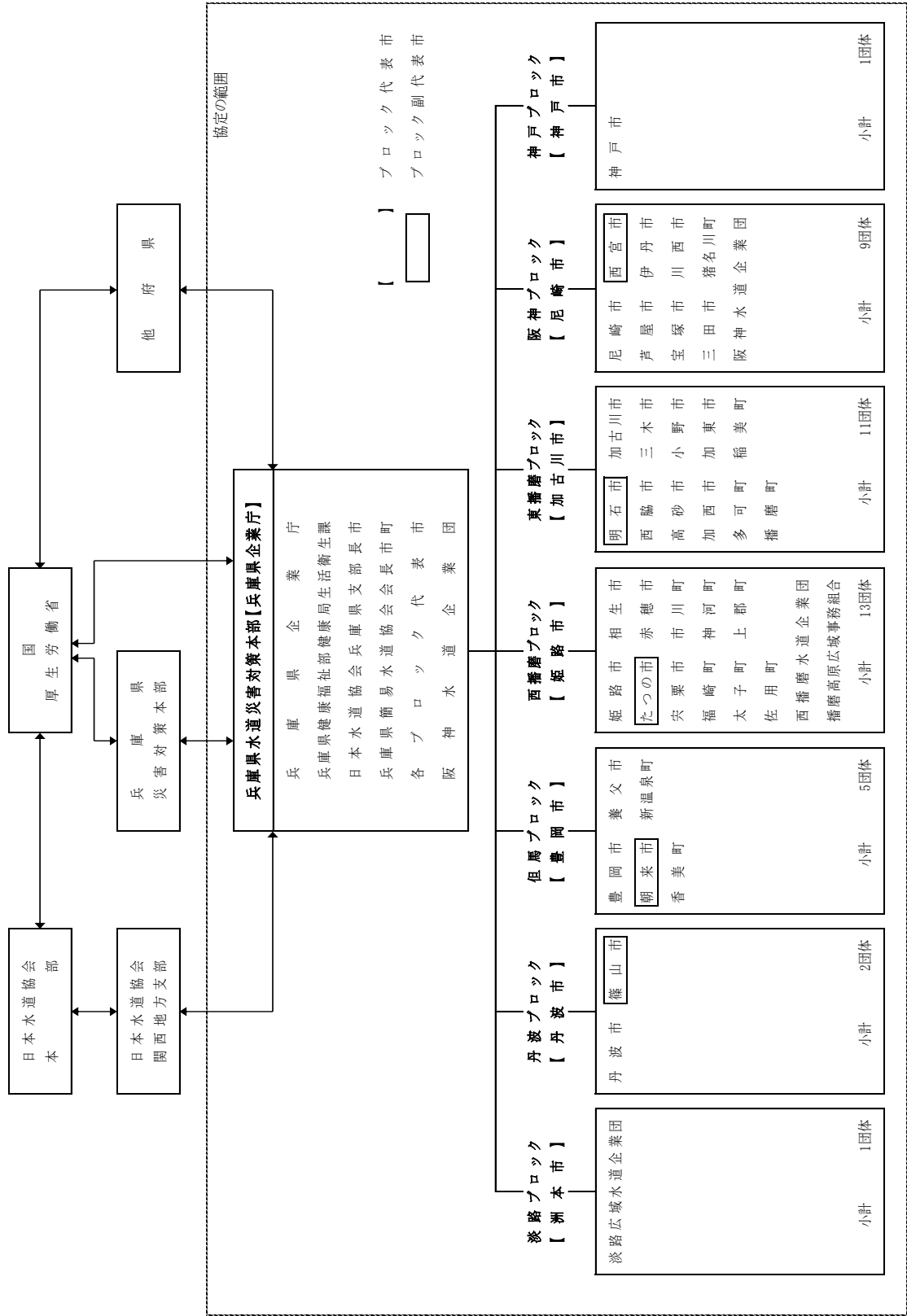
平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民	神戸市長	笹山幸俊	姫路市長	堀川和洋
尼崎市長	宮田良雄	明石市長	岡田進裕	西宮市長	馬場順三
洲本市長	中川啓一	芦屋市長	北村春江	伊丹市長	松下 勉
相生市長	藤田義明	豊岡市長	今井晶三	加古川市長	木下正一
龍野市長	尾西 堯	赤穂市長	北爪照夫	西脇市長	内藤直昭
宝塚市長	正司泰一郎	三木市長	加古房夫	高砂市長	大内秀夫
川西市長	柴生 進	小野市長	廣瀬博司	三田市長	塔下真次
加西市長	藤岡重弘	猪名川町長	真田保男	吉川町長	岩波 勉
社町長	上石勝巳	滝野町長	山本廣一	東条町長	高尾定雄
中町長	清水宏一	加美町長	森野義史	八千代町長	板倉宇三郎
黒田庄町長	東野敏弘	稲美町長	井上芳利	播磨町長	佐伯忠良
家島町長	鎌方志郎	夢前町長	為則政好	神崎町長	足立理秋
市川町長	尾崎光雄	福崎町長	嶋田正義	香寺町長	藤本晃雄
大河内町長	藤田稔太	新宮町長	梅村忠男	揖保川町長	八木捷之
御津町長	山下昭三	太子町長	大村一郎	上郡町長	福井一則
佐用町長	衣笠徹朗	上月町長	石堂則本	南光町長	山田兼三
三日月町長	山口聖治	山崎町長	上木茂志	安富町長	橋本健造
(穴)一宮町長	田路勝	波賀町長	中田耕一郎	千種町長	小原 朗
城崎町長	藤原秀雄	竹野町長	吉岡 孝	香住町長	青山幸男
日高町長	清水 豊	出石町長	中村正永	但東町長	奥田清喜
村岡町長	岩槻 健	浜坂町長	中村政行	美方町長	中安富士男
温泉町長	村尾保一	八鹿町長	余根田勉	養父町長	梅谷 馨
大屋町長	才下正義	関宮町長	栃下喜幸	生野町長	羽瀨康夫
和田山町長	小山恒一	山東町長	水谷岩雄	朝来町長	井上英俊
柏原町長	谷口 務	氷上町長	十倉昭三	青垣町長	武田信一
春日町長	滝本信好	山南町長	足立梅治	市島町長	吉田照三
篠山町長	瀬戸亀男	西紀町長	森口武治	丹南町長	杉本幸男
今田町長	大上恭平	津名町長	柏木和三郎	淡路町長	戸田種彦
北淡町長	小久保正雄	(津)一	宮町長	上田弘	五色町長 砂尾 治

東浦町長 新阜京一 緑町長 不動雅宜 西淡町長 長江和幸
三原町長 中田勝久 南淡町長 坂川一弘
阪神水道企業団企業長 山本第四郎
西播磨水道企業団企業長 前田實直
西播磨高原上・下水道企業団企業長 福井一則
淡路広域水道企業団企業長 津名町長 柏木和三郎
日本水道協会兵庫県支部長 尼崎市長 宮田良雄
兵庫県簡易水道協会会長 加美町長 森野義史

(別図)

兵庫県水道災害相互応援体制 組織図 (平成26年4月1日現在)



【協定 1-20】**災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書**

災害等緊急時における水道業務の相互応援に関し、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「4市1町」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、4市1町の区域内において、災害等緊急時で正常な水道業務に支障を及ぼす場合において、4市1町が相互に応援し、早期に平常な水道業務の回復を期することを目的として必要な事項を定めるものとする。

（災害等緊急時）

第2条 災害等緊急時とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 震災等により水道施設及び給水装置に被害を生じた場合
- (2) 集中豪雨により水道施設に被害が生じた場合
- (3) 水道管の破裂その他緊急事態により、正常な給水が出来ない場合

（応援業務の内容）

第3条 災害等緊急時における応援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設及び給水装置の応急復旧作業
- (2) 給水活動
- (3) 前各号に必要な資機材、車両等の抛出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（相互応援）

第4条 4市1町は、その区域内の市町において第3条に定める応援業務が発生した場合、相互に応援するものとする。

（応援の要請等）

第5条 4市1町は、水道業務の応援を求めようとするときは、応援要請する水道事業体を通じ、災害等の概要及び応援を要請する業務内容を明らかにし、必要な措置を要請するものとする。

（連絡担当課等）

第6条 4市1町は、応援要請を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を相互に定めるものとする。

（応援措置）

第7条 応援要請を受けた市町は、応援に必要な調整を行い、応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）の指揮・監督の基に迅速な対応をするものとする。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要する経費は、法令その他別の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として要請市町が負担する。
- (2) 応援資機材、車両燃料費等にかかる経費は、要請市町が負担する。
- (3) 応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）が応援活動により負傷し、疾病

にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町（以下「応援市町」という。）の負担とする。

- (4) 応援職員が職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、要請市が、要請市町への往復途中に生じたものについては、応援市町がその賠償の責めに任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、4市1町が協議して定めるものとする。

(訓練)

第9条 4市1町は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(細則)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

付 則

1. この協定は、平成12年8月1日から適用する。
2. この協定は、平成18年11月6日から適用する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、伊丹市、宝塚市・川西市、三田市及び猪名川町の各水道事業管理者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年11月6日

伊丹市代表
伊丹市水道事業管理者
周 浦 勝 三

宝塚市代表
宝塚市上下水道事業管理者
南 隆

川西市代表
川西市水道事業管理者
松 下 親 之

三田市代表
三田市水道事業
三田市長 岡 田 義 弘

猪名川町代表
猪名川町水道事業管理者
猪名川町長 真 田 保 男

【協定 1-21】 災害時における三田市と三田市内郵便局との 相互協力に関する覚書

三田市長（以下「甲」という。）と三田市内郵便局代表者三田郵便局長（以下「乙」という。）は、災害時における三田市と三田市内郵便局との相互協力に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が三田市内に発生した場合において、甲及び乙が相互協力し必要な対応を円滑に行うため、その手続等について定めるものとする。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、三田市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項に関して必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 三田市又は三田市内の郵便局が収集した被災者の避難先及び被災情報の相互提供
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- (3) 高齢者若しくは障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条の要請に関し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、要請書（様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又は電信により要請し、事後において要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 三田市内の郵便局は、三田市又は三田市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては三田市役所総務部総務課長、乙に

においては三田郵便局総務課長とする。

(補則)

第 10 条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 1 2 年 1 月 2 4 日

甲 三田市長 岡 田 義 弘

乙 三田市内郵便局
代表者 三田郵便局長 中 川 正 助

【協定 1-22】 三田市・鳥羽市災害時相互応援協定

三田市（以下「甲」という。）及び鳥羽市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第 1 条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第 2 条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

(1) 次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

(2) 前号カに規定する物の譲与

(3) その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

(4) 職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手續）

第 3 条 被災市は、前 2 条の規定による応援を受けようとするときは、法第 67 条第 1 項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。なお、口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに書面で送付するものとする。

(1) 災害による被害の状況

(2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

(3) 前条第 4 号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

(4) 応援を受けたい期間

(5) 応援の実施に係る場所

(6) その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第 4 条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認められたときは、必要と認めた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(補則)

第9条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月18日

甲 三田市
三田市長 竹内英昭

乙 鳥羽市
鳥羽市長 木田久主一

【協定 1-23】近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県における消防相互応援協定に基づく覚書

近畿自動車道名古屋神戸線のうち兵庫県の区域（以下「新名神高速道路」という。）における消防相互応援協定第10条の規定に基づき、川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市（以下「市町」という。）の消防本部相互間において、次のとおり覚書を締結する。

（通常応援の通報）

第1条 消防本部は、協定第2条第1号に規定する通常応援に出動したときは、直ちにその旨を応援を受けた消防本部（以下「受援消防本部」という。）へ通報するものとする。

（特別応援の要請方法）

第2条 協定第4条に規定する特別応援の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 災害の種別、場所及びその概要
- (2) 応援に必要な人員、機械器具及び消火薬剤
- (3) 誘導員の配置状況
- (4) 応援要請連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

（特別応援の通報）

第3条 消防本部は、協定第2条第2号に規定する特別応援に出動したときは、直ちにその旨を受援消防本部へ通報するものとする。

（応援活動概要等の通知）

第4条 応援を行った消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、応援隊が帰署したときは、すみやかに応援活動の概要を別記様式により、電話、ファクシミリ又は電子メール等で受援消防本部に通知するものとする。

2 応援消防本部は、救急事故を取り扱ったときは、必要に応じ関係各機関に連絡するものとする。

（火災の処理結果の通報）

第5条 応援消防本部は、火災の処理を行ったときは、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に基づく所定の様式によるほか、火災調査上必要な事項について受援消防本部に書面で通報するものとする。

（医療機関）

第6条 消防本部は、新名神高速道路における災害時の医療機関をあらかじめ選定し、その所在地等関係事項を調査のうえ、相互に情報交換するものとする。

2 前項に規定する調査事項について変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項は、市町の消防長が協議して定める。

附 則

（実施期日）

1 この覚書は、平成30年3月18日から実施する。

（保管）

- 2 本覚書の成立を証するため、この覚書6通を作成し、各消防本部において各1通を保有する。

平成30年3月18日

川西市消防長 矢内光彦

猪名川町消防長 奥田貢

宝塚市消防長 石橋豊

西宮市消防長 坂本健治

三田市消防長 仲田悟

神戸市消防長 菅原隆喜

【協定 1-24】近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、近畿自動車道名古屋神戸線のうち、兵庫県の区域（以下「新名神高速道路」という。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市（以下「市町」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新名神高速道路における消防業務等の円滑化を図るため、市町が相互に応援することを目的とする。

（応援の種別及び方法）

第2条 応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

市町が、別表応援市町名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市町からの応援要請があった場合を含む。）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

（2）特別応援

市町が、新名神高速道路において前号に規定する通常応援では対処することが出来ない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した市町の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第3条 前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第4条 第2条第2号に規定する特別応援の要請は、市町の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する市町の長の委任を受けた消防長があたるものとする。

（災害（救急事故を除く。）の事務処理）

第6条 災害（救急事故を除く。）の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第7条 救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第8条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

（1）消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援市町が負担する。

(2) 車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破壊の修理費は、応援市町が負担する。

(3) 旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市町が負担する。

(4) 化学消火薬剤費等

化学消火薬剤費等は受援市町が負担する。

(5) 現場活動中において第三者に与えた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市町が負担する。

(6) 交通事故による損害賠償等

受援市町への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市町が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市町と受援市町が協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町が協議のうえ定めるものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施要領その他必要な事項については、市町の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この協定は、平成30年3月18日から実施する。

(保管)

2 本協定の成立を証するため、この協定書6通を作成し、市町において各1通を保有する。

平成30年3月18日

川 西 市 長 大 塩 民 生

猪 名 川 町 長 福 田 長 治

宝 塚 市 長 中 川 智 子

西宮市長職務代理者
西 宮 市 副 市 長 松 永 博

三 田 市 長 森 哲 男

神 戸 市 長 久 元 喜 造

【協定 1-25】近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務に関する覚書

川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、三田市及び神戸市の各消防本部（以下「消防本部」という。）、兵庫県企画県民部（以下「県」という。）並びに西日本高速道路株式会社関西支社（以下「会社」という。）は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域における消防及び救急等の業務（以下「消防業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

（消防業務等の実施）

第1条 消防本部は、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を覚知した場合、原則として上下線方式により消防業務等を実施するものとする。

（通行方法）

第2条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。

（訓練等）

第3条 消防本部は、消防業務等に関する訓練、査察等を実施する場合は、あらかじめ会社に連絡するものとする。

（会社）

第4条 会社は、消防業務等の遂行について消防本部と協力して対処するとともに、次の事項について消防本部の実施する消防業務等が迅速かつ適切に遂行できるよう努めるものとする。

- (1) 消防本部との緊急連絡用に設置された通信施設の維持管理
- (2) 消防水利施設等の維持管理及び充実強化
- (3) 消防本部に対する災害の的確な通報及び必要な情報の提供
- (4) 災害の現場における交通整理並びに消防隊等に対する誘導及び支援
- (5) 消防本部の実施する訓練、査察等に対する施設利用等の協力

（県）

第5条 県は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

（情報交換）

第6条 消防本部、県及び会社は、災害が発生した場合の消防業務等の遂行に伴う諸問題について、相互に必要な情報交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

（実施期日）

- 1 この覚書は、平成30年3月18日から実施する。

（保管）

- 2 本覚書の成立を証するため、この覚書8通を作成し、各1通を保有する。

平成30年3月18日

川西市消防長 矢内光彦

猪名川町消防長 奥田貢

宝塚市消防長 石橋豊

西宮市消防長 坂本健治

三田市消防長 仲田悟

神戸市消防長 菅原隆喜

兵庫県防災監 大久保博章

西日本高速道路株式会社
関西支社
保全サービス事業部
道路管制センター長

馬場敏之

【協定 1-26】災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る 相互連携・協力に関する覚書

三田市（以下「甲」という。）と、関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る緊急作業等の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

（運用方法）

第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置（以下「移動作業」という。）は別紙「道路啓開に向けた連携フロー」に基づき実施する。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

（損失補償）

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責において処理解決に当たるものとする。

2 第3条に基づいて実施した事項に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議のうえ、解決を図るものとする。

（意見交換）

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び別紙「道路啓開に向けた連携フロー」の変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 本覚書に関し、疑義の定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和4年6月1日

(甲) 住所 三田市三輪二丁目1番1号
氏名 三田市
三田市長 森 哲 男 印

(乙) 住所 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
氏名 関西電力送配電株式会社
兵庫支社 神戸電力本部長
加 用 随 縁 印

【協定 1-27】 大規模災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、三田市及び大東市（以下「協定市」という。）の市域において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められる場合に、協定市が相互応援を円滑かつ迅速に行うことにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的に必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 必要とする応援職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 被災者受入れ要請時の人数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市から前条の要請がない場合、応援しようとする協定市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ被災市と連絡ができない場合は自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定市は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費または使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合は、協定市の友愛精神のもとに行うものであり、被災市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援職員の指揮)

第5条 応援要請に基づき派遣された職員は、被災市の市長の指揮のもとに活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された市は一時立替支弁するものとする。
- 3 第4条第2項の規定に基づく応援活動に要した経費の負担は、協定市が協議のうえ決定するものとする。

- 4 応援職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- 5 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市が、被災市との往復路の途中において生じたものについては、応援市が賠償の責を負う。

(連絡担当部局)

- 第7条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

- 第8条 この協定に基づいて、応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

- 第9条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策にかかる情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定市がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

- 第11条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市長署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年7月3日

兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市長 森 哲 男

大阪府大東市谷川一丁目1番1号

大東市長 東 坂 浩 一

【協定 2-1】**三田市と神戸市間に整備する連絡管に関する基本協定**

三田市（以下「甲」という。）と神戸市水道局（以下「乙」という。）は、甲と乙の間に整備する連絡管に関し、基本的な事項を定め、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、連絡管を緊急時等の安定的な応援の用に供するために整備する。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、連絡管を整備し、円滑に運用するため、互いに協力するものとする。

（連絡管の整備場所等）

第3条 連絡管の整備場所、整備時期、工事施行、運用、維持管理、費用負担、財産区分、及びその他必要とされる事項については、別途定める。

（応援給水の要請・回答）

第4条 連絡管による応援給水の要請は、文書によるものとし、当該文書には応援給水の期限及び応援給水の数量等を明示するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもってこれに代えることができる。この場合は、事後に速やかに文書を送付するものとする。

2 応援給水の要請に対する回答は、要請に準じて行うものとする。

（応援給水の実施）

第5条 応援給水は、原則として甲及び乙の職員の立会いのもと開始するものとする。

2 応援給水の実施に係る詳細については、甲乙協議によるものとする。

（疑義等）

第6条 この協定に定めのない事項又は取扱いに疑義を生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定の効力は、締結の日より生じるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月30日

	三田市三輪2丁目1番1号	
甲	三田市水道事業	
	三田市長	竹内英昭
	神戸市中央区加納町6丁目5-1	
乙	神戸市水道局	
	神戸市水道事業管理者	安原勉

【協定 2-2】**三田市と神戸市間の連絡管の整備及び運用に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と神戸市水道局（以下「乙」という。）は、平成21年3月30日付けで締結した「三田市と神戸市間に整備する連絡管に関する基本協定書」に基づき、連絡管の整備場所、運用等その他必要とされる事項について、以下のとおり協定を締結する。

（連絡管の整備、運用）

第1条 甲及び乙は、下記の場所に連絡管を整備し、相互に応援給水を行うものとする。

- （1）三田市横山町～神戸市北区長尾町宅原 （新設）（図-1）
- （2）三田市沢谷～神戸市北区長尾町上津 （平成7年2月整備済み）（図-2）

（応援給水の実施条件）

第2条 前条に定める応援給水は、甲又は乙の通常の給水に支障を生じた場合に実施する。

（連絡管の整備時期）

第3条 第1条第1号の連絡管の整備工事（以下「連絡管工事」という。）は、平成22年度内に実施するものとする。

（工事施行区分）

第4条 前条の連絡管工事に係る甲及び乙の施行区分は、各々の行政区域内とする。

（工事費用負担）

第5条 甲及び乙は、前条の施行区分における連絡管工事に要する費用を、各々が負担するものとする。

（応援給水の水量決定）

第6条 応援給水の水量（以下「応援水量」という。）は、応援給水を行う側の給水に支障を生じない範囲内で決定するものとし、甲乙協議により行うものとする。

（応援水量の計量）

第7条 応援給水の際には、連絡管上に設けた流量計室内の流量計により、応援水量を計量するものとする。

- 2 計量に使用する流量計は、原則として甲から乙への応援給水時は甲が、乙から甲への応援給水時は乙が整備するものとする。
- 3 応援水量の確定は、計量水量にもとづき、甲及び乙で行うものとする。

（応援給水の対価）

第8条 応援給水に要した費用は、原則として、応援を受けた側が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（連絡管の維持管理）

第9条 連絡管の維持管理区分は、甲乙各々の行政区域内とする。

（連絡管の財産区分）

第10条 連絡管の財産区分は、甲乙各々の行政区域内とする。

(施設更新時の費用負担)

第11条 連絡管について、その更新に係る費用の負担は、甲乙協議によるものとする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項又は取扱いに疑義を生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定の効力は、締結の日より生じるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月31日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市水道事業
三田市長 竹内英昭

乙 神戸市中央区加納町6丁目5-1
神戸市水道局
神戸市水道事業管理者 安原勉

【協定 2-3】 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

三田市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添1に定める「情報管理責任者（変更）通知書」をもって相互に通知することとする。

また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別添1に定める様式をもって相互に通知することとする。

2 電気通信回線の事前設置については、本覚書締結後に乙が行う現地調査の結果に基づいて乙が行い、設置可否に関しては甲が判断することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙とが連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年 3月 28日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 森 哲男 印

乙 兵庫県神戸市中央区海岸通11番
西日本電信電話株式会社
兵庫支店長 鈴木 勝男 印

【協定 3-1】**災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と神姫バス株式会社三田営業所（以下「乙」という。）との間において風水害・地震等による災害（以下「災害」という。）時における自動車輸送等の業務協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 三田市内に災害が発生し、災害対策業務を実施するため自動車輸送が必要とするときは、甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして、業務の協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 協力を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力する業務の内容
- (5) その他必要となる事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

（業務の報告）

第3条 乙は、前条に基づき協力した場合は、速やかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。

- (1) 業務に従事した車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 自動車輸送の協力を要した経費は、甲が負担するものとし、その額についてはその都度甲乙協議のうえ決定する。

（経費の支払）

第5条 乙は、甲に対し第3条に定める報告を行い、確認を受けたのち、甲に対し運賃等の請求を行う。

（事故等）

第6条 乙の使用した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、平成18年10月25日から実施する。

(疑義の解釈)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議してその都度定める。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成18年10月25日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 岡田 義 弘

乙 三田市ゆりのき台6丁目2番地
神姫バス株式会社三田営業所
所 長 中 島 哲 也

【協定 3-2】 災害時における物資等の輸送に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と、社団法人兵庫県トラック協会丹有支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送に必要な一般貨物自動車の提供による応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、物資等の輸送に乙の所属会員が所有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする車両の車種、台数及び従事人員
- (3) 応援を必要とする期間、場所等
- (4) 輸送品目及び数量
- (5) 現場責任者
- (6) その他必要な事項

（協 力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により事業用自動車の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、事業用自動車を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報 告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業用自動車の事業者名、車種、台数、従事人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) 応援に従事した期間及び輸送物資等の内容
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 運賃・料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（事故等）

第5条 乙は、提供した事業用自動車に故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるもの

とする。

(補 償)

第 7 条 この規定に基づいて輸送業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者たる自動車運送事業者の責任において行うものとする。

(災害等発生時の情報提供)

第 8 条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(連絡責任)

第 9 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三田市総務部総務課長、乙においては社団法人兵庫県トラック協会丹有地区長とする。

(適 用)

第 10 条 この協定は、平成 18 年 10 月 25 日から適用する。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 10 月 25 日

甲 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号
三田市長 岡 田 義 弘

乙 三田市福島 6 1 番地 1
(社)兵庫県トラック協会丹有支部
支部長 松 原 丈 夫

【協定 3-3】 災害時における要援護者の輸送協力に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、三田市（以下「甲」という。）が、播州交通株式会社三田営業所（以下「乙」という。）に対し、避難施設から福祉避難所等までの移送手段としての協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- （1）要介護認定又は要支援認定を受けている高齢者
- （2）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- （3）妊産婦
- （4）乳幼児
- （5）外国人
- （6）その他上記の者に準ずる者

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において乙に対して、要援護者輸送の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、緊急輸送協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、要援護者の輸送を実施するものとする。

（災害時の情報提供）

第6条 甲及び乙は、要援護者の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（業務報告）

第7条 乙は、第5条第2項の規定による輸送を実施した時は、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第8条 第5条の規定による要請により緊急輸送に要した費用は、原則として甲の負担とする。

2 前項に規定する経費は、災害発生直前の地方運輸局長から認可を受けた運賃及び料金並びに当該業務に要する通常料金を基準とし、甲乙協議して定める。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（事故）

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(要援護者及び第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、要援護者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第11条 乙は、乙が雇用している運転者が輸送協力中に、死亡又は負傷等をしたときは、乙の責任において労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 甲及び乙は、輸送協りに当たり業務上知り得た要援護者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異義がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年10月17日

(甲) 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市

代表者 三田市長 森 哲男

(乙) 兵庫県三田市駅前町10番4号

播州交通株式会社 三田営業所

所 長 円山 茂夫

※ 同様の協定を有馬交通(株)・三田タクシー(株)・日本交通(株)・福祉タクシーのはら・介護タクシーたなごころ・ささき福祉介護タクシー・福祉タクシーおくの・三田すみれ介護タクシー・介護タクシーみき・まきい福祉タクシー・福祉タクシーハリーズ・介護タクシーきさらぎとも締結。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2条 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第3条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務に処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第5条 乙は、この個人情報事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が解除された後においても同様とする。

(提供資料の返還義務)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定が解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が特別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第9条 乙が個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

(様式第1号)

緊急輸送協力要請書

要請番号：

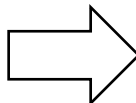
平成 年 月 日

様

三田市長

平成28年10月17日に締結した災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急輸送の協力を要請します。

記

要請の日時	月 日 時 分頃
輸送対象者	
対象者の身体状況	
必要な機材	車イス ・ ストレッチャー ・ 酸素設備 その他 ()
輸送人数	人
輸送対象者住所	三田市
輸送対象者連絡先	
輸送区間	【乗車場所】  【降車場所】
備考	
着信確認欄	事業者名 () 受付対応者 ()

事業者様へ 着信が確認でき次第、着信確認欄を記入し、三田市役所まで FAX (562-1294) にてご返送ください。

(様式第2号)

緊急輸送実施報告書

報告番号：

平成 年 月 日

三田市長 宛

事業者名：

代表者名：

平成28年10月17日に締結した災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急輸送を実施したので報告します。

記

要請の日時	月 日 時 分頃
輸送対象者	
輸送人数	人
輸送対象者住所	三田市
輸送経路	乗車場所 () ~ 降車場所 ()
運転者氏名	事業者名：() 運転者名：()
車両番号	
実施日時	自 年 月 日 () 時 分 至 年 月 日 () 時 分
請求金額	円
備考	

【協定 3-4】

災害時における物資集積場所の提供等に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）とレンゴーロジスティクス株式会社三田流通センター（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、物資集積場所の適切な運営等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、物資集積場所の提供とする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援の実施に要した経費の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場

合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (2) 支援内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項
(個人情報保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市テクノパーク5番1号
レンゴーロジスティクス株式会社
三田流通センター
所長 成本 英夫

【協定 3-5】

災害時における物資集積場所の提供等に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と日立オートモティブシステムズ阪神株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、物資集積場所の適切な運営等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資集積場所の提供
- (2) 貨物自動車による物資等の輸送
- (3) 人員搬送車による人員等の輸送

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に報告するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。ただし、主な支援内容については第2条のとおりとするが、乙の業務に支障発生が懸念される場合は、乙の使用事由を優先する。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援の実施に要した基本的な経費は、乙の請求によって甲が負担するものとする。その他の経費が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援内容及び場所並びに期間

(2) その他必要な事項

(個人情報の保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市テクノパーク13番6号
日立オートモティブシステムズ阪神株式会社
取締役社長 赤 平 和 好

【協定 3-6】

災害時における危険物保管場所の提供等に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と片山化学工業株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、危険物の適切な管理等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、三田事業所に有する危険物保管場所の提供とする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に報告するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援の実施に要した経費の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (2) 支援内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(個人情報保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府中央区道修町2丁目5番10号
片山化学工業株式会社
代表取締役 片 山 秀 樹

【協定 3-7】

災害時における要援護者の輸送協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、三田市（以下「甲」という。）が、ジューラ・ケア・サービス（以下「乙」という。）に対し、避難施設から福祉避難所等までの移送手段としての協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けている高齢者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- (3) 妊産婦
- (4) 乳幼児
- (5) 外国人
- (6) その他上記の者に準ずる者

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において乙に対して、要援護者輸送の協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、緊急輸送協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、要援護者の輸送を実施するものとする。

(災害時の情報提供)

第6条 甲及び乙は、要援護者の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、第5条第2項の規定による輸送を実施した時は、当該業務の終了後速やかに緊急輸送実施報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

(経費の負担及び支払)

第8条 第5条の規定による要請により緊急輸送に要した費用は、原則として甲の負担とする。
2 前項に規定する経費は、災害発生直前の地方運輸局長から認可を受けた運賃及び料金並びに当該業務に要する通常料金を基準とし、甲乙協議して定める。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故)

第9条 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(要援護者及び第三者に対する責任)

第10条 乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、要援護者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第11条 乙は、乙が雇用している運転者が輸送協力中に、死亡又は負傷等をしたときは、乙の責任において労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、輸送協力に当たり業務上知り得た要援護者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異義がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和元年11月19日

(甲) 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市
代表者 三田市長 森 哲男

(乙) 兵庫県三田市高次2丁目3番2号
ジューラ・ケア・サービス
代表 前中 文雄

※ 同様の協定を、福祉タクシーもちの木・黒豆介護タクシー・介護タクシーすみーる・介護タクシーいろは・しおみ介護タクシー・福祉タクシーやよいと締結。

【協定 3-8】**災害時における物資等の輸送及び物資集積場所等の
運営に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と、株式会社アルファグループホールディングス（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送に必要な一般貨物自動車等の提供及び物資集積場所等の適切な運営等を図るためによる支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、物資等の輸送に乙が所有する一般貨物自動車等（以下「事業用自動車」という。）及び物資集積場所等の適切な運営等（以下「荷役作業等」という。）の支援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付する。

- (1) 災害の状況及び支援を必要とする事由、必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする車両の車種、台数及び従事人員
- (3) 支援を必要とする日時、期間、場所等
- (4) 輸送品目及び数量、荷役作業等の内容
- (5) 現場責任者
- (6) その他必要な事項

（協 力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により支援要請があったときは、特別の理由がない限り、事業用自動車の提供及び荷役作業等を甲に提供することにより支援を行う。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の輸送の提供
- (2) 荷役作業
- (3) 物流機器の提供
- (4) 物資拠点の運営

2 乙は、第2条の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的知識を有する者を甲の下に派遣する。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき支援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 支援に従事した事業用自動車の車種、台数、従事人員数
- (2) 事業用自動車支援による走行距離及び地点
- (3) 事業用自動車支援に従事した期間及び輸送物資等の内容
- (4) 荷役作業等に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (5) 荷役作業等の支援内容及び場所並びに期間
- (6) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第2条の規定に基づく支援に要した費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の要請に応じて、支援を行

った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

- 2 運賃・料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲、乙協議して定める。
- 3 荷役作業等の支援の実施に要した経費の負担は、甲乙協議して決定する。

(請求及び支払い)

第6条 乙は、業務終了後に前条に定める経費について活動実績を集計し、甲に一括して請求する。

- 2 甲は、乙より請求を受けた際は遅滞なく、乙に支払う。

(事故等)

第7条 乙は、提供した事業用自動車に、事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続できるように努めなければならない。

- 2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(補償)

第9条 この規定に基づいて支援要請に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者たる乙の責任において行う。

(第三者への損害賠償責任)

第10条 乙は、第2条の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

- 2 乙が本協定に基づく業務の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なく状況等を任意の様式による文書により報告し、その処置を甲乙にて協議し定める。

(災害等発生時の情報提供)

第11条 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。業務終了又は協定が解除された後についても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

(適用)

第14条 この協定は、協定締結後の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年10月2日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府大阪市福島区福島5-3-7
エスティ西梅田ビル802号
株式会社アルファグループホールディングス
代表取締役 谷 村 幸 弘

【協定 4-1】**緊急時における生活物資確保に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法第200号）その他法令を遵守しなければならない。

（協力の実施）

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、三田市内の各店舗の状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報しあうものとする。

（緊急時体制）

第6条 緊急時に際し、乙は甲の指示により、乙の店舗のうち、別表第2に掲げる店舗を重点店舗に指定し、乙は特別監視体制をとるものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ

決定するものとする。

付 則

この協定は、平成8年12月18日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年12月18日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
代表者 三田市長 塔 下 真 次

乙 神戸市北区日の峰2丁目3番1号
神戸北町センタービル3階
生活協同組合コープこうべ
代表者 組合理事長 木 村 正 人

別表第 1 (第 4 条関係)

生活物資
小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生活用品、毛布、肌着

別表第 2 (第 6 条関係)

三田市をカバーする事業所

2009年7月1日 現在

事業所名	電 話	住 所
第 4 地区本部	078-583-8411	〒651-1233 神戸市北区日の峰2-3-1 神戸北町センタービル3F
コープ活動サポートセンター 神戸北	078-583-4911	〒651-1233 神戸市北区日の峰2-3-1 神戸北町センタービル3F
コープ 三田西	079-564-1582	〒669-1547 三田市富士が丘2丁目7
コープ 三木緑が丘	0794-85-2345	〒673-0532 三木市緑が丘町中1丁目7-1
コープ 志 染	0794-85-4561	〒673-0551 三木市志染町西自由が丘1-166
コープ 西宮北	078-904-4450	〒651-1412 西宮市山口町下山口5丁目13-22
コープデイズ 神戸北町	078-582-1900	〒651-1233 神戸市北区日の峰2-7
協同購入センター 北神戸	078-952-0811	〒651-1352 神戸市北区八多町中字合ノ元 1167

{ 別表第3 }

コープこうべ緊急物資対策本部は、その目的と義務を迅速かつ正確に果たすために、緊急時の物資と情報の経路を次の通りとする。

10.08.10
コープこうべ 緊急物資対策

<緊急指令発令>

三田市災害対策本部	
総務部総務課	
昼	079-559-5027
夜	079-563-1111

指示		受令	
第4地区本部	078-583-8411	本部	本部
078-583-8411		部長	部長

コープこうべ	
緊急物資対策本部	
本部長	浅田組合長理事
副本部長	本田専務理事
副本部長	藪田理事
078-856-1010	

コープこうべ	
緊急物資対策本部 事務局	
調達	濱田常務理事
連絡	宮永理事
078-856-1010	
供給	三上理事
078-856-1010	
中島理事	
078-856-1010	
秦常務理事	
078-856-1010	
広報	MD政策推進室
078-856-1111	
西村	
長谷部	
078-856-1111	

物資調達対策班	
商品担当班長	濱田常務理事
078-856-1010	
物流・生産担当班長	宮永理事
078-856-1010	

品目・数量
指示

1	商品部・・・各統括部長
2	生産事業部・・・生産事業部長
3	物流部・・・物流部統括部長

物資調達	
・生産メーカー	
・流通問屋	

物資調達依頼

物資送

納品	
日本生協連関西西地連事務局	

分配方法の
指示

物資供給対策班	
店舗担当班長	三上理事
078-856-1010	
無店舗担当班長	中島理事
078-856-1010	

物資供給	
1	地区 各地区本部長
2	店舗 各店長
3	協同購入センター 各センター長

三田市	
市民(生協組合員)	

通

連絡

広報ソール
送付

達

コープこうべ緊急物資対策本部	
広報対策班	
広報担当・	組合員活動班長
秦	常務理事
078-856-1010	

広報内容
指示

広報・指示	
1	広報室 統括部長
078-856-1078	
2	総務部 統括部長
078-856-1211	
3	総合ネットワーク推進室統括部長
078-856-1310	

情報提供	
・	新行
・	テレ行
・	レジ
・	聞政

協定集

緊急時における生活物資確保に関する覚書

三田市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資確保に関する協定（平成8年12月18日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅延なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（改正又は廃止）

第6条 甲又は乙がこの覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヵ月前までに相手方に通告しなければならない。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

付 則

この覚書は、平成8年12月18日から効力を生ずる。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成8年12月18日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
代表者 三田市長 塔 下 真 次

乙 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
代表者 組合理事長 木 村 正 人

第 1 号様式

三 発第 号
平成 年 月 日

様

三田市長 岡 田 義 弘

出荷要請書

緊急時における生活物資の確保に関する協定第 7 条第 1 項の規定に基づき、
次の生活物資の出荷をお願いします。

品 目	数 量	備 考

出荷確認書

平成 年 月 日付三 発第 号の出荷要請により次の物資を
出荷したことを確認します。

品 目	数 量	備 考

平成 年 月 日

印

三田市

印

【協定 4-2】**災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社イオン神戸北ショッピングセンター（以下「乙」という。）は、次の通り協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （2） 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- （3） 乙の店舗敷地において、食料・生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 乙は前項に定めのない事項について、甲に対し、可能な限り協力するものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書を持って行うものとする。但し、緊急を要する時は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三田市総務部総務課長、乙においてはイオンモール株式会社イオン神戸北ショッピングセンター管理課長とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した経費は甲及び乙が協議して決定するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成18年10月25日から平成19年10月24日までとする。

2 前項に規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲乙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に対して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年10月25日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 岡田 義弘

乙 神戸市北区上津台8丁目1番地1
イオンモール株式会社
イオン神戸北ショッピングセンター開設準備室
開設委員長 村山 悦朗

【協定 4-3】**災害時における物資供給の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資が円滑を欠く場合において、甲から乙に対して行う物資供給の協力要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 炊事用具
- (6) 日用品雑貨
- (7) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、物資出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後、物資出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引等）

第6条 物資の取引場所等は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が乙の提出する物資出荷確認書（第2号様式）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等

について報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付 則

この協定は、協定書締結の日から効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年10月25日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 岡田 義 弘

乙 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤 本 昭

【協定 4-4】

災害時における支援協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社 近畿カンパニー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し

出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書（第2号様式）を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所の提供)

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

(防災啓発活動、防災訓練の協力)

第10条 乙は、甲が実施する防災啓発活動及び防災訓練に協力依頼があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年12月25日

甲 三田市三輪2丁目1番1号

三田市長 田村 克也

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号

イオンリテール株式会社

執行役員近畿カンパニー支社長

川本 昌彦

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p data-bbox="228 555 323 589">食料品</p> <p data-bbox="256 616 778 685">おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、缶詰(イージーオープン)</p> <p data-bbox="228 786 384 819">生活必需品</p> <p data-bbox="256 846 762 1070">毛布、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香(夏季)、使い捨てカイロ(冬季)</p> <p data-bbox="228 1133 448 1167">乳幼児向け用品</p> <p data-bbox="256 1193 699 1301">紙おむつ、お尻ふき、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、抱っこひも、カトラリーセット、バスタオル</p>	<p data-bbox="815 555 911 589">食料品</p> <p data-bbox="844 616 1362 723">精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶</p> <p data-bbox="815 786 971 819">生活必需品</p> <p data-bbox="844 846 1347 1032">タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、防水シート</p> <p data-bbox="815 1133 1035 1167">乳幼児向け用品</p> <p data-bbox="844 1193 1054 1227">おもちゃ、絵本</p>

第1号様式（第5条様式）

様	第 号 年 月 日	
三田市長 田村克也 印		
物資出荷要請書		
令和6年12月25日付け「災害時における支援協力に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。		
品 名	数 量	備 考

第2号様式（第6条様式）

物資出荷確認書		
令和 年 月 日付け 第 号の物資出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。		
品 名	数 量	備 考

年 月 日
企 業
三田市
印
印

【協定 4-5】**災害時における物資供給の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）とスーパーマーケットNISHIYAMA（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資が円滑を欠く場合において、甲から乙に対して行う物資供給の協力要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 炊事用具
- (6) 日用品雑貨
- (7) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、物資出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後、物資出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引等）

第6条 物資の取引場所等は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が乙の提出する物資出荷確認書（第2号様式）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付 則

この協定は、協定書締結の日から効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月6日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 岡田 義弘

乙 福知山市駅前町41番地の2
西山寛商事株式会社
代表取締役社長 西山 進

【協定 4-6】**災害時における物資供給の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイエイアクト（以下「乙」という。）とは、災害時における物資供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、災害活動及び一時的に生活物資が円滑を欠く場合等において、甲から乙に対して行う物資供給の協力要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急活動等のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 燃料
- (2) 葬具
- (3) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、物資出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後、物資出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引等）

第6条 物資の取引場所等は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が乙の提出する物資出荷確認書（第2号様式）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付 則

この協定は、協定書締結の日から効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月20日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
代表者 三田市長 岡田義弘

乙 神戸市西区伊川谷町潤和1058
株式会社 ジェイエイアクト
代表者 代表取締役社長 村山芳樹

第1号様式（第5条様式）

第 号	年 月 日	
様	三田市長 岡田 義弘 印	
物資出荷要請書		
平成 年 月 日付け「災害時における物資供給の協力に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。		
品 名	数 量	備 考

第2号様式（第6条様式）

物資出荷確認書		
平成 年 月 日付け 第 号の物資出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。		
品名	数量	備考
年 月 日	企 業 三田市	印 印

平成19年6月20日締結

「災害時における物資供給に関する協定書」に基づく災害時の連絡先

平成19年6月29日
兵庫六甲農業協同組合

精米等、農産物

J A兵庫六甲 三田営農総合センター
郵便番号 669-1514
住所 三田市川除677-1
電話番号 079-563-4192
F A X 079-564-2941

燃料

株式会社ジェイエイアクト CARモンテ
郵便番号 669-1311
住所 三田市加茂189-1
電話番号 079-567-1164
F A X 079-567-1165

株式会社ジェイエイアクト 加茂セルフSS
郵便番号 669-1311
住所 三田市加茂189-1
電話番号 079-567-1940
F A X 079-567-1165

葬具

株式会社ジェイエイアクト 葬祭センター六甲
郵便番号 651-1502
住所 神戸市北区道場町塩田18-2
電話番号 078-985-0401
F A X 078-984-2757

【協定 4-7】**災害時における物資供給の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と兵庫六甲農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における物資供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資が円滑を欠く場合において、甲から乙に対して行う物資供給の協力要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における被災者及び救助要員等に対し、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 精米等
- (2) 農産物
- (3) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、物資出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後、物資出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引等）

第6条 物資の取引場所等は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が乙の提出する物資出荷確認書（第2号様式）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付 則

この協定は、協定書締結の日から効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月20日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
代表者 三田市長 岡田義弘

乙 神戸市北区有野中町2丁目12-13
兵庫六甲農業協同組合
代表者 代表理事組合長 村山芳樹

第1号様式（第5条様式）

様	第 号	年 月 日
三田市長 岡田 義弘 印		
物資出荷要請書		
平成 年 月 日付け「災害時における物資供給の協力に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。		
品 名	数 量	備 考

第2号様式（第6条様式）

物資出荷確認書		
平成 年 月 日付け 第 号の物資出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。		
品名	数量	備考
年 月 日	企 業 三田市	印 印

平成19年6月20日締結

「災害時における物資供給に関する協定書」に基づく災害時の連絡先

平成19年6月29日
兵庫六甲農業協同組合

精米等、農産物

J A兵庫六甲 三田営農総合センター
郵便番号 669-1514
住所 三田市川除677-1
電話番号 079-563-4192
F A X 079-564-2941

燃料

株式会社ジェイエイアクト CARモンテ
郵便番号 669-1311
住所 三田市加茂189-1
電話番号 079-567-1164
F A X 079-567-1165

株式会社ジェイエイアクト 加茂セルフSS
郵便番号 669-1311
住所 三田市加茂189-1
電話番号 079-567-1940
F A X 079-567-1165

葬具

株式会社ジェイエイアクト 葬祭センター六甲
郵便番号 651-1502
住所 神戸市北区道場町塩田18-2
電話番号 078-985-0401
F A X 078-984-2757

【協定 4-8】**災害応急対策業務における物資供給の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）とロイヤルホームセンター三田店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害応急対策業務における物資供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、災害応急対策業務に必要な物資が不足する場合において、甲から乙に対して行う物資供給の協力要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務実施のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 炊事用具
- (2) 日用品雑貨
- (3) 応急活動に必要な資器材
- (4) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、物資出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後、物資出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引等）

第6条 物資の取引場所等は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が乙の提出する物資出荷確認書（第2号様式）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付 則

この協定は、協定書締結の日から効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月6日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 岡田義弘

乙 三田市大原213番地1
ロイヤルホームセンター三田店
店 長 水上康司

【協定 4-9】**災害時における医薬品等の供給に関する協定**

三田市(以下「甲」という。)と株式会社メディセオ(以下「乙」という。)とは次のとおり災害時における医薬品等の供給に関する協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、地震、大火災、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合における医薬品その他応急措置に必要なもの（以下「医薬品等」という。）の確保体制を確立することを目的とする。

(要 諸)

第 2 条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に医薬品等の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する医薬品等の供給を緊急に要請できる。この場合、甲が乙と通常時に締結している契約外の医薬品等についても供給の要請をできるものとする。

(供給の実施)

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有する医薬品等を優先的に甲に供給するよう努めるものとする。甲から供給の要請を受けた医薬品等で在庫がない場合、乙は、その医薬品等を調達・確保し、甲に供給するよう努めるものとする。

(供給要請の方法)

第 4 条 甲が前条に規定する医薬品等の供給を受けようとするときは、三田市民病院の発注書の様式(以下「発注書」という。)をもって乙に要請するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、甲は、緊急を要するときは口頭をもって乙に要請し、事後に発注書をもって乙に提出するものとする。

(医薬品の納品)

第 5 条 医薬品等の納品場所は、甲の指定する場所とし、当該場所において市職員が乙の提出する納品書により確認のうえ、これを受領し、受領証を乙に交付するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 乙が供給した医薬品等の代金及びその他必要経費、並びに特別に要した輸送費については、甲が負担するものとする。

(医薬品等の価格)

第 7 条 医薬品等の価格は、災害の発生する直前における適正な価格とする。

(報 告)

第 8 条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫状況等について報告を求めることができる。

(改正又は廃止)

第 9 条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が 3 カ月前に相手側に通告して行うことができる。

(協 議)

第 10 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項についてはそ

の都度、甲乙協議するものとする。また協議の内容について、兵庫県との調整が必要な場合は、双方誠意をもって調整に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その一通を所持する。

平成25年2月1日

甲	住 所	三田市三輪2丁目1番1号
	氏 名	三田市長 竹内 英 昭

乙	住 所	神戸市北区有野町有野字福谷口 3406 番 7
	氏 名	株式会社メディセオ 北神支店 支店長 花 本 秀 樹

※ 同様の協定をアルフレッサ、ケーエスケー、スズケンとも締結。

【協定 4-10】**災害時における物資の供給に関する協定**

三田市（以下「甲」という）と、レンゴー株式会社三田工場（以下「乙」という）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市において、地震、風水害等の災害や危機事象（以下「災害等」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため第2条に定める物資を乙が甲に対して供給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は以下に定める範囲とする。

- （1）段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- （2）段ボール製簡易ベッド
- （3）その他、乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請文書を別紙の様式第1号により作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは優先して甲の要請事項を実施するよう努めるものとする。なお、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 乙は、第3条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

2 乙は、物資の運搬終了後、速やかに別紙の様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

（代金及び費用負担）

第6条 第3条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

（報告）

第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

(改正又は廃止)

第8条 この協定の改正又は廃止が必要な場合は、両者が協議の上、これを行うことができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議解決)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月20日

甲：三田市三輪2丁目1番1号

三田市長 竹内 英昭

乙：三田市テクノパーク19番1号
レンゴー株式会社 三田工場

工場長 尾崎 光典

※ 同様の協定をセツカートン株式会社（H24.9.20）とも締結。

<様式第1号>

年 月 日

レンゴー株式会社 三田工場 御中

物資供給要請書

三田市長 竹内 英昭

災害時における物資の供給に関する協定書第3条第2項に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

記

1. 品目・数量

品目	数量	備考（規格など）

2. 引渡場所（納入場所）

3. 引渡日時（納期）

4. 備考（市内の道路状況等）

<様式第2号>

年 月 日

三田市長 竹内 英昭 宛

物資供給報告書

レンゴー株式会社 三田工場

災害時における物資の供給に関する協定書第5条第2項に基づき、下記のとおり物資の供給について報告します。

記

1. 品目・数量

品目	数量	備考（規格など）

2. 引渡場所（納入場所）

3. 引渡日時（納期）

4. 備考

【協定 4-11】**災害時等における支援協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における作業用品及び生活必需品等（以下「生活物資等」という。）の供給並びに避難及び救援場所の提供等並びに平常時（災害時等以外の場合をいう。以下同じ。）における防災啓発活動等への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等及び平常時における相互の支援協力について、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時等において生活物資等を必要とするときは、乙に対し、乙が保有する生活物資等の供給を要請することができる。

2 乙は、被災者に対し、店舗の駐車場を一時避難場所及び炊出し等の救援場所として無償提供する。

3 乙は、被災者に対し、店舗の水道水、トイレ等を可能な範囲で提供する。

4 乙は、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供する。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条1項の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（生活物資等の範囲）

第4条 乙が甲の要請を受け供給する生活物資等は、乙が保有し、又は調達可能な生活物資等とする。

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、物資出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後、物資出荷要請書を提出するものとする。

2 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（物資の取引等）

第6条 物資の取引場所等は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が乙の提出する物資出荷確認書（第2号様式）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、前項の引渡し場所に当該職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認させた後、生活物資等を引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払)

第9条 乙は、生活物資等の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

(報告)

第10条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(平常時の協力)

第11条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 防災啓発事業等に係る場所の提供及び広報支援
- (2) 防災訓練等への参加

(その他必要な支援)

第12条 この協定に定めるもののほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第13条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(改正又は廃止)

第14条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年3月11日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 竹内 英昭

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員 高橋 宰

第 1 号様式

三安第 号
平成 年 月 日ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員 様

三田市長

出荷要請書

緊急時における生活物資の確保に関する協定第 5 条第 1 項の規定に基づき、
次の生活物資の出荷をお願いします。

品 目	数 量	備 考

第 2 号様式

出荷確認書

平成 年 月 日付三安第 号の出荷要請により次の物資を出荷したことを
確認します。

平成 年 月 日

印

三田市

印

【協定 4-12】

災害時における燃料供給等に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と兵庫県石油商業組合三田支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市民の生命・身体を守ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 緊急自動車及び災害対応車両等に対する燃料の優先供給
- (2) 災害時重要施設に対する燃料の優先供給

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時及び場所
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に報告するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、各施設に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条に規定する燃料の優先供給における費用の負担は、供給時の適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書にて甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援日時、内容及び場所

(2) その他必要な事項

(個人情報保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり業務上知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市三輪4丁目1番11号
兵庫県石油商業組合 三田支部
支部長 八 木 一 夫

【協定 4-13】

災害時における物資の供給支援に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と林株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、避難所生活の質の改善を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、タオルの提供とする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時
- (3) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に報告するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は乙の事業所にて物資の引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に規定する支援における費用の負担は、甲が行い、災害発生の直前における適正価格を基準とする。

(報告)

第8条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場

合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援内容

(2) その他必要な事項

(個人情報保護)

第9条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市テクノパーク8番5号
林株式会社
取締役社長 林 延 光

【協定 4-14】

災害時における物資の供給支援に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と桐灰小林製菓株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、避難所生活の質の改善を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、カイロの提供とする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時及び場所
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に報告するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援の実施に要した経費の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場

合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援内容及び場所
- (2) その他必要な事項

(個人情報の保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市テクノパーク18番9号
桐灰小林製薬株式会社
代表取締役 岩 城 昌 弘

【協定 4-15】

災害時における物資の供給支援に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と株式会社ソフト99コーポレーション（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、避難所生活の質の改善を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、飲料等の提供とする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時及び場所
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に報告するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援の実施に要した経費の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援内容及び場所
- (2) その他必要な事項

(個人情報の保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府中央区谷町2丁目6番5号
株式会社ソフト99コーポレーション
代表取締役 田中 秀明

【協定 4-16】

災害時における物資等の供給支援に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市(以下「甲」という。)とアイリスオーヤマ株式会社(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、避難生活の質の改善を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、乙が調達可能な物資等の提供とする。

2 前項の規定に基づく物資等の引き渡し場所は甲が指定するものとし、当該引き渡し場所までの運搬手段は乙が確保するものとする。ただし、乙が自ら運搬手段を確保できないときは、甲は運搬手段の確保に協力することとする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況、必要とする支援物資等の品目及び数量
- (2) 支援を必要とする日時、引渡場所、引渡場所ごとの品目及び数量
- (3) 各引渡場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に報告するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、供給可能な在庫品目、数量等について情報提供し、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援内容及び場所
- (2) その他必要な事項
(経費の負担)

第7条 第2条の規定により供給を受けた物資等の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 甲は、前項に定める協議を経て、乙から請求を受けたときは、物資等の代金及びその他の経費を、速やかに乙に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年5月17日

甲 兵庫県三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番1号
アイリスオーヤマ株式会社
代表取締役社長 大山 健太郎

【協定 4-17】

災害時における地図製品等の供給等に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、三田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、三田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年11月5日

甲) 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙) 大阪市西区川口3丁目3番9号
株式会社ゼンリン
関西支社長 松井 仁

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること(本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。)

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

【協定 4-18】**災害時等における畳の提供に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、三田市内で大規模災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における避難所等への畳の優先提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が所有する畳を避難所等へ提供することに関し必要な事項を定めることにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は乙に対して、災害時等に畳を必要とする場合は、様式第1号に必要事項を記載し、要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等にて要請を行い、その後、速やかに書面での要請を行うものとする。

2 乙は、第1項の要請について特別な事情により実施できない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、災害時等において、甲から避難所等への畳の提供について要請があった場合には、次の内容により協力するものとする。

(1) 避難所等への畳の提供

(2) その他、提供する畳に関して甲が要請する事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条第1項により要請があった時は、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

2 次に掲げる事項については、甲乙協議の上、協力して行うものとする。

(1) 乙は、避難所等までの畳の輸送を行うこととする。ただし、災害状況により困難な場合は、甲乙協議のうえ甲が輸送体制の整備を行う。

(2) 利用後の畳の処理については、原則として甲が実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づき甲に協力を行った場合は、その活動が終了した後、様式第2号に必要事項を記載し、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に提供する畳の対価は無償とする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、必要事項をあらかじめ様式第3号により報告するものとする。

(守秘義務)

第 8 条 乙及び乙の会員は、本協定による業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(訓練への参加)

第 9 条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等へ積極的に参加するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する 1 か月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間この協定は更新され、以後同様とする。

(疑義等の決定)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所有するものとする。

令和元年 1 1 月 1 9 日

甲 兵庫県三田市三輪 2 - 1 - 1
三田市

三田市長 森 哲男

乙 兵庫県伊丹市行基町 1 丁目 4 6
「5 日で 5 0 0 0 枚の約束。プロジェクト実行委員会」

近畿地区委員長 長澤 一徳

【協定 4-19】

災害等の非常時における飲料供給に関する覚書

三田市（以下「甲」という。）と、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関して以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書別紙に記載の設置場所に乙の自販機を設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が乙飲料商品を災害被災者へ供給することを目的とする。

（援助商品）

第2条 災害等の非常時に甲が災害被災者へ供給した乙飲料商品は乙が援助するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第3条 乙は、甲に対し緊急災害時の本覚書別紙に記載の設置場所の自販機の開錠用として鍵を預け、甲は第1条の目的に準じ運用・保管するものとする。

2 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

3 万が一甲の本条以外の目的での使用が確認された場合、本覚書は失効し、乙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求するとともに、甲に対し損失分を請求するものとする。

4 万が一甲が当該自販機の鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担にて鍵の交換を実施するものとする。

（適用期間）

第4条 本覚書の適用期間は、本覚書別紙に記載の設置場所に、当該自販機を設置している期間とする。

（協議）

第5条 本覚書に定めなき事項が発生した場合は、甲・乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 9月15日

(甲) 住所 三田市三輪二丁目1番1号
氏名 三田市
三田市市長 森 哲 男 印

(乙) 住所 西宮市山口町上山口2014
氏名 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
近畿地区統括部 ベンディング神戸支店
支店長 磯 見 安 司 印

別紙 ロケーション一覧

	得意先 CD		ロケーション CD	
No.	設置先名	城山公園 A		
1	住 所	三田市三輪 1 3 1 4		
	自販機個機番号	9300058603	自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD		ロケーション CD	
No.	設置先名	城山公園 B		
2	住 所	三田市三輪 1 3 1 4		
	自販機個機番号	9300024539	自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD		ロケーション CD	
No.	設置先名	駒ヶ谷運動公園 A		
3	住 所	三田市ゆりのき台 1 丁目 4 4		
	自販機個機番号	9266169572	自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD		ロケーション CD	
No.	設置先名	駒ヶ谷運動公園 C		
4	住 所	三田市ゆりのき台 1 丁目 4 4		
	自販機個機番号	9300157046	自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD		ロケーション CD	
No.	設置先名	駒ヶ谷運動公園 D		
5	住 所	三田市ゆりのき台 1 丁目 4 4		
	自販機個機番号	9300062656	自販機鍵授受日	年 月 日

【協定 4-20】

災害等の非常時における飲料供給に関する覚書

三田市（以下「甲」という。）と、ダイドーベンディング近畿株式会社（以下「乙」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「丙」という。）は、丙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関して以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書別紙に記載の設置場所に丙の自販機を設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が丙飲料商品を災害被災者へ供給することを目的とする。

（援助商品）

第2条 災害等の非常時に甲が災害被災者へ供給した丙飲料商品は丙が援助するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第3条 丙は、甲および乙に対し緊急災害時の本覚書別紙に記載の設置場所の自販機の開錠用として鍵を預け、甲および乙は第1条の目的に準じ運用・保管するものとする。

2 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

3 万が一甲の本条以外の目的での使用が確認された場合、本覚書は失効し、丙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求するとともに、甲に対し損失分を請求するものとする。

4 万が一甲または乙が当該自販機の鍵を紛失した場合、直ちに丙に連絡するとともに、甲または乙の負担にて鍵の交換を実施するものとする。

（適用期間）

第4条 本覚書の適用期間は、本覚書別紙に記載の設置場所に、当該自販機を設置している期間とする。

（協議）

第5条 本覚書に定めなき事項が発生した場合は、甲・乙・丙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 9月17日

(甲) 住所 三田市三輪二丁目1番1号
氏名 三田市
三田市長 森 哲 男 印

(乙) 住所 兵庫県川西市一庫2丁目8-14
氏名 ダイドーベンディング近畿株式会社
代表取締役 國 津 元 司 印

(丙) 住 所 大阪府大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号
中之島セントラルタワー 1 8 階
氏 名 ダイドードリンコ株式会社
取締役自販機営業本部長 中 島 孝 徳 印

別紙 ロケーション一覧

	得意先 CD	2710998	ロケーション CD	808003400
No.	設置先名	三田市総合福祉保健センター東玄関横		
1	住 所	三田市川除 6 7 5 番地		
	自販機個機番号		自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD	2710998	ロケーション CD	808003401
No.	設置先名	三田市総合福祉保健センター喫茶室横		
2	住 所	三田市川除 6 7 5 番地		
	自販機個機番号		自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD	2710998	ロケーション CD	808002157
No.	設置先名	有馬富士共生センター		
3	住 所	三田市尼寺字古万台 9 6 8 番地		
	自販機個機番号		自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD	2710998	ロケーション CD	808002152
No.	設置先名	ウッディタウン市民センター①		
4	住 所	三田市けやき台 1 丁目 4 番地 1		
	自販機個機番号		自販機鍵授受日	年 月 日

	得意先 CD	2710998	ロケーション CD	808002153
No.	設置先名	ウッディタウン市民センター②		
5	住 所	三田市けやき台 1 丁目 4 番地 1		
	自販機個機番号		自販機鍵授受日	年 月 日

【協定 4-21】**災害時等における物資の供給に関する協定**

三田市（以下「甲」という）と、仙代テック株式会社（以下「乙」という）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、水道設備が使用不可となり、市民生活において健康上の問題が発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請により、乙の飲料水等の物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（供給物資の範囲）

甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は以下に定める範囲とする。

- (1) 災害用浄水装置(レスキュー・ラクサット、レインセパアクアシステム)
- (2) ボトルタイプ飲料水（専用サーバー）
- (3) その他、乙の取り扱う商品

第3条（供給要請及び手続）

(1) 甲は、三田市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合、又は避難所を開設した場合において、必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

(2) 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請文書を別紙様式第1号により、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。

(3) 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

第4条（物資の引渡し）

(1) 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が緊急輸送車両として通行できるよう、配慮するものとする。

(2) 乙は、物資の運搬終了後、速やかに別紙の様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

第5条（報告）

乙は、第3条の規定に基づく要請により、第2条に規定する供給を行った際は、全て記録

に残し甲に報告を行うものとする。

第6条（代金及び経費の負担）

(1)第2条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

(2)甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

第7条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲、乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

第8条（協議解決）

この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年12月19日

甲 三田市三輪二丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲 男

乙 三田市東本庄2068番地1

仙代テック株式会社

代表取締役 長谷川 良果

<別紙様式第1号>

年 月 日

仙代テック株式会社 御中

物資供給要請書

三田市長

災害時における物資の供給に関する協定書第3条第2項に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

(以下、所要事項の記入欄)

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所 (納入場所)
- ・引渡日時 (納期)

<別紙様式第2号>

年 月 日

三田市長 あて

物資供給報告書

仙代テック株式会社

災害時における物資の供給に関する協定書第4条第2項に基づき、次のとおり物資の供給について報告します。

(以下、所要事項の記入欄)

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所 (納入場所)
- ・引渡日時 (納期)

【協定 4-22】

**災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ神戸株式会社、ネッツトヨタ神戸株式会社、ネッツトヨタゾナ神戸株式会社（以下「乙」という。）、並びにトヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市において災害が発生した場合に、甲、乙・丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保したうえで、トヨタ側の窓口・とりまとめ役を務める。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保したうえで、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販社や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、乙の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、甲乙両方で都度、協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が外部給電可能な車両を貸与した期間中の費用については、無償とする。ただし、燃料費については、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙・丙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。
- (2) 丙は、貸与期間中の甲の責による人的・物的損害賠償(貸与車両そのものの損害は除く)に備え任意保険を掛け、その費用相当額は、後日、乙に請求するものとする。
- (3) 丙が掛ける任意保険は、別紙のとおりとする。
- (4) 乙が甲に貸与した車両そのものの損害については、甲が故意に損傷させた場合を除き、甲に費用負担を求めない。
- (5) 甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに丙にその旨を連絡する。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、三田市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、

第13条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第12条 甲、丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第14条 乙・丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙・丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第15条 甲、乙・丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙・丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙・丙のいずれからも書面による意義の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙・丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 5 年 1 月 30 日

甲 兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号
三田市
三田市長 森 哲男

乙 神戸市中央区磯辺通 4 丁目 2 番 1 2 号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通 2 丁目 1 番 1 号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀

兵庫県神戸市灘区灘南通 2-1-9
トヨタカローラ神戸株式会社
代表取締役社長 塩住 宏基

尼崎市名神町 1-18-25
ネットトヨタ神戸株式会社
代表取締役社長 四宮 康次郎

神戸市中央区磯部通 4 丁目 2 番 12 号
ネットトヨタゾナ神戸株式会社
代表取締役社長 坂戸 秀彰

丙 神戸市長田区北町 2 - 9 - 2
トヨタモビリティパーツ株式会社
兵庫支社長 大塚 美幸

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

三田市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」

第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力受書

三田市長 様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」
第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		

別紙 （第10条関係）

任意保険補償内容

補償内容		補償金額
車両保険		なし (ロードサービス費用なし)
対人賠償責任保険		無制限 (免責0万円)
対物賠償責任保険		無制限 (免責0万円)
人身傷害保険		なし
その他	任意セット特約	搭乗者傷害 (入通院/一時金) 特約
	自動セット特約	対物超過修理費用特約 対航空機「対物賠償」限度額 (10億円) 特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失時による事故の被害者救済費用特約

【協定 4-23】 災害時における物資の供給に関する協定書

三田市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三田市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合

又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

(要請方法)

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

(物資の引取り)

第5条 物資の引取り場所は、原則として三田市内のホームセンターコーナン店舗とし、甲は乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも解除または変更の申出がないときは、更に1年間延長されるものとみなし、以後同様とする。

(要請の重複)

第11条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 12月 3日

「甲」 兵庫県三田市三輪2丁目1-1

三田市

三田市長 田村 克也

「乙」 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1

コーナン商事株式会社

代表取締役社長 疋田 直太郎

別表1 (第3条関係)

災害時における供給物資

種類	物資名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン、菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ
その他	甲が指定する物資等

連 絡 体 制 表

令和6年12月3日現在

甲（三田市）

所在地 〒 669-1595 住所 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
担当部署（郵便物等の宛名に使用） 三田市 危機管理部 危機管理課
電話番号 第一優先 平常時及び平日（直通）079-559-5057 （内線 2321）
F A X 番号 079-559-1254

乙（コーナン商事株式会社）

所在地 〒 住所	
電話・FAX 番号	担当部署
第1優先 TEL FAX	担当部署 コーナン商事株式会社 代表
第2優先 TEL FAX	担当部署 コーナン商事株式会社

【協定 4-24】**災害時における物資調達に関する協定書**

三田市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市において大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、

甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙又は乙があっせんする者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（連絡責任者の選任及び報告）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、別紙「連絡体制表」のとおり、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するもの

とする。

(事業所運営)

第 1 1 条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定締結の証として本書 2 通作成し、甲、乙署名のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 6 日

甲 兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 - 1
三田市
三田市長 田村 克也

乙 愛知県大府市横根町新江 6 2 番地の 1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉浦 克典

別表（第3条関係）

種 類	物 資 名
調剤薬を除く医薬品・医療用品	一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏 等
排泄ケア用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット 生理用品 等
日用消耗品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ等
その他	携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品 等

- (1) 物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

連絡体制表

令和 年 月 日現在

甲（三田市）

所在地 〒 669-1595 住所 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
担当部署（郵便物等の宛名に使用） 三田市 危機管理部 危機管理課
電話番号 第一優先 平常時及び平日（直通）079-559-5057 （内線 2321）
F A X 番号 079-559-1254

乙（スギホールディングス株式会社）

所在地	
電話・FAX 番号	担当部署
第1優先 TEL FAX	
第2優先 TEL FAX	

【協定 5-1】 災害緊急放送の実施に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムさんだ（以下「乙」という。）は、災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害緊急放送の実施に係る放送要請等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害緊急放送とは、甲の要請に基づき乙が所有し管理する放送設備を使用して、乙が他の放送に優先して実施する臨時放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、災害等により市民に災害情報等を提供する必要があると認めた場合は、乙に対し災害緊急放送実施の要請をすることができる。

2 前項の要請は、FAX又はE-Mailにより放送要請書を送信後、電話等で確認するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでない。

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から前条に規定する放送の要請を受けた場合は、放送の形式、内容及び時刻等をその都度自主的に決定し、速やかに放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 災害緊急放送が円滑に実施できるよう、双方にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては三田市地域防災計画に定める広報班長、乙にあっては局長をもってこれに充てる。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は、協定の締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申し出がないときは、この期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（補則）

第7条 この協定に定めるもののほか、この放送の実施に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

付 則

この協定は、平成15年5月22日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年5月22日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
代表者 三田市長 岡 田 義 弘

乙 三田市弥生が丘1丁目1番地1
株式会社エフエムさんだ
代表取締役 中 村 忍

【協定 5-2】 災害時等における緊急放送に関する協定

(協定の主旨)

第一条 この協定は、三田市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害、その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、三田市（以下「甲」という）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という）に災害緊急放送を要請し、乙の受託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という）が緊急放送を実施する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この協定において災害緊急放送とは、甲の要請に基づき乙が運営する「J：COMチャンネル」において緊急放送を発信する為に丙が所有し管理する放送設備を使用して放送するテロップ放送をいう。

(緊急放送要請の手続き)

第三条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にて乙の委託事業者である丙に要請するものとする。

- (1) 緊急放送を要請する理由
- (2) 依頼する放送内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

- 2 要請の際の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別紙のとおり定めるものとする。
- 3 要請の際の連絡先に変更が生じた場合、丙は直ちに甲に申し出るものとする。
- 4 連絡はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わない判断される場合は電話にて要請することができるものとする。この場合は事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

(緊急放送の実施)

第四条 丙は甲から要請を受けた事項に関し、形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第五条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては三田市地域防災計画に定める広報班長、丙にあっては関西メディアセンター長を連絡責任者とする。

(情報の活用)

第六条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第二条で丙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙および丙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

(疑義の発生について)

第七条 本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第八条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙、丙のいずれからも意思表示がなければ、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年3月11日

(甲) 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 竹内 英昭

(乙) 大阪府中央区谷町2丁目3番12号
マルイト谷町ビル
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 中井 芳紀

(丙) 大阪府中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー5階
株式会社ジュピターテレコム
関西メディアセンター
メディアセンター長 山下 幸之

(別紙)

■放送拠点

名称： 株式会社ジュピターテレコム 関西メディアセンター

住所： 〒540-6005 大阪府中央区城見1丁目2番27号
クリスタルタワー5階

電話番号： 06-7897-3006

■緊急時連絡先

電話番号： 06-6942-5585 (全日9:30~21:00、年末年始除く)

FAX番号： 06-6942-5584 (全日9:30~21:00、年末年始除く)

携帯電話番号(緊急時専用)： 080-5961-0310

メールアドレス(緊急時専用)： ml_bp_kansai_bousai@jupiter.jcom.co.jp

(参 考) 災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定及び兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、兵庫県知事（以下「甲」という。）が大阪放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときには、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町長が行う警報の伝達及び警告等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、甲から行うものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては消防防災課長、乙にあっては報道部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成8年6月14日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年6月14日

甲 兵庫県知事 貝原俊民

乙 大阪放送株式会社 代表取締役社長 小野博志

※ 同様の協定を（株）毎日放送、朝日放送（株）、関西テレビ放送（株）、讀賣テレビ放送（株）、日本放送協会神戸放送局、（株）サンテレビジョン、（株）ラジオ関西、兵庫エフエムラジオ放送（株）、関西インターメディア（株）とも締結。

[様式]

平成 年 月 日 時 分
整理番号No.

放 送 要 請 書

1 要請の理由

2 放送事項

3 放送希望日時

4 県連絡責任者

5 備考

様

平成 年 月 日

兵庫県知事 貝原俊民

【協定 6-1】防災エキスパートの活用に関する協定

災害時における公共土木施設の早期復旧を図るため、三田市長（以下「甲」という。）と財団法人兵庫県建設技術センター理事長（以下「乙」という。）は、防災エキスパートの活用について次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲は、管理する公共土木施設の災害時における被災状況の把握や災害対策活動を円滑かつ効率的に実施するため、乙に登録した防災エキスパートを活用する。

（活用の方法）

第2条 防災エキスパートの活用については、乙の定める「兵庫県防災エキスパート登録制度要綱」に基づき行うこととする。

（その他）

第3条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年5月25日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
兵庫県三田市長 塔 下 真 次

乙 神戸市中央区八幡通3丁目2-5
財団法人兵庫県建設技術センター理事長
志 道 行 雄

① 兵庫県防災エキスパート事務局

〒650-0023

神戸市中央区栄町通6丁目1番21号 神明ビル5・6階

財団法人兵庫県まちづくり技術センター 総務部 総務課

TEL (078) - 367-1230

FAX (078) - 367-1232

② 兵庫県防災エキスパート登録制度

財団法人兵庫県まちづくり技術センターが兵庫県と協力し、兵庫県下に災害が発生した時に道路・河川などの公共土木施設の早期復旧を図れるよう、その整備や維持管理に長年携わった方々が、自発的に、また、公共土木施設の管理者の要請に応じて被災状況把握や災害対策活動に協力できるように創設した制度

③ 防災エキスパート

公共土木施設の整備や維持管理などの建設行政に長年携わり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に定める公共土木施設の整備や維持管理などについて専門的な知識、経験を有する者で、兵庫県内に在住し、あるいは勤務し、心身ともに健康で自己の責任において可能な範囲でボランティアとして無報酬で支援活動に参加でき、かつ被災地域の早期復旧などに誠意を持って努力し、施設管理者や一般のボランティアなどと協調して活動できるもので、兵庫県防災エキスパート事務局に登録しているもの

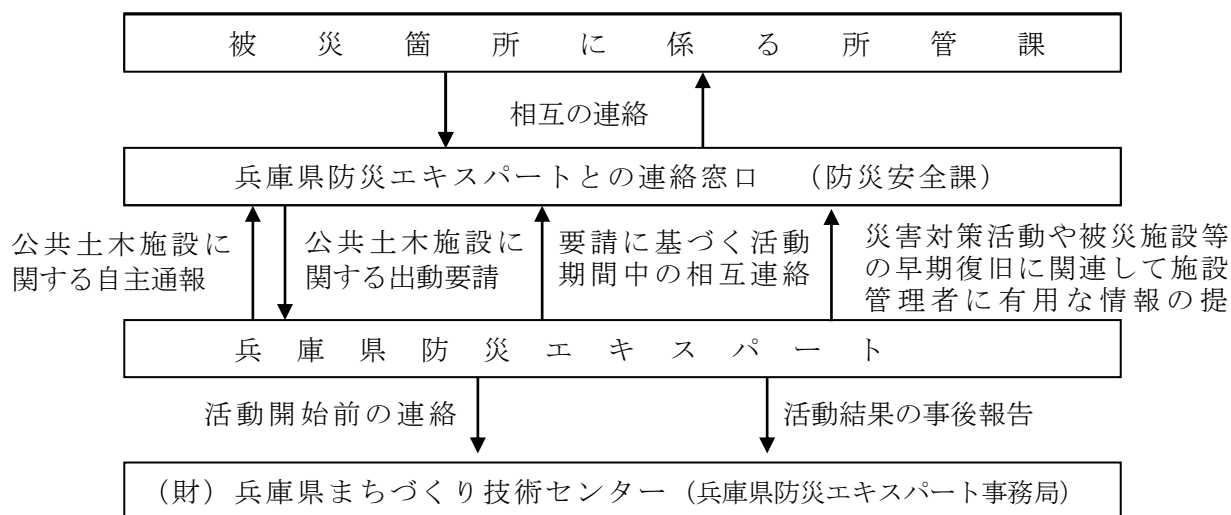
平成20年度末現在 兵庫県宝塚土木事務所三田業務所内登録者数 39名

④ 防災エキスパート活動内容

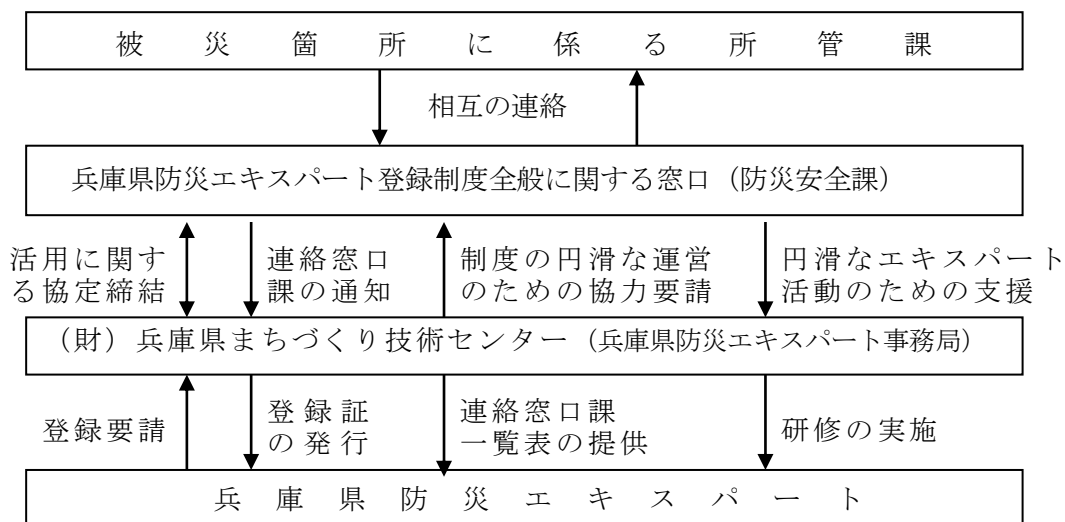
- ア 自宅又は勤務地近辺等の公共土木施設や市街地等の被災状況などの自発的な通報
- イ 公共土木施設の災害に関して、施設管理者の要請に基づく被災箇所等の状況把握及び災害の防止や被害の拡大防止のための活動への助言や緊急の応急措置に関する提案などの支援活動

防災エキスパート事務フロー

【災害発生時】



【平常時】



【協定 6-2】**災害時における災害救助犬及びセラピードッグ
並びに専門職員の出動に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、災害時における災害救助犬及びセラピードッグ並びに専門職員の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市において地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における被災者の検索活動（以下「検索活動」という。）を円滑に実施するとともに、避難所等における被災者のこころのケア（以下「ケア」という。）を図り、ペット飼養者によるペットの適正飼養を継続するためのサポート支援（以下「ペット支援」という。）を実施するため、災害救助犬及びセラピードッグ並びに専門職員の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第2条 甲は、検索活動のため必要があると認めるとき、又はケアが必要と認めるとき、さらにはペット支援が必要と認めるときは、乙に対して、災害救助犬又はセラピードッグ並びに専門職員の出動を要請する。

2 出動要請する場合は、乙へ次に掲げる事項をできる限り明らかにする。

- （1）災害種別、災害発生場所及び概要
- （2）応援を必要とする日時、出動場所及び期間
- （3）連絡・誘導担当者等の所属及び氏名、連絡先
- （4）その他要請に必要な事項

（出動）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグ並びに専門職員を出動させる。ただし、災害の種類、規模等を考慮し、甲乙が協議して出動の規模を決定する。

2 出動において、甲へ次に掲げる事項を連絡する。

- （1）災害救助犬又はセラピードッグ並びに専門職員の出動頭数及び出動人員
- （2）出動場所への到着予定時刻
- （3）その他必要な事項

（検索活動）

第4条 乙は、出動した災害現場においては消防長又は消防署長の指示に従い、検索活動を実施する。

（ケアの実施）

第5条 乙は、出動した避難所等においては甲の指定した現場指揮者の指示に従い、ケアを実施する。

（ペット支援の実施）

第6条 乙は、甲との連携の下、避難所の内外に関わらず、被災した地域のペット飼養者がペットの適正飼養を継続させるため、次に掲げるサポート支援を実施する。

- （1）ペット用品等の物資提供
- （2）ペットのケアやしつけのサポート

- (3) 避難生活におけるペット飼養環境に関するアドバイス
- (4) その他必要な支援

(活動の終了)

第7条 この協定の活動の終了は、次に定めるところによる。

- (1) 甲が、検索活動の終了を告げたときやケアの終了またはペット支援の終了を告げたとき。
- (2) 乙の都合により、検索活動やケア、ペット支援の続行が不可能となったとき。

(活動状況の報告)

第8条 乙は、第1条の規定に基づき活動を行った場合は出動隊が帰還した後、速やかに次の事項を甲に報告する。

- (1) 出動部隊（車両、人員、災害救助犬やセラピードッグの頭数）
- (2) 活動時間と時系列、活動経路
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第9条 この協定に基づく出動又は活動にかかる費用は、甲の負担とする。

2 経費の算出に当たっては、甲乙協議のうえ定める。

(損害賠償)

第10条 この協定に基づく出動又は活動に伴い、乙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害及び損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行う。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告することとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告する。

(守秘義務)

第12条 乙は、この協定による業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(訓練参加)

第13条 乙は、検索活動、ケア及びペット支援が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるとともに、甲が指定する避難所等におけるペット同行避難者の受入れに関する体制整備について協力する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がない場合は、本協定は更に1年間効力を有することとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

なお、本協定書の締結をもって、平成18年10月25日付で締結している「災害救助犬の出動に関する協定」については破棄するものとする。

令和5年12月1日

甲：兵庫県三田市三輪2丁目1-1
三田市
三田市長 田村克也

乙：兵庫県伊丹市下河原2丁目2番13号
特定非営利活動法人日本レスキュー協会
理事長 伊藤裕成

【協定 6-3】 災害時における応急対策業務に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と合同会社三田造園緑化管理組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、迅速な復旧等を行う必要があるため、甲から乙に対して行う応急対策の協力要請に関し、その業務等について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び労力を必要とするときは、乙に対して、要請書により次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

（業務内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務の内容は次のとおりとする。

- （1）道路冠水や水路溢水による被害を防止するための土嚢積み
- （2）街路樹や雑木の倒木による交通遮断を開放するための作業
- （3）土砂崩れ等による被害を応急復旧するための重機による除去作業
- （4）その他甲が必要と認める応急対策業務

（乙の責務）

第4条 乙の責務は次のとおりとする。

- （1）乙は造園組合の会員をあらかじめ地区を定めて応急対策業務に対応できる連絡網を作成し、協定後速やかに甲に提出し、その承認を得るものとする。
- （2）乙は、甲から第2条の規定により業務の要請があったときは、特別の事由がない限り、建設資機材及び労力を甲に提供することにより応急対策業務を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応急対策業務を行った場合は、甲に対して速やかに報告するものとする。

- （1）応急対策業務に従事した会員名及び延べ人員数、建設資機材の種類、数量
- （2）業務内容及び場所並びに期間
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。また、費用等の負担については、甲の積算基準又は乙若しくは協力会の所属会員の見積もりにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行なうものとする。

（資機材の価格）

第7条 資機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（損害の負担）

第8条 第3条の規定による業務により甲、乙及び第3者に生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その 1 通を保持する。

平成 20 年 9 月 3 日

甲 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

三田市長 竹 内 英 昭

乙 三田市香下 6 7 0 番地

合同会社 三田造園緑化管理組合

代表理事 中 村 雄 一

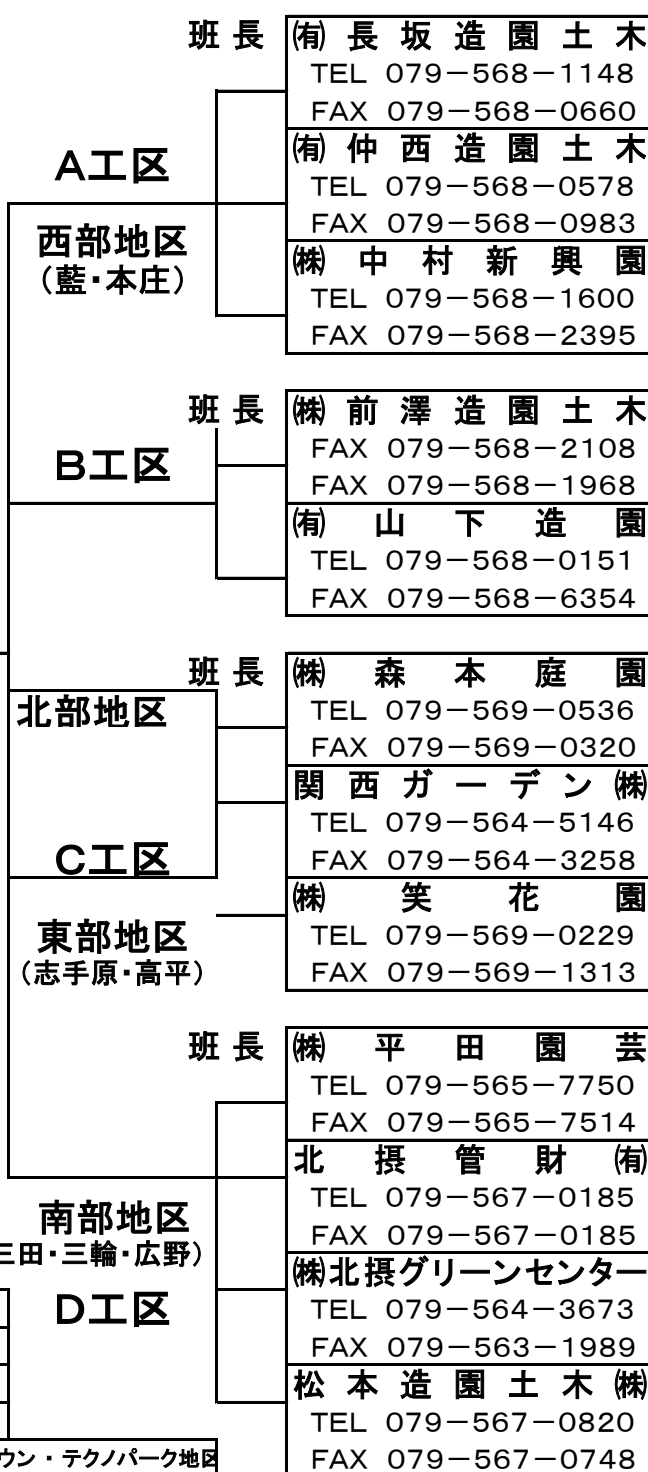
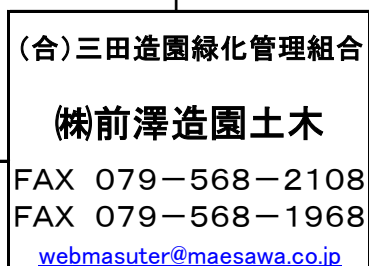
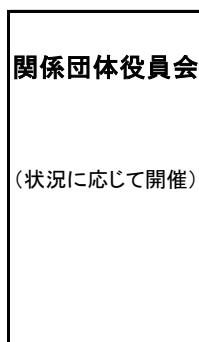
(合)三田造園緑化管理組合名簿

平成28年4月作成

役員	事業所名	住所	電話・FAX	
三田	(株)北摂グリーンセンター	〒669-1537 三田市西山2丁目8-19	電話	079-564-3673
			FAX	079-563-1989
三輪	関西ガーデン(株)	〒669-1507 三田市香下670	電話	079-564-5146
			FAX	079-564-3258
本庄	(有)仲西造園土木	〒669-1342 三田市四ツ辻907	電話	079-568-0578
	(株)中村新興園	〒669-1356 三田市井ノ草367	電話	079-568-1600
	(有)長坂造園土木	〒669-1355 三田市長坂268	電話	079-568-1148
	(株)前澤造園土木	〒669-1357 三田市東本庄1768	電話	079-568-2108
	(有)山下造園	〒669-1355 三田市長坂494	電話	079-568-0151
広野	北摂管財(有)	〒669-1333 三田市下内神647	電話	079-567-0185
	(株)平田園芸	〒669-1322 三田市すずかけ台1丁目6-5	電話	079-565-7750
	松本造園土木(株)	〒669-1303 三田市末2217-41	電話	079-567-0820
高平	(株)森本庭園	〒669-1406 三田市田中62	電話	079-569-0536
	(株)笑花園	〒669-1413 三田市下槻瀬142	電話	079-569-0229
			FAX	079-569-1313

災害時応急対策業務に関する連絡網

平成27年7月作成



担当地域	
A工区	西部地区(藍・本庄)
B工区	北部地区(小野・母子)
C工区	東部地区(志手原・高平)
D工区	南部地区(三田・三輪・広野)
全組合員対応	フラワータウン・ウッドイタウン・カルチャータウン・テクノパーク地区

【協定 6-4】 災害時における応急対策業務に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と兵庫県建設業協会三田支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、迅速な復旧等を行う必要があるため、甲から乙に対して行う応急対策の協力要請に関し、その業務等について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び労力を必要とするときは、乙に対して、要請書により次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

（業務内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務の内容は次のとおりとする。

- （1）道路冠水や水路溢水による被害を防止するための土嚢積み
- （2）街路樹や雑木の倒木による交通遮断を開放するための作業
- （3）土砂崩れ等による被害を応急復旧するための重機による除去作業
- （4）その他甲が必要と認める応急対策業務

（乙の責務）

第4条 乙の責務は次のとおりとする。

- （1）乙は、協会三田支部の会員をあらかじめ地区を定めて応急対策業務に対応できる連絡網を作成し、協定後速やかに甲に提出し、その承認を得るものとする。
- （2）乙は、甲から第2条の規定により業務の要請があったときは、特別の事由がない限り、建設資機材及び労力を甲に提供することにより応急対策業務を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応急対策業務を行った場合は、甲に対して速やかに報告するものとする。

- （1）応急対策業務に従事した会員名及び延べ人員数、建設資機材の種類、数量

(2) 業務内容及び場所並び期間

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

また、費用等の負担については、甲の積算基準又は乙若しくは協力会の所属会員の見積もりにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行なうものとする。

(資機材の価格)

第7条 資機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(損害の負担)

第8条 第3条の規定による業務により甲、乙及び第3者に生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保持する。

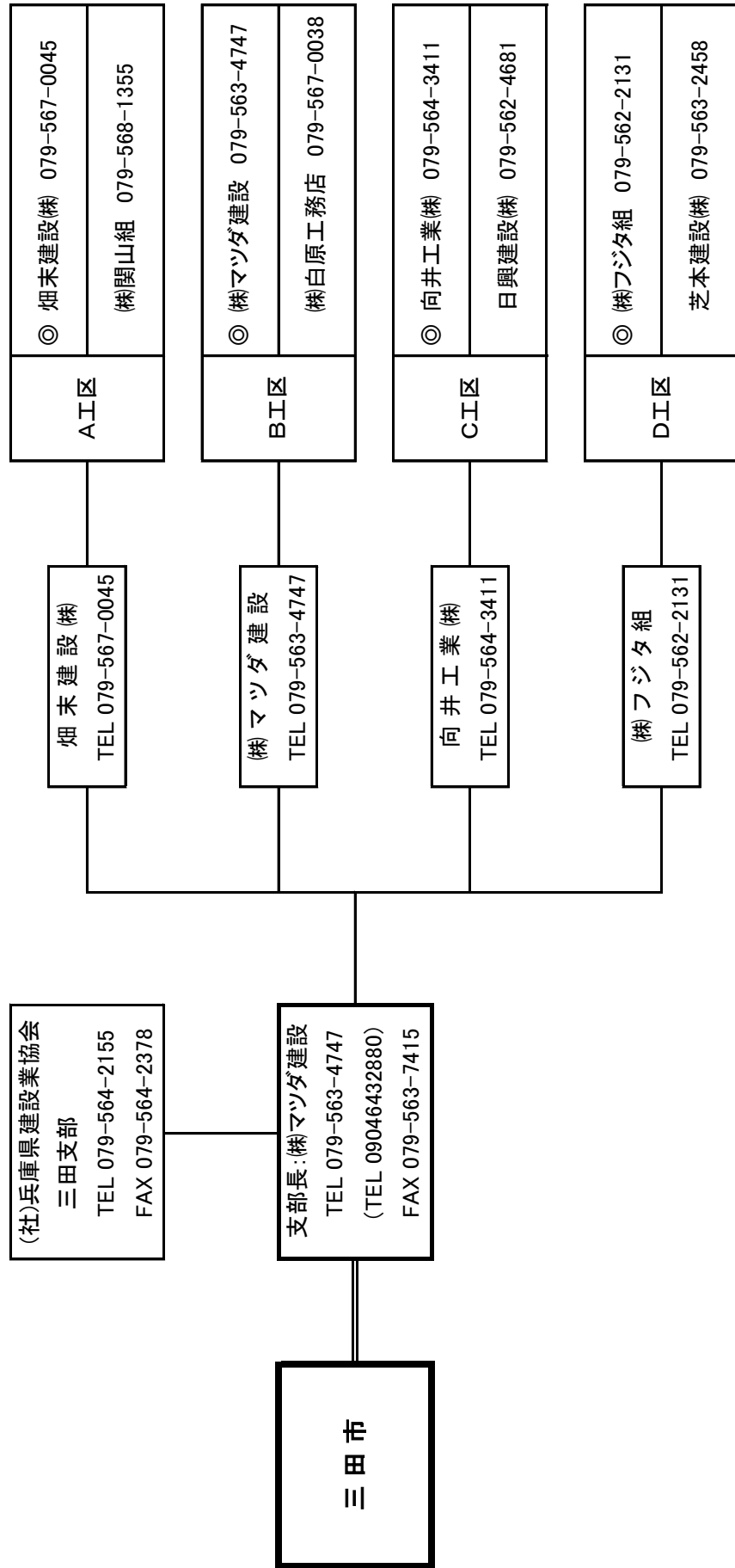
平成21年8月20日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 竹内英昭

乙 三田市天神2丁目11番地6号
兵庫県建設業協会 三田支部
支部長 松田菊次

災害時応急対策業務に関する連絡網

平成21年7月1日現在



災害応急対策業務のための資機材等の提供可能量報告

平成 21 年 7 月 24 日現在

	区 分	数 量	摘 要	
運 転 機 械 ・ 資 材	バックホー	16		
	パワーショベル	0		
	クレーン	1		
	トレーラー	0		
	ダンプトラック	2t	9	
		4t	3	
		10t	0	
	トラック	2t	1	
	土嚢		1,800	
	ブルーシート		202	
	その他			
タイヤショベル		1		
出 勤 可 能 人 数	建 設 機 械 運 転 員	バックホー	19	
		パワーショベル	0	
		クレーン	0	
		トレーラー	0	
		ダンプトラック	21	
		トラック 2t	2	
	運転員の实人数		25	
	作業員		13	

【協定 6-5】 災害応急対策業務に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合丹有支部三田地区（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合、災害応急対策業務（以下「業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、業務のために乙の会員が所有する技能、人員及び車両等（以下「技能等」という。）の応援が必要と認めるときは、応援要請書（様式1）により次に掲げる事項を明らかにして乙に応援の要請をする。ただし、当該要請書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに当該要請書を送付する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする場所、期間及び業務内容
- (3) 現場責任者
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 甲が乙に要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 停電時の関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社への復旧応援協力
- (2) 避難施設への通電可否調査、応急復旧及び電気設備の臨時増設
- (3) 公共施設、医療施設及び福祉施設の通電可否調査、応急復旧
- (4) 自家発電の円滑な稼動
- (5) 災害救助法が適用された場合、適正価格での個人住宅の復旧工事
- (6) 応急仮設住宅建設時の適正価格での工事施行
- (7) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り甲に協力する。

（報告）

第4条 乙は、応援要請に基づく業務を完了したときは、応援業務完了報告書（様式2）により甲に報告する。ただし、当該報告書により報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、すみやかに当該報告書を提出する。

- (1) 完了した業務内容
- (2) 業務に従事した場所、期間、人員及び車両
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が業務に用いた技能等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条の定めるところによる。

2 費用の算出方法は、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定める。

（損害の負担）

第6条 この協定に基づく業務中に生じた乙の損害の負担は、甲、乙協議して定める。

(補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、業務中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「三田市消防団員等公務災害補償条例」により補償する。ただし、これによりがたい場合は、その都度、甲、乙協議する。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙の諸活動中に覚知した災害等による被害情報は、積極的に甲に提供する。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三田市総務部総務課長、乙においては兵庫県電気工事工業組合丹有支部三田地区長とする。

(適用)

第10条 この協定の有効期限は、協定の成立日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の破棄又は変更について、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、この協定は更に2年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月25日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 岡田 義弘

乙 三田市三輪4丁目2番34号
兵庫県電気工事工業組合
丹有支部三田地区長 長谷川 実

様式1（第1条関係）

災害時応援要請書

- 1 災害の状況

- 2 応援を必要とする場所

- 3 応援を必要とする期間

- 4 応援を必要とする業務内容

- 5 現場責任者

- 6 その他必要な事項

平成 年 月 日

兵庫県電気工事工業組合
丹有支部三田地区長 様

三田市長

（市担当者：所属 電話番号 ）

【協定 6-6】 災害時における仮設簡易トイレの設置協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と株式会社トワレ（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設簡易トイレ（以下「トイレ」という。）の設置協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行うトイレの設置協力に関して必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急にトイレを設置する必要があるときは、乙の保有するトイレの設置について要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条に規定する要請を受けた時は、保有するトイレを優先的に設置協力するものとする。

2 乙は、甲が指定する場所にトイレを運搬し、設置するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が設置したトイレの賃借料及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（補則）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付 則

この協定は、平成11年3月15日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成11年3月12日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
市長 塔 下 真 次

乙 神戸市北区道場町平田字新川原967-1
株式会社トワレ神戸営業所
所長 野 嶋 利 行

事業者名	所在地	電話番号
ベクセス株式会社神戸営業所	神戸市北区道場町塩田3243-3	078-951-0681

※ 平成19年4月1日より「株式会社トワレ」は「ベクセス株式会社」へ名称変更。

【協定 6-7】

災害時等における消防用水等の供給支援協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における消防用水等の供給支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市及びその周辺で大規模な災害等が発生した場合において、災害時等における支援の一環として、甲が乙に対し、消火等のために水が緊急に必要となり供給支援協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害等が発生し、緊急に応急の処置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消防用水等の供給、その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を消防用水等支援協力要請書（様式第1号）にて要請することができる。ただし、甲は、書面による要請を行う時間的余裕がないときは、当該要請を口頭により行うことができるものとする。その場合において、甲は速やかにその内容を書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指示による支援協力を行うものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、前項の規定により要請業務を実施したときは、甲に対して、消防用水等支援実施報告書（様式第2号）により、内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲乙協議して決定する。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議の上、その処理解決に当たるものとする。

（支援の中止）

第6条 乙は、甲からの要請による支援を行うことが危険と判断した場合は、支援を中止することが出来る。

（訓練の実施）

第7条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に参加要請があったときは、積極的に参加するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その協力は継続するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲

及び乙の双方が協議により、随時定めることができるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年2月5日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府大阪府中央区瓦町2丁目4番7号
大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 木 村 貴 洋

【協定 6-8】 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と三田市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 三田市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- (2) 三田市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報提供に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成25年3月11日

甲 国土交通省
近畿地方整備局長 谷本 光 司

乙 三田市
三 田 市 長 竹 内 英 昭

【協定 6-9】 災害に係る情報発信等に関する協定

三田市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、三田市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、三田市が三田市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ三田市の行政機能の低下を軽減させるため、三田市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、三田市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、三田市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、三田市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 三田市が、三田市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 三田市が、三田市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 三田市が、災害発生時の三田市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 三田市が、三田市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 三田市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、三田市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく三田市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、三田市から提供を受ける情報について、三田市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、三田市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、三田市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、三田市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年3月11日

三田市：兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 竹内 英昭

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学

【協定 6-10】 災害時における上水道の応急活動に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社兵庫支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害により、甲が所有する施設の設備の作動不良等の異常が発生した場合、又は甲の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務（以下「応急復旧等業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、応急復旧等業務の応援に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、応急復旧等業務のため、乙が所有する資機材、技術力及び人材（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項に定める要請は、甲が乙に対して文書によって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 第 1 項に定める要請をする場合、甲は次の事項を可能な限り明らかにするものとする。

- (1) 被災の状況及び応急復旧等業務の内容
- (2) 応援を要請する日時、場所及び期間
- (3) 応援を必要とする作業内容、資機材等、車両等の品目、数量及び人員数
- (4) その他必要な事項

（応急復旧等業務の内容）

第 3 条 この協定書に基づいて甲が乙に要請する応急復旧等業務の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水活動（給水拠点での給水活動及び人員整理）
- (2) 水道開閉栓作業（宅内漏水時の止水栓開閉作業）
- (3) 広報活動（「お知らせ」等の各戸配布）
- (4) 電話等の対応作業（上下水道部事務所等での電話・窓口対応）
- (5) その他要請のあったもので応援できるもの

（乙の責務）

第 4 条 乙は、甲から第 2 条に定める応急復旧等業務の応援の要請があったときは、特別の理由がない限り、応援を行うものとする。

2 乙は、前条の応急復旧等業務に対応できるよう連絡体制を整備し、協定書締結後 2 週間以内に、甲に書面により報告しなければならない。

3 乙は、前条に定める連絡体制に関する異動があった場合は、速やかに連絡体制を再整備し、甲に書面により報告しなければならない。

（応援の実施報告）

第 5 条 乙は、第 2 条に定める要請に基づき、応援を行った場合は、応急復旧等業務応援実施報告書により、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援復旧等業務の内容及び場所
- (2) 応急復旧等業務に従事した日時・期間
- (3) 応急復旧等業務に従事した人員数
- (4) 応急復旧等業務に要した資機材等の種類及び数量
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急復旧等業務に要する費用は、甲が負担する。この場合において甲が負担する額については、乙から提出された応急復旧等業務応援実施報告書に基づき、甲の積算・見積りにより算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、応急復旧等業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。

(補償)

第8条 この協定書に基づいて応急復旧等業務に従事した者が、当該応急復旧等業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(合同給水訓練の参加等)

第9条 乙は、業務が円滑に行われるように甲の行う給水訓練等に参加するとともに、地域の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(連絡担当部署)

第10条 甲及び乙は、災害の発生に備え、あらかじめこの協定書に関する連絡を取り交わす担当者を定め、相互に通知するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定書に基づく応急復旧等業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

なお、乙は、諸活動中に覚知した被災情報を積極的に甲に知らせるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲乙の一方からこの協定の期間満了日の1月前までに協定の解除又は変更の意思表示がないときは、引き続き1年間この協定を継続するものとみなし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 災害時における上水道の応急活動に関する覚書（平成26年11月7日締結）は廃止する。

2 この協定書の締結に証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月28日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市水道事業
三田市長 森 哲男

乙 兵庫県姫路市三左衛門堀西の町82
第一環境株式会社兵庫支店
兵庫支店長 戸井田 一則

【協定 6-11】 災害時における上水道の応急活動に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と三田市上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害により、甲が所有する施設の設備の不良等の異常が発生した場合、又は甲の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務（以下「応急復旧等業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、応急復旧等業務の応援に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、応急復旧等業務のため、乙及び乙の組合員が所有する資機材、技術力及び人材（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項に定める要請は、甲が乙に対して文書によって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 第 1 項に定める要請をする場合、甲は次の事項を可能な限り明らかにするものとする。

- (1) 被災の状況及び応急復旧等業務の内容
- (2) 応援を要請する日時、場所及び期間
- (3) 応援を必要とする資機材等、車両等の品目、数量及び人員数
- (4) その他必要な事項

（応急復旧等業務の内容）

第 3 条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急復旧等業務の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急漏水修繕業務（給・配水管等）
- (2) 宅地内漏水調査及び漏水止水
- (3) 宅地内仮設給水栓の設置
- (4) 応急給水活動（給水拠点への資機材等の運搬及び給水拠点での給水活動）
- (5) 広報活動（「お知らせ」等の各戸配布）
- (6) その他要請のあったもので応援できるもの

（乙の責務）

第 4 条 乙は、甲から第 2 条に定める応急復旧等業務の応援の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙及び乙の組合員を、応急復旧等業務に従事させるものとする。

2 乙は、前条の応急復旧等業務に対応できるよう、乙及び乙の組合員の連絡体制及び資機材の保有状況等を、協定締結後 2 週間以内に、甲へ書面により報告しなければならない。協定を継続する場合も同様とする。

3 乙は、前条に定める連絡体制及び資機材の保有状況等に関する異動があった場合は、速やかに連絡体制を甲に書面により報告しなければならない。

（応援の実施報告）

第 5 条 乙は、第 2 条に定める要請に基づき、応援を行った場合は、応急復旧等業務応援実施報告書により、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援復旧等業務の内容及び場所
- (2) 応急復旧等業務に従事した日時・期間
- (3) 応急復旧等業務に従事した事業者名及び人員数
- (4) 応急復旧等業務に要した資機材等の種類及び数量

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急復旧等業務に要する費用は、甲が負担する。この場合において甲が負担する額については、乙から提出された応急復旧等業務応援実施報告書に基づき、甲の積算・見積りにより算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、応急復旧等業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、自己の責任と負担において処理しなければならない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて応急復旧等業務に従事した者が、当該応急復旧等業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(合同給水訓練の参加等)

第9条 乙は、業務が円滑に行われるように甲の行う給水訓練等に参加するとともに、地域の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(連絡担当部署)

第10条 この協定に関して、あらかじめ甲・乙相互の連絡担当部署を定め、相互に通知するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく応急復旧等業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。
なお、乙は、諸活動中に覚知した被災情報を積極的に甲に知らせるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙の一方からこの協定の期間満了日の1月前までに協定の解除又は変更の意思表示がないときは、引き続き1年間この協定を継続するものとみなし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月20日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市水道事業
三田市長 竹内 英昭

乙 三田市南が丘1丁目1-8
三田市上下水道工事業協同組合
理事長 嶋田 晴忠

【協定 6-12】 災害時における廃棄物処理等に関する応援協定

兵庫県三田市（以下「甲」という）と兵庫県環境事業商工組合（以下「乙」という）とは、災害時における廃棄物処理等の応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における廃棄物処理等に関する応援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災排水処理施設の早期復旧に期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害時における廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥および下水道等管路に堆積した土砂）で、甲が生活環境の復旧上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害時における廃棄物の処理に必要な機材、資材の提供
- (2) 災害時における廃棄物の処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害時における廃棄物の処理に関し必要な事項

（応援要請）

第3条 甲は、災害が発生しそれに伴う廃棄物の処理が必要な場合は、乙に対し応援を要請するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援要請は、原則として次の各号に掲げる事項を示して文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請の時間がない時は、口頭または電話等により行い、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（作業内容、作業場所、作業予定期日）
- (3) その他必要な事項

（応援の実施）

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

（応援の期間）

第6条 応援活動の期間については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（応援のための通行）

第7条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき、必要な措置を講ずるものとする。

（実施報告）

第8条 乙は、災害時における廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

- (1) 応援作業内容
- (2) 応援場所
- (3) 応援期間
- (4) 応援人員
- (5) 使用した車輛機材等
- (6) その他必要な事項

(経費負担)

第9条 応援に要する経費は、原則として甲が負担するものとし、その額は災害時直前における適正価格を基準として、費用の支払い方法及び支払い時期は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第10条 第4条の規定により応援に従事した乙の会員の職員は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に加入したものを充て、当該職員がそのために死亡、負傷、または疾病にり患した場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては三田市防災担当課、乙においては兵庫県環境事業商工組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の災害対策を所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から書面による終了の意思がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 1月29日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市
市長 竹内英昭

乙 神戸市中央区橘通4-2-6
兵庫県環境事業商工組合
理事長 田中一良

【協定 6-13】 災害時における L P ガス等の供給に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県 L P ガス協会摂丹支部（以下「乙」という。）は、三田市域に地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被災者等の支援に必要となる L P ガス及び燃焼機器等の機材（以下「L P ガス等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災者等に対して行う L P ガス等の供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において L P ガス等を必要とするときは、乙に対して L P ガス等の優先的な供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協定に基づく物資の供給要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で口頭により要請した上で、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第 3 条 乙は、甲からの前条 1 項の規定による要請を受けたときは、L P ガス等を被災者等に優先的に供給するよう協力するものとする。

（引渡し）

第 4 条 L P ガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第 5 条 乙は L P ガス等を供給するときは、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第 6 条 この協定に基づいて供給された L P ガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前における適正価格を基準として、費用の支払い方法及び支払い時期は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（災害時の情報提供）

第 7 条 乙は諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

第 8 条 甲及び乙はこの協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第 9 条 連絡責任者を甲は防災担当課長とし、乙はあらかじめ連絡責任者（変更）届出書（様式第 2 号）により甲に報告し、災害等が発生したとき等は、速やかに相互に連絡をとるものとする。また、連絡責任者に変更があった場合も速やかに報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、協

議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思がない限り、その効力を継続する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年 1月29日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 竹内 英昭

乙 神戸市北区長尾町宅原1752番地1
一般社団法人兵庫県LPガス協会摂丹支部
支部長 市野 雅一

様式第1号（第2条関係）

三 安 第 号
平成 年 月 日一般社団法人
兵庫県LPガス協会 摂丹支部長 様

三田市長

協定に基づく物資の供給要請書

協定書第2条第1項に規定に基づき、次の内容でLPガス等の供給を要請します。

記

1. 引渡場所 _____

2. 要請物資

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3. その他必要とする事項

担 当 :
電 話 :

様式第2号（第9条関係）

連絡責任者（変更）届出書

〔LPガス協会〕

第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
携帯メール			

【協定 6-14】 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、三田市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害対策本部等を設置し、かつ、三田市において災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じた時は、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び同業務を実施するために必要な「大規模災害時における被災者支援協定に関する提言書」に定める業務並びに次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）三田市への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「災害時等支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時等の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める時は、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない時は、甲は、乙との協議のうえ、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第7条 甲の要請に基づき乙及び乙の 会員が行う行政書士業務は無料とし、実費

が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（情報交換及び協議）

第 8 条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（損害の補償）

第 9 条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 28 日

甲

三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号
三田市
市長 森 哲男

乙

神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号
神戸クリスタルタワー 13 階
兵庫県行政書士会
会長 村山 豪彦

(別記様式)

年 月 日

兵庫県行政書士会会長様

三 田 市 長

災害時等支援協力要請書

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第2条の規定に基づき、
次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電話・FAX等による 要 請 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 頃	
要 請 内 容		
場 所		
期 間		
備 考		

大規模災害時における被災者支援協定に関する提言書

兵庫県行政書士会

1. 提言の趣旨

国（内閣府）が平成24年8月に発表した「南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震3連動発生など）による津波高・浸水地域及び被害想定」によれば、県内の被害は最悪のケースで死者数10万9千人、全壊建物数31万9千棟に及び東海地震の想定を大きく上回るとされています。

阪神淡路大震災及び今回発生した東日本大震災時には、災害発生直後から極めて多くの相談事例があり、震災発生日後からわれわれ専門士業が専門分野毎に連携して被災者を対象とした無料相談で対応しています。

これを受けた本会は、会員だけでなく顧客を通じて県民の安否確認をし、広く県民の安心・安全を確保するため県がすすめる自助、共助、公助の一角を担うことの可能性を探って参りました。そうした中、行政書士業務の中において、官公署に提出する書類の作成及びその他権利義務又は事実証明に関する書類に関する相談事例が数多くあることを知りました。このことは、行政書士が作成することができる契約その他に関する書類の作成代理や相談に応じることも業務とされていることから積極的に取り組むことが可能であります。そのため、災害時に現実のその機能を果たすためには、県をはじめ市町との連携が不可欠であり、災害発生時に行政書士による相談を円滑に行うための協定締結は欠かせません。

よって、共助の視点から「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定」を締結することで、広く県民に対する社会貢献の一助と致したく提言致します。

2. 大規模災害に対応する行政書士業務の内容

大規模災害における相談業務は、迅速、かつ、的確に対応することが求められています。特に、県民の権利義務に関する相談活動等は、個人情報が多く含まれていることから行政書士法第12条「秘密を守る義務」が定められている行政書士が行うことで権利の侵害など起きる懸念を払拭することができます。

とりわけ沿岸部の市町は、庁舎や職員自体の被災も大きいことが想定されるだけに、行政機能の低下も危惧されます。一方、被災住民は、必要な行政情報や専門的な情報が得られず、不安や悩みを増大させることも考えられます。

よって、被災者支援相談窓口の設置や手薄となった県又は市町への会員派遣による窓口での相談や書類作成を専門的知識を有する行政書士に委ねることにより、広く県民の安心・安全に寄与できるものと思料します。

因みに、行政書士が関与できる書類作成や相談業務は、次項のとおりであり、協定書締結により、行政が必要とする業務を指定することで当該業務の専門知識を有する会員を派遣できるものと提言するものであります。

3. 行政書士が関与できる書類作成や相談業務の事例

(1) 全ての行政書士

下記の書類作成の支援並びに相談業務

行政書士による被災者支援無料相談の実施

相談・遺言に関する相談

罹災処理法を含む借地・借家関係、建物再建の相談

土地利用、農地法及び都市計画法に関する相談

避難所等における被災者台帳の作成支援

被災証明、罹災証明、災害見舞金の交付申請

自治体に係る税の還付及び減免申請

許認可申請及び許認可証再交付申請

自動車減失等の登録並びに自動車税の手続

戸籍・住民票の写しの交付申請、住民異動届

- 保育所・幼稚園・義務教育諸学校の転入学届
- 高等学校又は大学等の授業料減免申請書の作成
- 行政に対する要望（生活再建支援プラン）、陳情書等の作成
- パスポートの再取得申請書作成
- (2) 社労業務取扱証明書を所持する行政書士
 - 国民健康保険、国民年金被保険者資格の取得、喪失届、保険料、医療費の減免申請書の作成、健康保険、厚生年金被保険者資格の取得、喪失届、保険給付、年金請求
- (3) 申請取次行政書士
 - 入管申請（入国、在留関係）手続き支援、留学生の生活支援（資格外活動）

【協定 6-15】

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、三田市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で、三田市域に発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな豪雨、洪水等によって生じる被害とする。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

(応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により、乙に対し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

(1) 責任者の所属及び氏名

(2) 応援要請の内容

(3) その他必要な事項

(応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要なに応じて会員を招集し、次の各号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

(1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

(2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応

(3) 甲が保有する浄化槽（農業集落排水処理施設を含む）等の応急復旧作業（経費負担）

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じて相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように支援するものとする。

2 乙は、応援業務に用いる車両については事前に緊急通行車両の登録を行い、災害時に通行許可車両として使用できるように準備に努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書（様式第2号及び様式第3号）で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、応援業務に従事する乙の職員及び会員については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労災保険に加入した者を充て、応援業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、又は後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあつては三田市防災担当課、乙にあつては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときは、前項に規定する甲の事務の窓口は、変更後の災害対策を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 3月 28日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市

市長 森 哲男 印

乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番8号
一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 九坪 登志彦 印

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

応 援 要 請 書

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定第3条に基づき、下記のとおり応援を要請いたします。

一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長

三 田 市 長

記

1 責任者の所属及び氏名	
2 応援要請の内容	
3 必要とする実施期間	<p style="text-align: right;">年 月 日 から</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 まで</p>
4 その他要望する事項	

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

災害時における浄化槽等の復旧活動等業務実施報告書

三田市長

一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する協定第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

情報収集及び実態調査地域名	
調査等実施者名	
調査結果等報告	別添調査結果等集計表（様式第 3 号）のとおり。
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 ま で
その他参考となる事項	
機関連絡先	住所：〒 電話： FAX： メール先：

様式第3号（第9条関係）

調査結果集計表

調査区域※			
調査日時			
調査員氏名			
調査員連絡先			
被害の要因	<input type="checkbox"/> 地震 他災害	<input type="checkbox"/> 津波	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> その
調査件数	件		
建屋の被害件数	被害なし 件	件；被害あり	件；不明
居住の有無	居住 件	件；避難	件；不明
浄化槽の被害状 況	使用可 件	件；暫定使用可	件；使用不可
使用不可浄化槽の損傷 程度	全壊 件	件；補修可能	件；不明
仮設トイレ必要件数 (調査時点)			
調査区域における要望等			
その他緊急に必要とされること			

※調査地域が離れる場合、区域ごとに作成すること

【協定 6-16】 災害時における物資の供給等に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と、株式会社ナガワ（以下「乙」という。）は、災害救助又は救援に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市内において、地震、風水害等の災害や危機事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため、乙が甲に対して物資の供給等を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙に対し、乙の保有する次の物資の供給、貸借を要請できる。

- （1） 仮設ハウス
- （2） 冷暖房器具
- （3） 仮設トイレ
- （4） その他、乙の取り扱う什器備品

2 甲は乙に対し、前項に定める物資の運搬、設置及び撤去作業を要請できる。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、実施場所、その他必要な事項を記載した要請文書を別紙の様式第1号により作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第2条の規定に基づく要請を受けたときは、可能な限り甲に優先的に協力するものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給等の見込みについて、甲に通知するものとする。

（実施確認等）

第5条 乙は、甲の指定する場所において要請のあった事項を実施し、甲の職員又は甲の指定する者の確認を受けるものとする。

2 乙は、実施終了後、速やかに別紙の様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

（費用の負担及び費用の決定）

第6条 乙が第2条の要請に基づき実施した費用については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とするものとする。

（連絡責任者の指定）

第7条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙にそれぞれの連絡責任者を定めるものとする。また、甲乙ともに連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項又はその他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日

の3ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年10月5日

甲 兵庫県三田市三輪二丁目1番1号

三田市長 森 哲男

乙 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

株式会社 ナガワ

代表取締役社長 高 橋 修

<様式第1号>

年 月 日

株式会社 ナガワ 御中

協力実施要請書

三田市長 森 哲男

災害時における物資の供給等に関する協定書第3条に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

1. 依頼内容

品目・規格	数量	備考（供給・賃借の別、設置、撤去など）

2. 引渡場所（納入場所）

3. 引渡日時（納期）

4. 備考（市内の道路状況等）

<様式第2号>

年 月 日

三田市長 森 哲男 宛

協力実施報告書

株式会社 ナガワ

災害時における物資の供給等に関する協定書第5条第2項に基づき、下記のとおり実施いたしましたので報告します。

記

1. 実施内容

品目・規格	数量	備考（供給・貸借の別、設置、撤去など）

2. 引渡場所（納入場所）

3. 引渡日時

4. 備考

【協定 6-17】 災害時における支援協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と三田環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時において、甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）の復旧支援および一般廃棄物（ごみ）収集運搬等の協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する支援協力に関して基本的な事項を定め、災害時の早期復旧に期することを目的とする。

（支援協力の内容）

第 2 条 甲は、乙に対し、災害時に本協定に基づき、次の支援業務を要請することができる。この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に規定する災害をいう。

（1）下水道施設に関する災害復旧支援業務

（2）災害発生に伴う一般廃棄物の収集運搬等業務

2 前項の支援業務の詳細については、別紙 1 および別紙 2 において記載する。

（協力要請および支援完了報告）

第 3 条 甲の乙に対する支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を送付するものとする。

2 乙は、前項により協力要請を受けた場合、可能な限りこれに応じ、必要な人員・資機材等をもって協力しなければならない。

3 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面（様式第 2 号）をもって報告を行うものとする。

（損害賠償）

第 4 条 第 3 条で要請を受け業務に従事する乙の会員の従業員は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に加入したものを充て、当該従業員がそのために死亡、負傷、または疾病を罹患した場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(費用)

第 5 条 協力に要する費用は原則として甲が負担するものとし、その額は災害時直前における適正価格を基準とし、費用の支払い方法及び支払い期限は甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙の書面による終了の意思がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第 7 条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙、双方による協議の上決定するものとする。

2 甲と乙にて平成 29 年 2 月 15 日に締結した「災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する協定」は廃止し、本協定に統合するものとする。

3 甲または乙が、この協定の定めに違反した場合には、甲または乙は違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保管するものとする。

平成 30 年 3 月 9 日

甲 兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 兵庫県三田市中心町 1 1 番 7 - 2 号
三田環境整備事業協同組合
代表理事 藤 田 和 子

(別紙 1)

下水道施設に関する災害復旧支援業務について

本協定における下水道施設に関する災害復旧支援業務の詳細は以下のとおりとする。

1. 業務の対象

業務の対象は次に示すものとする。

- (1)公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの管きょ、人孔及びポンプ施設
- (2)その他甲乙間で協議し必要とされる施設

2. 業務の内容

業務の内容は、次に示すものとする。

- (1)被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- (2)その他甲乙間で協議し必要とされる業務

3. 連絡窓口

支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は下水道担当部局、乙の連絡窓口は三田環境整備事業協同組合事務局とする。また、甲の組織に変更が生じた場合は変更後の下水道施設を所管する組織を充てるものとする。

4. 下水道台帳データの提供

甲は、協定下水道施設の調査に必要な施設台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、乙に提供するものとし、乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。また、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを甲は乙に提供するものとする。

5. 下水道台帳データの開示

乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データ開示することができる。ただし、支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。また、甲と乙の合同訓練を実施する場合も同様とする。

(別紙2)

災害発生に伴う一般廃棄物の収集運搬等業務について

本協定における災害発生に伴う一般廃棄物の収集運搬等業務の詳細は以下のとおりとする。

1. 業務の対象

業務の対象は、災害時に発生した一般廃棄物のうち、し尿を除いた生活環境の復旧上特に処理が必要と甲が判断した災害廃棄物とする。

2. 業務の内容

業務の内容は次に示すものとする。

- (1)災害時における一般廃棄物の収集運搬に必要な機材、資材の提供
- (2)災害時における一般廃棄物の収集運搬に必要な人員の派遣
- (3)上記(1)、(2)に掲げるもののほか、災害時における一般廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

3. 連絡窓口

支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は廃棄物担当部局、乙の連絡窓口は三田環境整備事業協同組合事務局とする。また、甲の組織に変更が生じた場合は変更後の廃棄物処理を所管する組織を充てるものとする。

(様式第 1 号)

災害時における支援協力に関する協定 支援要請書

年 月 日

三田環境整備事業協同組合
代表理事 様

三田市〇〇〇課長

下記により「災害時における支援協力に関する協定」に基づき支援を要請します。

1. 連絡先

担当部課			
連絡責任者			
E-mail			
TEL		FAX	
備考			

2. 災害の状況<わかる範囲で記載>

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
被災状況	

3. 支援内容<わかる範囲で記載>

車輦 (ex.収集車、バキューム車 etc)	○t 車○台 期間：○年○月○日～○年○月○日 場所：〇〇〇地先
その他資機材	水中ポンプ (○インチ)：○台 ○m ³ 級バックホウ：○台 ○t ユニック車：○台 期間：○年○月○日～○年○月○日 場所：〇〇〇地先
作業員	人員数 (〇〇名) 期間：○年○月○日～○年○月○日 場所：〇〇〇地先

(様式第2号)

災害時における支援協力に関する協定 支援完了報告書

年 月 日

三田市〇〇〇課長

三田環境整備事業協同組合 代表理事

下記により「災害時における支援協力に関する協定」に基づき支援が完了しましたのでその内容について報告します。

1. 記入者

組織名	三田環境整備事業協同組合		
職氏名			
E-mail			
TEL		FAX	
備考			

2. 支援内容<記入欄が不足する場合は別紙に記載>

項目	車輛資機材 の名称	復旧場 所	作業日と台数、人員数または数量						
			/	/	/	/	/	/	/
バキューム車	〇t車								
収集車	〇t車								
資機材									
産廃処分	汚泥								
作業員									

災害時における支援協力に関する協定 連絡網

三田市上下水道部下水道課 三田市役所（3号庁舎2階） TEL：079-559-5122 FAX：079-559-0440	三田市クリーンセンター 三田市香下1676 TEL：079-563-5551 FAX：079-563-6672
---	--

三田環境整備事業協同組合 事務局 三田市中央町11-7-2 TEL：079-563-7569 FAX：079-562-3300
--

三田環境整備事業協同組合 会員

No.	会社名	住所	TEL FAX
1	(株)アークス	三田市東山 1142-1	079-568-1944 079-568-4963
2	有馬運輸(株)	三田市中町2-10	079-562-6781 079-564-2640
3	(株)クリーン三田	三田市高次1-8-1	079-562-0456 079-562-7333
4	(株)グローバルグリーン	三田市中央町 11-7-2	079-562-5009 079-562-3300
5	(株)北摂環境センター	三田市東山 1142-1	079-568-1992 079-568-4963
6	(株)有用	三田市下内神682	079-567-2660 079-567-2661
7	(株)ユニオン	三田市中央町 11-7-2	079-562-5058 079-562-3300

【協定 6-18】 災害時における避難所等の運営支援に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と学校法人神戸滋慶学園神戸医療福祉専門学校三田校（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）によって開設した避難所、救護所（以下「避難所等」という。）の運営や避難者の心身の体調管理等に、乙の有する専門的な知識等を活用することにより、避難所における避難者への適切な支援を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、乙が実施する支援の内容は次のとおりとする。

(1) 学生による支援

ア 避難所における運営補助

イ 救護所における運営補助

ウ その他甲が必要と認める避難所及び救護所における支援

(2) 職員による支援

ア 避難所等における巡回相談

(支援要請)

第3条 甲は、避難所等の円滑な運営のため、乙の職員及び学生による支援を必要とするときは、乙に対して、要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 災害の状況及び支援内容

(2) 支援を必要とする避難所等の状況等

(3) 支援を必要とする日時、場所及び期間

(4) 支援を必要とする避難所等の責任者

(5) その他必要な事項

(乙の責務)

第4条 乙の責務は次のとおりとする。

(1) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受けた場合に、円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、連絡体制を定め甲に提出するものとする。

(2) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受けた場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。

(3) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行う場合に、乙の職員及び学生を支援員とする場合は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(4) 乙は、平常時の取り組みとして、職員及び学生に対し携帯電話等で甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すとともに、学校内での訓練実施や市総合防災訓練への積極的な参加を行うものとする。

(甲の責務)

第5条 甲の責務は次のとおりとする。

(1) 乙が第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行う場合の支援員の輸送は、甲が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(2) 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(3) 第4条第3号の規定により乙が加入したボランティア活動保険の費用については、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援に従事した職員及び学生の延べ人員数

(2) 支援内容及び場所並びに期間

(3) その他必要な事項

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市福島501-85
学校法人神戸滋慶学園
神戸医療福祉専門学校三田校
校長 澤 村 誠 志

【協定 6-19】 災害時等における支援協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と株式会社ケアサポート北摂（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者の支援等並びに平常時（災害時等以外の場合をいう。以下同じ。）における防災啓発活動等への協力について、必要な基本的事項を定めるものとする。

（災害時の支援内容）

第2条 乙は、被災者の支援等に関わる次の事項について可能な限り実施する。

- （1） 周辺地域の住民や施設利用者の救助・救援活動等を実施する。
- （2） 乙は、被災者に対し、施設を一時避難場所及び炊出し等の救援場所として提供する。
- （3） 乙は、被災者に対し、施設の水道水、トイレ等を提供する。
- （4） その他必要となる応急対応を実施する。

（要請等）

第3条 甲は、災害時等において前条の支援を必要とするときは、乙に対し、支援を要請することができる。

2 乙は甲より前項の要請がなかった場合でも、乙の状況判断により、前条の支援を実施するものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する時は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、事前に緊急時連絡網を整備し、緊急時速やかに体制を整えられるよう努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請等に基づき何らかの支援を行った際は、全て記録に残し甲に報告を行うものとする。

（連携）

第7条 甲は、第3条第1項の規定に基づく要請を乙が実施した場合、不足する人員の派遣、物資調達等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条第1項の規定に基づく要請により乙が第2条に規定する支援の実施に要した経費は甲及び乙が協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第9条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について、可能な限り協力して、災害時に備えるものとする。

- (1) 双方で実施する防災関連事業の推進に協力する。
- (2) 乙の施設利用者への防災啓発等の情報提供を行う。
- (3) 乙は施設周辺地域と必要に応じて情報交換の場を設ける等、災害時に備えた連携強化に努める。
- (4) この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他必要な支援協力)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の趣旨に沿った支援協力が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
市長 森 哲男

乙 兵庫県三田市天神3丁目12番地3号
株式会社ケアサポート北摂
代表取締役 山下 幸男

【協定 6-20】 災害時における人的支援等に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）とキシダ化学株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、物資集積所等の適切な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資集積場所等への人員の派遣
- (2) 貨物自動車による物資の搬送支援
- (3) 危険物等の保管場所の提供

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲の責務は次のとおりとする。

- (3) 乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援の実施に要した物品等の基本的経費は甲が負担するものとする。その他の経費が必要になった場合は甲乙協議して決定するもの

とする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳

(2) 支援内容及び場所並びに期間

(3) その他必要な事項

(個人情報保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲 男

乙 大阪府中央区本町橋3番1号

キシダ化学株式会社

代表取締役社長 岸 田 充 弘

【協定 6-21】 災害時等における支援協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人にしきシャクナゲ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者の支援等並びに平常時（災害時等以外の場合をいう。以下同じ。）における防災啓発活動等への協力について、必要な基本的事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定において対象となる施設は、乙が所管する「ディサービスゆりのき」とする。

（災害時の支援内容）

第3条 乙は、被災者の支援等に関わる次の事項について可能な限り実施する。

- （1） 周辺地域の住民や施設利用者の救助・救援活動等を実施する。
- （2） 乙は、被災者に対し、施設を一時避難場所及び炊出し等の救援場所として提供する。
- （3） 乙は、被災者に対し、施設の水道水、トイレ等を提供する。
- （4） その他必要となる応急対応を実施する。

（要請等）

第4条 甲は、災害時等において前条の支援を必要とするときは、乙に対し、支援を要請することができる。

2 乙は甲より前項の要請がなかった場合でも、乙の状況判断により、前条の支援を実施するものとする。

（支援の要請手続き）

第5条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する時は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第6条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、事前に緊急時連絡網を整備し、緊急時速やかに体制を整えられるよう努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請等に基づき何らかの支援を行った際は、全て記録に残し甲に報告を行うものとする。

(連携)

第8条 甲は、第4条第1項の規定に基づく要請を乙が実施した場合、不足する人員の派遣、物資調達等に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 第4条第1項の規定に基づく要請により乙が第3条に規定する支援の実施に要した経費は甲乙協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第10条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について、可能な限り協力して、災害時に備えるものとする。

- (1) 双方で実施する防災関連事業の推進に協力する。
- (2) 乙の施設利用者への防災啓発等の情報提供を行う。
- (3) 乙は施設周辺地域と必要に応じて情報交換の場を設ける等、災害時に備えた連携強化に努める。
- (4) この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他必要な支援協力)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の趣旨に沿った支援協力が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(改正又は廃止)

第12条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3ヵ月前に相手方に通告して行うことができる。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 篠山市川北1174番地2
特定非営利活動法人にしきシャクナゲ
理事長 山本 泰 晴

【協定 6-22】 災害時における被害状況の情報収集に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、三田市において大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、その被害状況の早急な把握が必要となった場合に、三田市（以下「甲」という。）がアジア航測株式会社（以下「乙」という。）に対し、被害状況の情報収集の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援内容は次のとおりとする。

(1) 乙が所有する無人航空機（UAV）（以下「ドローン」という。）により、甲が指定した区域での被害状況の情報収集活動（撮影画像解析等）（以下「情報収集活動」という。）。

(2) 前号において、航空法第132条の3の適用を受け飛行させた場合の事後の国土交通省への申請に関する業務。

(3) 第1号で収集したデータ及び甲が独自にドローンで収集したデータの三田市災害情報システムとの連携。

(4) 甲に所属する、操縦者への技能及び知識に関する講習。

(支援要請)

第3条 甲が、災害による被害状況の把握のため、ドローンによる災害箇所での情報収集活動を必要とするときは、甲は乙に対して情報収集活動を要する箇所及びその内容を災害時等における被害状況の情報収集に関する支援要請書（様式1）により協力を要請する。

ただし、緊急を要するときは電話や電子メール、またはその他の方法をもって要請し、事後に支援要請書を提出する。

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が第3条に規定する支援要請を受けた際に円滑な支援が行えるよう、予め乙に対して、市内の現況図を貸与するなど、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙は、第3条に規定する甲の要請を受けた時は、可能な限りの支援に努めるものとする。

(連絡体制)

第6条 この協定の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡を円滑に行うため、災害時の支援に関する連絡体制について（様式2）により連絡調整員を定める。

(経費の負担)

第7条 第2条に規定する支援の実施に要した経費の負担は甲乙が協議して決定する

ものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は甲に対して速やかに支援報告書(様式3)を提出する。

(個人情報の保護)

第9条 甲乙は、第2条に規定する業務に当たり、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、協定書に基づく情報収集に際して甲が被った被害のうち、直接かつ現実的に生じた範囲で賠償の責めを負うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、本協定締結日から1年間とし、甲又は乙から期間満了の3か月前までに相手方に対して、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成して甲乙両者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 神戸市中央区磯辺通3丁目2番11号
アジア航測株式会社 神戸支店
支店長 柿 崎 豊

【協定 6-23】 災害時における人的支援に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）とレジノカラー工業株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、物資集積場所等の適切な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。
(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、物資集積場所等への人員の派遣とする。
(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。
(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行う場合は、支援員について、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(経費の負担)

第6条 経費の負担は次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定する支援の実施に要した物品等の基本的な経費は乙の請求により甲が負担するものとする。
- (2) 前条第3号の規定により乙が加入したボランティア活動保険の費用については、乙の請求により甲が負担するものとする。
- (3) その他の経費が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳

(2) 支援内容及び場所並びに期間

(3) その他必要な事項

(個人情報の保護)

第8条 乙は、第2条の業務に当たり業務上知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市テクノパーク30番3
レジノカラー工業株式会社 三田工場
工場長 近 藤 秀 之

【協定 6-24】 災害時における人員の派遣に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と日本メジフィジックス株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、物資集積所等の適切な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、物資集積場所等への人員の派遣とする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援の実施に要した物品等の基本的経費は甲が負担するものとする。その他の経費が必要になった場合は甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳

(2) 支援内容及び場所並びに期間

(3) その他必要な事項

(個人情報の保護)

第8条 乙は、第2条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲 男

乙 東京都江東区新砂3丁目4番10号

日本メジフィジックス株式会社

SPECT 事業部長 瀬谷 秀之

【協定 6-25】

災害時における人員の支援等に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と太陽ケーブルテック株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、物資集積所等の適切な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

(対象事業所)

第2条 この協定における対象は太陽ケーブルテック株式会社三田テクノセンターとする。

(支援内容)

第3条 協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、物資集積場所等への人員の派遣とする。

(支援要請)

第4条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第5条 甲は乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第6条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条に規定する支援の実施に要した物品等の基本的経費は甲が負担するものとする。その他の経費が必要になった場合は甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲から第4条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内

容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (2) 支援内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項
(個人情報保護)

第9条 乙は、第3条に規定する支援の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。
(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年5月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪市北区梅田3丁目3番20号
太陽ケーブルテック株式会社
代表取締役社長 谷口 直純

【協定 6-26】**災害時等における支援協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人風（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者の支援等並びに平常時（災害時等以外の場合をいう。以下同じ。）における防災啓発活動等への協力について、必要な基本的事項を定めるものとする。

（災害時等の支援内容）

第2条 乙は、被災者の支援等に関わる次の事項について可能な限り実施する。

- （1） 周辺地域の住民や施設利用者の救援活動を実施すること
- （2） 被災者に対し、施設を一時避難場所及び炊出し等の救援場所として提供すること
- （3） 被災者に対し、施設の水道水、トイレ等を提供すること
- （4） 救援活動の実施に関し、市内の特別支援学校や福祉事業所・団体と連携すること
- （5） その他必要となる応急対応を実施すること

（要請等）

第3条 甲は、災害時等において前条の支援を必要とするときは、乙に対し、支援を要請することができる。

2 乙は甲より前項の要請がなかった場合でも、乙の状況判断により、前条の支援を実施できるものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 前条第1項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、事前に緊急時連絡網を整備し、緊急時速やかに体制を整えられるよう努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請等に基づき何らかの支援を行った際は、全て記録に残し、甲に報告を行うものとする。

(連携)

第7条 甲は、第3条第1項の規定に基づく要請を乙が実施した場合、不足する人員の派遣、物資調達等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第9条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について、可能な限り協力して、災害時等に備えるものとする。

- (1) 双方で実施する防災関連事業の推進に協力すること
- (2) この協定が円滑に運用されるため、必要に応じて情報交換を行うこと
- (3) 乙の施設利用者への防災啓発等の情報提供を行うこと
- (4) 乙の施設周辺地域と情報交換の場を設ける等の連携強化に努めること

(その他必要な支援協力)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の趣旨に沿った支援協力が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年5月17日

甲 三田市三輪二丁目1番1号
三田市
市長 森 哲 男

乙 兵庫県三田市大原字梅の木1546番地5
社会福祉法人 風
理事長 作田 善司

【協定 6-27】**災害時に入浴施設としてゴルフ場施設等を使用することに関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と三田市ゴルフ協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、家屋の倒壊やライフラインの寸断により入浴施設が使用不可となり、市民生活において衛生及び健康上の問題が発生する恐れのある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請により、乙に加盟するゴルフ場の入浴施設を使用すること等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、次に掲げる事項について可能な限りの協力を行うものとする。

- （1）入浴サービスの提供
- （2）入浴サービスの提供にともなう利用者の輸送
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

（対象施設）

第3条 この協定の対象は、乙に加盟するゴルフ場施設とする。

（要請）

第4条 甲は、災害時等において、第2条の支援を必要とするときは、乙に対し支援を要請することができる。

（要請手続き）

第5条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制等の整備）

第6条 甲及び乙は、要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、事前に緊急時連絡網を整備し、緊急時速やかに体制を整えられるよう努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、第4条の規定に基づく要請により、第2条に規定する協力を行った際は、全て記録に残し甲に報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の規定に基づく要請により乙が第2条に規定する協力に要した経費の負担については、甲乙協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第9条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について協力し、災害時に備えるものとする。

(1) 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報交換を行うものとする。

(2) 甲及び乙は、双方が実施する防災訓練等に対し相互に協力するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲、乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年11月5日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市川原1035-12
三田市ゴルフ協会
会 長 林 廣 一

【協定 6-28】**災害時等における協力に関する協定**

三田市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人三田市社会福祉協議会（以下、「乙」という。）、一般社団法人三田青年会議所（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市において、地震や風水害等で大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災地の状況とニーズを迅速かつ的確に把握し、甲の要請に基づき、乙・丙が相互に協力し、社会貢献活動を効率的・効果的に行うために必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙・丙は、その組織及び機能等を活用し、必要に応じて関係機関と連携を図り、次に掲げる事項について、協力を行う。

- （1）情報の収集並びに共有
 - （2）被災地の状況とニーズの把握
 - （3）物資等の調達および仕分け輸送の協力
 - （4）必要に応じた人的支援
 - （5）前各号に掲げるもののほか、甲・乙・丙で協議して定める活動
- 2 前項の活動に対し、甲は乙・丙に対して必要な支援を行う。

（要請）

第3条 甲は、災害時に前条の支援を必要とするときは、乙・丙に対し支援を要請することができる。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲・乙・丙いずれからも解除または変更の申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲・乙・丙で協議して定める。

本協定を締結するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和 6 年 7 月 18 日

- 甲 兵庫県三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 田村 克也
- 乙 兵庫県三田市川除675番地
三田市総合福祉保健センター内
社会福祉法人三田市社会福祉協議会
会 長 大澤 洋一
- 丙 兵庫県三田市天神一丁目5番33号
三田市商工会館209号
一般社団法人三田青年会議所
理 事 長 阪本 浩司

災害時における協力に関する実施細目

三田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三田市社会福祉協議会（以下、「乙」という。）、一般社団法人三田青年会議所（以下、「丙」という。）は、令和6年7月18日付けで締結した「災害時における協力に関する協定」（以下「協定」という。）について、次のとおり必要な細目を定める。

（連絡先の共有）

第1条 甲・乙・丙は、協定第3条にある要請が円滑に行えるように窓口となる連絡先を共有しておく。なお、変更がない場合はこれを省略することができる。

（協力の要請）

第2条 甲は、協定第3条に基づき、乙・丙に対し支援を要請する際には口頭又は任意様式により行う。ただし、要請の際には以下の情報をできる限りの範囲で提供する。

- (1) 災害の状況
- (2) 支援を希望する期間
- (3) 支援員の派遣先
- (4) 支援員の活動内容
- (5) その他参考事項

（要請への回答）

第3条 乙・丙は、協定第3条に基づく要請があったときは、口頭又は任意様式により協力の可否について、甲に回答する。協力が可の場合は以下の情報をできる限りの範囲で提供する。

- (1) 派遣できる支援員数
- (2) 派遣先への到着日時
- (3) 支援員を統括する者の連絡先
- (4) その他の情報

（連絡会議）

第4条 甲・乙・丙は、情報の交換・共有を目的に連絡会議を開催することができる。

2 連絡会議は次の各号に掲げる内容を協議・調整する。

- (1) 災害時に乙が運営する災害ボランティアセンター運営に関すること
- (2) 災害時の効果的な支援活動に資する情報交換
- (3) 復旧支援活動に関すること
- (4) NPO法人との連携に関すること
- (5) 必要と認められる事項

（損害賠償）

第5条 協定第2条第1項に基づく活動に伴い、乙・丙に生じた損害及び損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙・丙の責任において行う。

（費用の負担）

第6条 協定第2条第1項に基づく活動に伴い、費用が発生した場合は、甲・乙・丙で協議し経費の算出を行う。

（細目及び疑義の協議）

第7条 この実施細目に関し、疑義が生じた場合又はこの実施細目に記載の無い事項については、甲・乙・丙が協議してこれを定めるものとする。

(実施細目協定の保管)

第8条 この実施細目の締結を証するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年7月18日

- 甲 兵庫県三田市三輪二丁目1番1号
三田市 危機管理部
危機管理監 中田 昌彦
- 乙 兵庫県三田市川除675番地
三田市総合福祉保健センター内
社会福祉法人三田市社会福祉協議会
事務局長 山口 隆司
- 丙 兵庫県三田市天神一丁目5番33号
三田市商工会館209号
一般社団法人三田青年会議所
理事長 阪本 浩司

【協定 6-29】**災害時における避難所等の運営支援に関する協定**

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により開設した避難所、救護所（以下「避難所等」という。）の円滑な運営のため、公益社団法人が行う社会貢献の一環として、避難所等における避難者への適切な支援を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、乙が実施する支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 避難所における運営補助
- (2) 救護所における運営補助
- (3) その他甲が必要と認める避難所及び救護所における支援

(支援要請)

第3条 甲は、避難所等の円滑な運営のため、乙の支援を必要とするときは、乙に対して、要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 災害の状況及び支援内容
- (2) 支援を必要とする避難所等の状況等
- (3) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 支援を必要とする避難所等の責任者
- (5) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲の責務は次のとおりとする。

- (1) 乙が第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行う場合の支援員の輸送は、甲が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (2) 甲は、乙が行う支援体制の構築等に対し、必要な支援を行うものとする。
- (3) 第5条第3号の規定により乙が加入したボランティア活動保険の費用については、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受けた場合に、円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受けた場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。

(3) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行う場合において、乙の会員及び職員を支援員とする場合は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(4) 乙は、平常時の取り組みとして、会員及び職員に対し携帯電話等で甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すとともに、事務所内での訓練の実施に努めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援に従事した会員及び職員の延べ人員数

(2) 支援内容、場所及び期間

(3) その他必要な事項

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲、乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定の締結に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月5日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市長 森 哲 男

乙 三田市あかしあ台5丁目32番2
公益社団法人 三田市シルバー人材センター
理事長 小 西 良 博

【協定 6-30】

災害時における人員の支援に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市(以下「甲」という。)と日本フレーバー工業株式会社(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、物資集積所等の適切な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

(対象事業所)

第2条 この協定における対象は日本フレーバー工業株式会社三田工場とする。

(支援内容)

第3条 協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、物資集積所等への人員の派遣とする。

(支援要請)

第4条 甲は乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第5条 甲は乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第6条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第4条の規定により、支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 甲から第4条の規定により、支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条に規定する支援の実施に要した物品等の基本的経費は甲が負担するものとする。その他の経費が必要になった場合は甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲から第4条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

(1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳

(2) 支援内容及び場所並びに期間

(3) その他必要な事項

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、第3条に規定する支援の実施に当たり、本協定において知りえた個人情報及び営業上の秘密を漏らしてはならない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月5日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲男

乙 東京都港区高輪2丁目20番地31号
日本フレーバー工業株式会社
代表取締役社長 上木 邦彦

【協定 6-31】

災害時における機材の貸出に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と、株式会社東海大阪レンタル（以下「乙」という。）とは、災害発生時における機材（乙が所有する機材であって、レンタル事業の用に供するもの。以下「機材」という。）の貸出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三田市において、地震、風水害等の自然災害や危機事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に機材を貸し出すに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（機材の範囲）

第2条 乙が貸し出す機材は、災害により被災した建物、道路、河川その他の工作物の修復、解体、避難所の運営、その他災害対応に必要な機材とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害等で必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める機材の貸出を要請できるものとする。

2 甲は乙に対し、前項に定める機材の運搬、設置及び撤去を要請できるものとする。

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の要請を行うときは、機材名、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請書（様式第1号）を作成の上、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要請する場合は、電話等により要請することができる。この場合、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前2条の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。

2 前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった機材の貸し出しの見込みについて、甲に通知するものとする。

（機材の引き渡し）

第6条 乙は、第4条により甲が指定した場所に機材を運搬し、甲に引き渡すものとする。ただし、乙が被災した等の理由で運搬できないときは、甲が運搬するものとする。

2 甲は、乙が機材の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。

3 乙は、機材の引き渡し終了後、報告書（様式第2号）を作成の上、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条の要請により甲が乙より借り受けた機材の代金は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。また、甲は、借り受けた機材の代金のほか、乙が負担した機材の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、機材の代金及び経費を速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡責任者を別表のとおり定めるものとする。

(協議解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は更に有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月 5日

甲 兵庫県三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府茨木市目垣2丁目34-21
株式会社 東海大阪レンタル
取締役執行役員社長 濱田 喜代巳

【協定 6-32】

特殊災害発生時の協力に関する協定

特殊災害発生時の協力体制に関し、三田市（以下「甲」という。）と一般財団法人海上災害防止センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、三田市内で発生した特殊災害に関し、乙が有する知的財産等を効果的に活用し、甲と乙の協力体制を確立することにより、被害の軽減を図り市民の安全・安心を推進することを目的とする。

（適用地域）

第2条 この協定を適用する地域は、原則として三田市内及び三田市消防本部の管轄する高速道路周辺とする。

（協力体制）

- 第3条 甲は、危険物又は毒劇物の漏洩、火災その他の特殊災害が発生した場合、必要に応じて、乙が予め定めた協力員に対し電話連絡等を行い、災害に係る事故対応に関する助言、現場への出動、物質の分析その他被害拡大防止のための緊急処置に関する協力を求めることができるものとする。
- 2 特殊災害の発生に際し、甲から乙への協力要請があったとき、又は、乙が当該災害に係る関係者から事故対応業務の委託を受けたときは、甲と乙は互いに可能な協力を行うものとする。
 - 3 特殊災害に関する知識を向上させるため、甲は乙に対し、研修等の協力を求めることができるものとする。

（経費負担）

- 第4条 前条第1項及び第2項の協力に係る経費のうち甲の業務範囲内に係るものについては、甲が負担するものとし、その費用は甲乙協議のうえ実費相当額（消耗品、分析料及び交通費等）を決定する。
- 2 前条第3項の協力に係る経費については、甲乙協議のうえ決定する。

（情報交換等）

第5条 特殊災害発生時の協力体制を確立するため、乙は協力員の緊急連絡先を甲に情報提供するとともに、甲及び乙の関係職員は必要に応じて連絡会議を開催し、協力体制の確認を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第3条及び前条の規定により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも書面による協定解除の申し入れがない限り、期間満了の翌日から更に1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ決定する。

付則

1 この協定の成立を証するために、本書2通を作成し、甲及び乙において押印のうえ、各1通を所有する。

平成31年3月1日

三田市三輪2丁目1番1号

甲 三田市
三田市長 森 哲男

横浜市西区みなとみらい4丁目4番5号

乙 一般財団法人海上災害防止センター
理事長 中島 敏

【協定 6-33】**災害時における支援に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と、株式会社ノムラクリーニング（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者の生活衛生の確保を図るために必要となる業務等に関し、甲が乙に支援を求める際の基本的事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 この協定により、乙が実施する支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）避難所で利用された毛布等のクリーニング及び集配
- （2）甲が協力を必要とし、乙により支援または提供が可能なもの
- （3）帰宅困難者に対する水、トイレ、交通情報などの提供

（連絡責任者）

第3条 甲、乙は、それぞれ連絡責任者を定め、本協定の実施について遺漏のないように努めるものとする。

- 2 前項で規定する連絡責任者は、別表に掲げる者とし、変更があった場合は、その都度、相互に通知するものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、災害時に必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、必要な事項を記載した支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請することができるものとする。この場合、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、優先的にこれに応じるものとし、支援協力を完了したときは速やかに、支援実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- 2 前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を速やかに甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した費用については、次のとおりとする。

- （1）第2条第1号から第2号に要した費用は、甲が負担するものとし、災害発生直前における適正価格を基準として甲、乙協議のうえ、定めるものとする。
- （2）第2条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議し決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲、乙のいずれからも解除または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協定の解除)

第10条 本協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年 4月 4日

甲 兵庫県三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府八尾市高見町6丁目3番4号
株式会社 ノムラクリーニング
代表取締役 河野 朋弘

【協定 6-34】

災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、良好な市民生活の確保を図るため、三田市地域防災計画に基づき設置・運営する災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) センターの開設及び運営（ニーズ集計、マッチング等）
- (2) ボランティアの受入れ及び派遣調整
- (3) 地域住民や関係団体等との連携、情報共有、連絡調整等ネットワークの形成
- (4) その他、被災者支援を目的とする災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、センターの開設等を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) センターの設置場所
- (2) 災害の状況及び支援内容
- (3) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受けた場合に、円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受けた場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 乙は、平常時の取り組みとして、職員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(資機材等の確保)

第6条 甲及び乙は、協力して、センター開設運営に必要な物資や、災害ボランティア活動に必要な資機材、活動場所等を確保するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が第3条に規定する支援要請を受け、第2条に規定する支援業務（以下「支援業務」という。）に要した基本的な経費は、甲が負担するものとする。

- 2 支援業務に従事中に乙の職員が負傷、疾病又は死亡した場合の損害補償に要する経費は、乙の負担とする。
- 3 乙の職員が支援業務従事中に第三者に損害を与えた場合において、乙の職員の明らかな過失によるものを除き甲が、支援業務に従事する通勤途中において生じたものについては乙が、損害補償に要する経費を負担する。
- 4 第1項から第3項に定めるもののほか、その他の経費が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について可能な限り協力し、災害時に備えるものとする。

- (1) 双方で実施する防災関連事業の推進に協力する。
- (2) この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行う。

(報告)

第9条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) ボランティア要請件数、ボランティア活動者の延べ人員数等
- (2) ボランティア活動内容、場所、期間等
- (3) その他必要な事項

(個人情報保護)

第10条 乙は、支援業務により知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年4月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲男

乙 三田市川除675番地
社会福祉法人三田市社会福祉協議会
会 長 馬場 俊彦

【協定 6-35】**災害時における人員の派遣に関する協定****(趣旨)**

第1条 三田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、福祉避難所等の適切な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により甲が乙に要請する支援の内容は、福祉避難所等への人員の派遣とする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して、災害時支援要請書により次に掲げる事項を明らかにし、要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする支援の内容
- (2) 支援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 支援を必要とする場所の責任者
- (4) その他必要な事項

(甲の責務)

第4条 甲は乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(乙の責務)

第5条 乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の支援体制の構築に努めるとともに、災害時の支援に関する連絡体制を定め甲に提出するものとする。
- (2) 甲から第3条の規定により支援の要請があった場合は、可能な限りの支援に努めるものとする。
- (3) 平常時の取り組みとして、従業員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する支援業務（以下「支援業務」という。）の実施に要した物品等の基本的経費は甲が負担するものとする。

- 2 支援業務に従事中に乙の職員が負傷、疾病又は死亡した場合の損害補償に要する経費は、乙の負担とする。
- 3 乙の職員が支援業務従事中に第三者に損害を与えた場合において、乙の職員の明らかな過失によるものを除き甲が、支援業務に従事する通勤途中において生じたものについては乙が、損害補償に要する経費を負担する。

4 第1項から第3項に定めるもののほか、その他の経費が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から第3条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (2) 支援内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(個人情報保護)

第8条 乙は、支援業務により知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年 4月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲男

乙 三田市川除675番地
社会福祉法人三田市社会福祉協議会
会 長 馬場 俊彦

【協定 6-36】**災害時における無人航空機の運用に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会（以下「乙」という。）、株式会社サクシード（以下「丙」という。）、及び一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会（以下「丁」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下、「災害時」という。）において無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、甲の要請に基づき乙、丙及び丁が実施する無人航空機の運用（以下、併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（協定の順守）

第2条 乙、丙及び丁は、この協定の趣旨を会員に周知するとともに、遵守させるよう努めなければならない。

（緊急時の要請）

第3条 甲は、災害時に情報収集等のため必要と認めるときは、乙、丙及び丁に対し要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに乙、丙及び丁に要請書を提出する。

（内容）

第4条 甲が乙、丙及び丁に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- （1）災害対応に必要な映像・画像の情報収集に関すること
- （2）災害地図作成等の災害支援に関すること
- （3）その他必要な事項については、甲及び乙の協議のうえ決定すること

2 乙、丙及び丁は、甲からの要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙、丙及び丁は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第4条 乙、丙及び丁は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2号）により甲の定める期間までに報告を行う。

(映像等の所有権等)

第5条 本協定に基づく災害協定活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条に基づき要した費用負担は、甲、乙、丙及び丁協議の上決定する。

(秘密の保持)

第8条 乙、丙及び丁は、乙、丙及び丁の会員が、支援上知りえた甲又は第三者の秘密を洩らしてはならない。支援終了後もまた同様とする。

(平常時の準備)

第9条 乙、丙及び丁は、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙、丙及び丁の会員の無人航空機活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(災害の補償)

第10条 この協定に基づき実施した支援協力により、乙、丙及び丁の会員及び第三者に生じた損害の補償は、乙、丙及び丁の責任において補償するものとする。

(訓練の参加等)

第11条 乙、丙及び丁は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 甲の職員の無人航空機活用技術の向上に協力するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙、丙及び丁協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、有効期間満了日までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも意思表示がないときは、この協定は更新されたものとし、以降も同様とする。

(変更及び解除)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、協議により本協定の全部または一部を変更し、若しくは解除することができる。

(協議)

第15条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書4通作成し、四者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年4月17日

甲 三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲 男

乙 大阪市北区錦町4-82

一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会

代表理事 沖 貴博

丙 三田市天神1丁目10-10 旭ビル3-1

株式会社サクシード（一般社団法人地域再生・防災
ドローン利活用推進協会 兵庫三田支部）

代表取締役（支部長）小谷 隆

丁 京都市南区東九条西岩本町10-2 イリアスオフィス2階

一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会

代表理事 上原 陽一

【協定 6-37】**災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、災害時等における消毒及び衛生害虫等の発生に伴う駆除業務について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、三田市における災害時等の感染症被害の拡大を防止する対策を円滑に実施し、また、鼠族・害虫による被害から市民生活の衛生と適正な環境を確保するため、乙の甲に対する協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 消毒及び駆除業務（以下「業務」という。）とは次に定める事業を行うことをいう。

- （1）災害発生時において、甲から消毒作業実施に関しての指示があった場所において行う消毒
- （2）災害発生時において、市民生活の衛生及び適正な環境を確保するため、甲から鼠族、衛生・不快害虫の駆除作業実施に関しての指示があった場所において行う駆除
- （3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、兵庫県知事から甲に消毒作業実施に関しての指示があった場所において行う消毒
- （4）前各号のほか、甲が必要と判断した事態における消毒及び駆除

（要請）

第3条 甲は、災害時等の業務について、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

- （1）要請を行った者の職、氏名
- （2）要請理由
- （3）要請内容
- （4）履行場所
- （5）履行期日または期間
- （6）前各号に定めるもののほか必要な項目

（協力体制）

第4条 乙は、甲の要請を受けた場合、優先的に資機材の確保及び業務従事者の派遣を行うものとする。

（使用薬剤）

第5条 業務に使用する薬剤は甲乙協議のうえ決定するものとし、乙は当該薬剤の適正な使用方法を遵守すること。

(薬害防止)

第6条 乙は業務の遂行に際して、人的・物的被害が生じないことはもとより、周辺環境への影響が最少となるよう細心の注意を払い業務を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、第2条に掲げる業務を行った場合は、協力業務報告書(様式第2号)により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 使用した薬剤及び使用量
- (2) 履行した場所
- (3) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(経費の負担)

第8条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。
2 料金等の算出方法については、災害発生時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、業務が完了したときは、業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定に基づく乙からの請求があったときは、経費を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、業務の実施に当たって知り得た個人情報を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定が終了した場合においても同様とする。

(補償)

第12条 業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、諸活動中に知り得た災害等による被害状況を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当窓口を定め、災害等が発生した場合の相互の連絡体制を確立しておく。

(適用)

第15条 この協定は、締結日から適用する。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 7月 1日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 神戸市中央区相生町5-12-18
柳ビル303
一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会
会 長 長 内 建 佑

【協定 6-38】**災害時における入浴施設の提供に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と株式会社レック（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、家屋の倒壊やライフラインの寸断により入浴施設が使用不可となり、市民生活において衛生及び健康上の問題が発生する恐れのある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請により、乙の入浴施設の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、次に掲げる事項について可能な限りの協力を行うものとする。

- （1）入浴サービスの提供
- （2）入浴サービスの提供にともなう利用者の輸送
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

（要請）

第3条 甲は、災害時等において、第2条の支援を必要とするときは、乙に対し支援を要請することができる。

（要請手続き）

第4条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制等の整備）

第5条 甲及び乙は、要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、事前に緊急時連絡網を整備し、緊急時速やかに体制を整えられるよう努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づく要請により、第2条に規定する協力を行った際は、全て記録に残し甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定に基づく要請により乙が第2条に規定する協力に要した経費の負担については、甲乙協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について協力し、災害時に備えるものとする。

(1) 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報交換を行うものとする。

(2) 甲及び乙は、双方が実施する防災訓練等に対し相互に協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲、乙いずれからも協定を更新しない旨の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年12月25日

甲 三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
神戸ハーバーランドセンタービル18F
株式会社レック
代表取締役 高 橋 泉

【協定 6-39】

災害時における資機材の貸出に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と、西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における資機材（乙が所有する資機材であって、レンタル事業の用に供するもの（以下「資機材」という。））の貸出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三田市において、地震、風水害等の自然災害や危機事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に資機材を貸出するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（資機材の範囲）

第2条 乙が貸出する資機材は、災害により被災した建物、道路、河川その他の工作物の修復、解体、避難所の運営、その他災害対応に必要な資機材とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害等で必要があると認めるときは、乙に対して前条に定める資機材の貸出を要請できるものとする。

2 甲は乙に対し、前項に定める資機材の運搬、設置及び撤去を要請できるものとする。

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の要請を行うときは、機材名、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請書（様式第1号）を作成の上、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要請する場合は、電話等により要請することができる。この場合、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。

2 第3条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった資機材の貸出の見込みについて、甲に通知するものとする。

（資機材の引き渡し）

第6条 乙は、第4条により甲が指定した場所に資機材を運搬し、甲に引き渡すものとする。ただし、乙が被災した等の理由で運搬できないときは、甲が運搬するものとする。

2 甲は、乙が資機材の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。

3 乙は、資機材の引き渡し終了後、報告書（様式第2号）を作成の上、甲に提出するものとする。

4 甲は、資機材の使用が終了したときは、速やかに乙に返却するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、貸与を受けた資機材の代金のほか、乙が負担した資機材の運搬費用その他の経費を負担するものとする。なお、資機材の代金は災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、資機材の代金及び経費を速やかに乙に支払う

ものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡責任者を別表のとおり定めるものとする。

2 連絡責任者等に変更が生じた場合はその都度、報告を行うものとする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号及び三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号及び暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、役員又は支店若しくは事務所を含む。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(協議解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は更に有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 3年 7月 29日

甲 兵庫県三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府大阪市中央区南船場2-5-8
長堀コミュニティビル4階
西尾レントオール株式会社
取締役関西支店長 橋 本 宏 治

※ 同様の協定を、株式会社レント・株式会社リョーキ・株式会社カンキ・ベストレンタル株式会社・太陽建機レンタル株式会社・日立建機日本株式会社と締結した。

【協定 6-40】**災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、災害救助法にもとづく応急仮設住宅の用途を除く、乙が取扱い可能な仮設事務所、仮設トイレ等（以下、「ユニットハウス等」という。）とする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資(ユニットハウス等)供給要請書(様式第1号)により、乙に 対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請を行い、事後に物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出できるものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が準備・指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬できるものとする。

2 運搬後の設置は乙が行うものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務が完了したときは、実施状況を書面(様式 第2号)により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する適正な請求があった場合、速やかに乙に支払うものとする。ただし、予算措置が行われていない場合は、措置後に支払いを行うものとする。

（撤去）

第9条 ユニットハウス等を撤去する場合は、第3条から第8条の規定を準用する。

(情報交換)

第10条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、連絡責任者(様式第3号)を選任し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月24日

甲 三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府大阪市中央区瓦町3-4-7
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長 福 本 武 志

【協定 6-41】

災害時における連携協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、三田市内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三田市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第10条 従事者は、相談者から相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何ら申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和3年12月21日

甲 三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 神戸市中央区橘通1-4-3
兵庫県弁護士会
会長 津久井 進

【協定 6-42】

防災・スマートシティ推進に関する連携協定

三田市（以下「甲」という。）と株式会社 JX 通信社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める目的を達成するための相互の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙がそれぞれ保有する情報資産及び知見をもとに、デジタル技術の活用やデータの利活用、官民共創による課題解決に向けた取り組みを推進することにより、「災害時における市民生活の安全安心の確保」や「平常時における市民生活の質の向上」、及び「市役所のスマート化」の実現を図るものである。また、甲と乙の連携により、新たなサービスや価値を創出することで、Society5.0 の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲および乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 防災における「自助」「共助」「公助」の観点からの課題解決に資する取り組み。
- (2) デジタル技術を活用した新たなサービスの開発・検証・実証実験等を通じた地域の課題解決による「災害時における市民生活の安全安心の確保」や「平常時における市民生活の質の向上」、及び「市役所のスマート化」に資する取り組み
- (3) さんだ里山スマートシティ推進に資する取り組みや、さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォーム会員等との共創事業の実施
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲および乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な取り組み内容、実施方法等について、双方協議のうえ、別途定めるものとする。

（結果の報告）

第 3 条 甲および乙は、前条に関する取り組みを行った場合は、その結果について協力して取りまとめを行い、相互に共有する。また公表にあたっては双方同意のうえ行うものとする。

（守秘義務）

第 4 条 甲および乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討並びに実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合や業務に関して守秘義務を負う弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 乙は、連携にあたり甲より知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律、三田市個人情報保護条例及び個人情報特約条項等の関係法令等を遵守する。

3 第 1 項及び第 2 項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

（知的財産権）

第 5 条 本協定に基づき共同で行った技術開発により生じた知的財産権の取扱いについては、双方協議のうえ別途定めるものとする。

（確認事項）

第 6 条 甲および乙は、本協定の締結が第三者（甲以外の地方公共団体等を含むがこれに

限らない。)と連携し協力することを妨げるものではないことを相互に確認する。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、三田市に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋若しくはこれらに準ずる者、その構成員若しくは準構成員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)その他の反社会的勢力に該当しないことを表明確約しなければならない。

(協定の解除)

第8条 甲または乙は、当事者の一方が協定の有効期間中に協定の解除を申し出たとき、協定に規定する役割を果たせなくなったときは、協定を解除することができるものとする。

2 甲は、乙に信用を失墜する行為が認められ、協定者としてふさわしくないと甲が合理的に判断した場合、甲は何ら催告を要せず、協定を解除することができる。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲または乙のいずれから本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項や生じた疑義等については、甲と乙で協議のうえ、これを決定することとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙は各自署名のうえ各1通を保有する。

令和4年11月8日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲男

乙 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
株式会社 JX 通信社
代表取締役社長 米重 克洋

【協定 6-43】**災害時における車両の貸渡に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における必要な自家用自動車有償貸渡許可を受けた車両（以下「車両」という。）の貸渡について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の構成するレンタカー事業者並びに営業所（以下「会員等」という。）に対し、車両貸渡の協力要請等に関し必要な事項について定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、三田市内（以下「市内」という。）における災害時に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、乙の会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、会員等はこれに協力的に応じるものとする。
2 乙は、車両の貸渡要請に迅速に対応するため、災害時に車両貸渡可能な会員等を記載した「協力会員等名簿」をあらかじめ作成し、甲に提供するものとする。

（要請の方法）

第3条 第2条第1項の要請は、協力要請及び確認書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力確認書を提出するものとする。

（契約）

第4条 甲は、会員等との貸渡契約に関し、法令及び貸渡約款を遵守しなければならない。

（報告）

第5条 会員等は、車両の提供を行ったときは、速やかに実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（連絡担当者）

第6条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。
2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定を円滑に実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がない場合は、本協定は更に1年間効力を有することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和5年(2023年)12月4日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 田村 克也

乙 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33
一般社団法人兵庫県レンタカー協会

会長

協力要請及び確認書

年 月 日

一般社団法人兵庫県レンタカー協会 会長 様

三 田 市 長

災害時における車両の貸渡に関する協定第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

車両情報	車種： 台		
	駆動方式：	乗車人数：	積載貨物：

引き渡し希望日	： 令和 年 月 日
引き渡し希望場所	： 三田市

借り受け期間	： 令和 年 月 日 から
	： 令和 年 月 日 まで

その他	：
-----	---

要請について確保可能な旨、回答します。

1. 事業所名 　　　　　：
- (担当者)
2. 連絡先 　　　　　：
3. 確保営業所 　　　：
- (名称・住所等)

【問い合わせ先】

三田市危機管理課

TEL 079-559-5057 FAX 079-559-1254

実施報告書

年 月 日

三田市長様

(会員事業者)

下記のとおり車両の貸渡を実施したので報告します。

項目	内容
提供した車両及び 台数	
提供の期間	
その他	

災害時における車両の貸渡に関する実施細目協定

三田市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、令和5年12月4日付けで締結した「災害時における車両の貸渡に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、必要な細目を定めるため、次のとおり細目協定を締結する。

（協力会員等の情報提供）

第1条 乙は、協定第2条第2項に規定する「協力会員等名簿」を毎年6月末までに甲へ提供するものとする。なお、変更がない場合はこれを省略することができる。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内における災害時等に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、迅速に貸渡を行う必要がある場合は、乙の作成した「協力会員等名簿」に基づき、会員等へ直接協力を要請することができるものとする。

（要請への回答）

第3条 会員等は、協定第3条に基づく要請があったときは、協力要請及び確認書（様式第1号）により、車両の貸渡の可否について、甲に回答するものとする。

2 甲は、同第3条に基づき、会員等から回答があった場合は、要請の有無について、速やかに回答するものとする。

（契約及び車両の提供）

第4条 甲は、協定第4条に基づき、契約完了後に会員等から車両の提供を受けるものとする。

2 会等は、要請に基づき、甲の指示する場所へ車両を搬送するものとする。ただし、災害の状況等により、車両の搬送が困難な場合は、会員等の事業所店頭で車両の提供を受けるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲が協力の要請を行った場合、甲は、乙及び会員等に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 会員等は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（費用の負担）

第6条 協定第2条に基づき会員等が実施した車両の貸渡に係る費用については、車両返却後、会員等の提出する実施報告書（様式第2号）により、所轄行政庁に届けている料金を基準として、甲と会員等が協議して定めるものとする。

2 会員等は、車両の燃料を満タンにして提供し、甲は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。

3 甲は、会員等の提供した車両に損害を与えた場合は、契約書に基づき損害を賠償するものとする。

(細目及び疑義の解決)

第7条 この実施細目協定に関し、疑義が生じた場合又はこの実施細目協定に記載の無い事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

(実施細目協定書の保管)

第8条 この実施細目協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

令和5年(2023年)12月4日

甲 三田市経営管理部行政管理室危機管理課
課長 山下 栄二

乙 一般社団法人兵庫県レンタカー協会
専務理事 山本 勝

【協定 6-44】

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

三田市（以下「甲」という。）と兵庫県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が三田市内で発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における三田市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、以下のものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
- (2) 相談会場の確保
- (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、

速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名または記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月22日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
兵庫県三田市
三田市長 田村 克也

乙 兵庫県神戸市中央区楠町2丁目2番3号
兵庫県司法書士会

会長 野上 英則

【協定 6-45】**災害時における消防活動の協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の協力体制について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三田市内で火災、風水害、地震等の災害が発生した場合において、消火及び人命救助並びに災害復旧のために甲が乙に消防活動の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、消火及び人命救助並びに災害復旧のために、乙の会員が保有する人員、車両、建設資機材等が必要であると認めるときは、次に掲げる業務（以下「協力業務」という。）の協力を要請することができる。

- (1) 消火活動、救助活動等に支障となる物件等の除去
- (2) 危険要因となる物質等の除去
- (3) 消火活動を円滑にするための外壁開口部の設定
- (4) その他乙の協力を必要とする事項

2 甲が乙に協力を要請する場合には、次に掲げる事項を明らかにして文書（様式1）により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがない場合は、電話等で要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両、建設資機材等
- (3) 甲の現場責任者及び連絡先
- (4) その他必要な事項

- 3 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、乙の責任者及び連絡先、その他必要な事項を甲に伝えるものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けた場合は、特別な理由がない限りこれを拒むことはできない。

- 2 乙は、甲の現場責任者の指示を受けて、協力業務を実施するものとする。
- 3 乙は、前条の協力要請に応ずることができない場合は、理由を付してその旨を速やかに甲に連絡するものとする。

(報告)

第4条 乙は、協力業務終了後速やかに次の事項を文書(様式2)により甲に報告するものとする。ただし、文書で報告するいとまがない場合は、電話等で報告し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 協力業務に従事した会員名及び延べ人数、車両及び建設資機材の種類と数量
- (2) 実施した業務内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 協力業務に要した乙の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙双方が協議して定めるものとする。
- 3 前二項の費用の目安は別紙(使用可能機械一覧表)のとおりとする。

(第三者への損害)

第6条 協力業務中に甲の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、甲がその損害を賠償し、その他の場合にあつては乙がその損害を賠償するものとする。

(損害の補償)

第7条 協力業務に従事した者が死傷又は疾病にかかった場合の補償は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 協力業務に従事した乙の会員が保有する車両、建設資機材等の破損に伴う補償は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(平時における協力)

第8条 乙は、三田市内における解体予定物件で消防訓練に活用できると認めるものについて、その情報を甲に提供するものとする。

2 乙は、甲から消防訓練等への参加又は研修等への指導者の派遣について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも書面による協定解除の申し入れがないときは、期間満了の翌日から更に1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙署名のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 18 日

甲 三田市三輪 2 丁目 1 - 1

三田市

三田市長

乙 神戸市兵庫区北逆瀬川町 3-11

一般社団法人兵庫県解体工事業協会

会 長

建設資機材等応援要請書

1 業務内容（物件及び物質等除去、開口部作成、その他）

2 災害発生場所及び状況

(1) 発生場所

(2) 状況

3 応援を必要とする人員、車両、建設資機材

人員（人数）	車両（種類及び数量）	建設資機材 （種類及び数量）

4 現場責任者及び連絡先

(1) 氏名

(2)

(3) 電話番号等

5 その他必要な事項

令和 年 月 日

兵庫県解体工事業協会長 様

三田市長 田村 克也

建設資機材等報告書

1 協力業務に従事した会員名、人員、車両及び建設資機材の種類と数量

○会員名

人員（延べ人数）	車両（種類及び数量）	建設資機材 （種類及び数量）

2 業務内容及び場所

3 協力業務に従事した期間

4 その他必要な事項

令和 年 月 日

三田市長 様

兵庫県解体工事業協会

会 長

【協定 7-1】 災害発生時などにおける避難所開設に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と母子区（以下「乙」という。）は、地震、風水害などの災害が発生した場合若しくは災害の発生するおそれのある場合（以下、「災害発生時など」という。）において、三田市地域防災計画に基づき、乙に所属する母子山の峰会館（以下、「施設」という。）に第一次避難所を開設するため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害発生時などにおいて、施設を避難所として開設する必要があると認めるときは、乙に対して避難所開設の要請を行うものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により避難所開設の要請があつたときは、特別の理由がない限り、施設を使用することを承認するものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条の規定に基づき、甲からの要請により避難所の開設を行った場合は、施設使用料として、1日当たり3,000円を乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

（避難所の運営）

第4条 この協定に基づく避難所の運営は、次のとおりとする。

(1) 災害発生時などにおいて、当該地区に避難勧告等が発令された場合、甲は、施設に担当職員を派遣し、避難所における避難住民の生活を支援するものとする。

(2) 避難所の運営は、甲、乙協力して行う。

ただし、自主避難の場合については、避難住民の生活は避難住民自らの責任において行うものとし、甲からの食事等の提供は行わないものとする。

(3) その他避難所の運営について必要な事項は、甲乙協議の上定める。

（報告）

第5条 避難者の受け入れがあつた場合、速やかにその状況を「避難所運営報告書（様式-避1）」を作成し、災害対策本部事務局へFAXにより報告する。

2 避難者の受け入れ状況の報告後、各世帯ごとに「避難者名簿（様式-避4）」の記入を避難者に依頼し、その計欄をもとに「避難者名簿集計表（様式-避5）」を作成し、その集計結果を災害対策本部事務局にFAXにより報告する。

3 「避難所防災用資機材倉庫」の在庫が不足する場合又はその他物品が必要な場合は、「避難所物資要請書（様式-避2）」により災害対策本部事務局にFAXにより要請する。

（事前の準備）

第6条 甲は、避難所の運営が円滑に行えるよう、乙に避難生活に必要な物資を預託できるものとする。

2 乙は前条の規定により預託された物資を、善良な管理者としての注意をもって保管す

るものとする。

3 甲は、避難所用預託物資を毎年点検し、必要と認める場合は更新等を行うものとする。

(損害賠償)

第7条 第1条の規定に基づき、甲からの要請により避難所の開設を行った場合で、運営上において生じた施設、設備及び器物の破損等の損害は、乙の故意又は過失によるものを除き、乙の報告によりその損害に応じた費用を甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年8月27日

甲 三田市三輪2-1-1
三田市長 竹内英昭

乙 三田市母子221番地
母子区長 塚本行雄

(様式－避 1)

避難所運営報告書

避難所→	本部事務局	施設名	母子山の峰会館		
報告日時	年 月 日 ()	午前・午後	時	分	
報告者名		電話	—	FAX	—

避難者の状況

把握時間	世帯	人数	主な避難地区
午前・午後 時 分現在	世帯	人	
午前・午後 時 分現在	世帯	人	
午前・午後 時 分現在	世帯	人	
午前・午後 時 分現在	世帯	人	
午前・午後 時 分現在	世帯	人	
午前・午後 時 分現在	世帯	人	
午前・午後 時 分現在	世帯	人	

- ・初回報告以降、00分、30分を把握時間とし、概ね30分ごとに連絡すること。
(変更がない場合も報告すること)
- ・ただし、夜11時から翌朝9時までの間は、人数等変動時のみ報告すること。

避難所運営職員派遣状況報告書

所属名	氏名	所属名	氏名

報告現在対応している職員について報告願います。

避難所運営物資要請書

避難所→	本 部 事 務 局	施設名	母子山の峰会館		
報告日時	年 月 日()	午前・午後		時	分
報告者名		電話	—	FAX	—

	物 品 名	サイズ等	数量	受領日時	受領者名
①				月 日 午前・午後 時	
②				月 日 午前・午後 時	
③				月 日 午前・午後 時	
④				月 日 午前・午後 時	
⑤				月 日 午前・午後 時	

- ・ 下記に示す小中学校等 28 箇所に設置している「第一次避難所防災倉庫」物品をま
ず使用し、不足するもの、該当のないものについて報告してください。
- ・ 必要数量は、避難所運営班等支援者分も含めて計算すること。
- ・ 食糧及び物資を受け入れた場合は、必ず受け入れ日時と受入者氏名を物資ごとに記
入すること。

避 難 者 名 簿

No.

(ふりがな) 世帯代表者名		住 所	電 話 ()
------------------	--	-----	--------------

氏 名	年 齢	性 別	大 人	小 人	乳 幼 児	異 動 日 時				備 考
						入 所		退 所		
家族 (避難している人のみ記入)						月 日 前・後 時	月 日 前・後 時			
						月 日 前・後 時	月 日 前・後 時			
						月 日 前・後 時	月 日 前・後 時			
						月 日 前・後 時	月 日 前・後 時			
						月 日 前・後 時	月 日 前・後 時			
						月 日 前・後 時	月 日 前・後 時			
計		男				←男女ごとの人数合計を記入				
		女								

この「避難者名簿」は、避難所で生活される皆さんの支援を行うために必要な情報として記入・提出いただくものであり、今回の災害対応以外の目的には使用いたしません。

- ・世帯代表者も避難している場合は、氏名欄に再度記入してください。
- ・家族欄は、現在この避難所に避難している家族(世帯員)について記載してください。この避難所に避難していない世帯員については記入の必要はありません。
- ・大人＝中学生以上、小人＝3歳以上小学生以下、乳幼児＝3歳未満 で、該当欄に○印を入れてください。(計欄には、男女に分けて各年齢区分ごとの人数を記入してください)
- ・異動日時の入所時間については、おおよその時間で結構です。

(避難者に変更があった場合)

- ・帰宅により退所する場合、避難世帯員が増減する場合など、提出していただいた避難者名簿に異動が生じる場合は、必ず責任者に申し出て、避難者名簿を変更してください。

避難者名簿集計表

小中学校→教育総務課→本部事務局
市民センター等 → 本部事務局

施設名 母子山の峰会館

報告日時	平成	年	月	日	午前 午後	時	分
報告者名			電話	-	FAX	-	

No.	世帯代表者氏名	男性			女性			計	町目・大字
		大人	小人	乳幼児	大人	小人	乳幼児		
	合計								
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									

※「避難者名簿（様式-避4）」のNo.ごとに、「世帯代表者名」及び「人員の計」欄の数値を記入。

「町目・大字」欄は、当該世帯の住所から記載。

避難者数に変動がある場合は、概ね00分、30分単位で送信してください。

【協定 7-2】災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定

平成23年12月12日に三田市(以下「甲」という。)と社会福祉法人枚方療育園(以下「乙」という。)の間で締結した「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」は、本協定締結をもってその効力を失うものとする。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、三田市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人枚方療育園(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 要援護・要支援の高齢者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- (3) 妊産婦・乳幼児
- (4) その他上記の者に準ずる者

(施設の使用の要請及び受託)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の收容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受託するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 この協定において、乙は法人であるため、対象となる施設名を次のとおり記載する。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 障害者支援施設 | 三田療護園 |
| (2) 特別養護老人ホーム | 三田楽寿荘 |
| (3) 障害者支援施設 | 三田こぶしの園 |
| (4) 医療型障害児入所施設 | 医療福祉センターさくら |
| (5) 介護老人保健施設 | 愛 |

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送に協力するよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(管理運営の期間)

第10条 この協定における避難施設の管理運営の期間は、原則として災害発生の日から最大限7日以内とする。但し、やむを得ず7日間の期間内で避難施設を閉鎖することが困難なときは、甲、乙双方で協議するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、避難施設の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等の個人の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 甲及び乙はこの協定の趣旨に則り、互いに災害時の応援・協力について所要の体制整備を進めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年10月19日

(甲) 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市
代表者 三田市長 森 哲男

(乙) 大阪府枚方市津田東町2丁目1番1号
社会福祉法人 枚方療育園
理事長 山西 博道

※同様の協定を社会福祉法人光耀会(H23.12.12)、特別医療法人敬愛会(H23.12.12)、医療法人財団愛野会(H23.12.12)、社会福祉法人三翠会(H23.12.12)、社会福祉法人こすもす(H23.12.12)、社会福祉法人敬寿記念会(H23.12.12)とも締結。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務に処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6条 乙は、この個人情報事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(提供資料の返還義務)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が特別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第10条 乙が個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

【協定 7-3】**災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定**

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と兵庫県立上野ヶ原特別支援学校（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害時要援護者の安全と安心の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、福祉避難所の開設及び運営とする。

(利用対象者)

第3条 乙の管理する施設を利用できる対象者は、災害時要援護者のうち心身が虚弱であることや身体障害があるなどの理由で、市指定避難所ではストレスが強く、一般の共同生活が難しい者のうち介護施設や医療機関へ行くには至らない者及びその付添人とする。

(開設要請)

第4条 甲は、乙に対して、災害時開設要請書により次に掲げる事項を明らかにし、福祉避難所の開設を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により開設要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 利用者情報（人数・年齢・性別・介護者・障害程度等）

(2) その他必要な事項

(甲の責務)

第5条 甲の責務は次のとおりとする。

(4) 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(5) 前条の規定により、乙が開設し、運営する場合の必要物資については、甲が可能な限り提供する。

(乙の責務)

第6条 乙の責務は次のとおりとする。

(1) 甲から第4条の規定により開設要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の体制の構築に努めるとともに、災害時の連絡体制を定め甲に提出するものとする。

(2) 甲から第4条の規定により開設要請があった場合は、開設及び運営に関し、可能な限り協力するものとする。

(3) 平常時の取り組みとして、職員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」

への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する開設要請を受け、開設及び運営に要した基本的な経費は、乙の請求によって甲が負担するものとする。ただし、その他の経費が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲から第4条の規定により開設要請を受け、開設した場合は、以下の内容について、避難所開設報告書を甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 避難所開設に従事した職員の延べ人員
- (2) 避難所開設内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(個人情報保護)

第9条 乙は、第4条に規定する開設の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲 男

乙 三田市大原梅の木1546番地の6

兵庫県立上野ヶ原特別支援学校

校長 末 房 弘 美

【協定 7-4】**災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定**

(趣旨)

第1条 三田市（以下「甲」という。）と兵庫県立高等特別支援学校（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害時要援護者の安全と安心の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(支援内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する支援の内容は、福祉避難所の開設及び運営とする。

(利用対象者)

第3条 乙の管理する施設を利用できる対象者は、災害時要援護者のうち心身が脆弱であることや身体障害があるなどの理由で、市指定避難所ではストレスが強く、一般の共同生活が難しい者のうち介護施設や医療機関へ行くには至らない者及びその付添人とする。

(開設要請)

第4条 甲は、乙に対して、災害時開設要請書により次に掲げる事項を明らかにし、福祉避難所の開設を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により開設要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 利用者情報（人数・年齢・性別・介護者・障害程度等）

(2) その他必要な事項

(甲の責務)

第5条 甲の責務は次のとおりとする。

(6) 甲は、乙が行う支援体制の構築や訓練等に対し、必要な支援を行うものとする。

(7) 前条の規定により、乙が開設し、運営する場合の必要物資については、甲が可能な限り提供する。

(乙の責務)

第6条 乙の責務は次のとおりとする。

(1) 甲から第4条の規定により開設要請があった場合に円滑な対応が図れるよう、緊急時の体制の構築に努めるとともに、災害時の連絡体制を定め甲に提出するものとする。

(2) 甲から第4条の規定により開設要請があった場合は、開設及び運営に関し、可能な限り協力するものとする。

(3) 平常時の取り組みとして、職員に対し甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」

への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する開設要請を受け、開設及び運営に要した基本的な経費は、乙の請求によって甲が負担するものとする。ただし、その他の経費が必要となった場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲から第4条の規定により開設要請を受け、開設した場合は、以下の内容について、避難所開設報告書を甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 避難所開設に従事した職員の延べ人員
- (2) 避難所開設内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(個人情報保護)

第9条 乙は、第4条に規定する開設の実施に当たり知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 三田市大原梅の木1546番地の6
兵庫県立高等特別支援学校
校長 中 塚 公 子

【協定 7-5】**災害時等における支援協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と医療法人社団紀洋会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の支援等への協力について、必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において要援護者とは、次に掲げる者のうち、災害時等に何らかの援護を必要とする者をいう。

- （1） 三田市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成26年三田市条例第42号）第2条第1号に規定する者
- （2） 災害によって前号に準ずる状況となった者

（対象施設）

第3条 この協定における対象施設は、次のとおりとする。

- （1） 小規模多機能型居宅介護 三田
- （2） 小規模多機能型居宅介護 けやきの郷

（災害時等の支援内容）

第4条 乙は、被災者の支援等に関わる次の事項について可能な限り実施する。

- （1） 周辺地域の住民や施設利用者への救援活動を行うこと
- （2） 被災者に対し、施設を一時避難場所及び炊出し等の救援場所として提供すること
- （3） 被災者に対し、施設の水道水、トイレ等を提供すること
- （4） 居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の收容施設をいう。）では避難生活が困難な要援護者のために施設を使用すること
- （5） その他必要となる応急対応を実施すること

（要請等）

第5条 甲は、災害時等において前条の支援を必要とするときは、乙に対し、支援を要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受託するよう努めるものとする。
- 3 乙は、第1項に定める要請がない場合でも、乙の状況判断により、前条の支援を実施できるものとし、この場合、甲あてに実施連絡を行うものとする。
- 4 前条第4号に定める要請の期間は、原則として災害発生の日から最大7日間以内とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で施設使用を終了することが

困難なときは、甲、乙双方で協議するものとする。

(支援の要請手続き)

第6条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、第5条第1項に基づき第4条第4号に定める要請を行う場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用を要請する期間

(要援護者の移送)

第7条 乙は、第5条第1項に基づく第4条第4号に定める支援に関し、自施設への要援護者の移送に協力するよう努めるものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、事前に緊急時連絡網を整備し、緊急時速やかに体制を整えられるよう努めるものとし、職員に対しては甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(報告)

第9条 乙は、甲から第5条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (2) 支援内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(連携)

第10条 甲は、第5条第1項の規定に基づく要請を乙が実施した場合、不足する人員の派遣、物資調達等に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 第5条第1項の規定に基づく要請により乙が第4条に規定する支援の実施に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第12条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について、可能な限り協力して災害時に備えるものとする。

- (1) 双方で実施する防災関連事業の推進に協力すること
- (2) 乙の施設利用者への防災啓発等の情報提供を行うこと
- (3) 乙は施設周辺地域と必 要に応じて情報交換の場を設ける等、

災害時に備えた連携強化に努めること

(4) この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて情報交換を行うこと

(その他必要な支援協力)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の趣旨に沿った支援協力が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(個人情報保護)

第14条 甲及び乙は、避難施設の管理運営にあたり業務上知り得た要援護者等の個人の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年3月9日

甲 三田市三輪二丁目1番1号

三田市

市長 森 哲 男

乙 篠山市東吹1015番地1

医療法人社団 紀洋会

理事長 岡本 のぶ子

別記 個人情報取扱特記事項

甲と乙は、本協定締結にあたり、次の事項について合意します。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要最小限の範囲で適法かつ公正に収集しなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をこの契約による事務の目的以外の目的に利用し又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止)

第4条 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、業務を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を行うにあたり合理的に必要な範囲内（委託業務の一部に限る）で甲の事前の承諾を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合、再委託先の住所、事業者名、代表者氏名及び再委託が必要な理由、再委託の範囲等を甲に対して文書で明示するものとする。

- 2 乙は、前項のただし書の規定により、あらかじめ甲の承諾を受けるときは、再委託先との契約書等に個人情報及びデータの保護を確立するために必要な本協定の準用、作業の立会い及び立入り検査等必要な事項を明記するものとする。
- 3 第1項ただし書の規定に基づき、再委託した場合の再委託先の選任、監督並びに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先が甲の指定に基づくものである場合を除き、一切乙が責任を負い甲には迷惑をかけないものとする。
- 4 再委託を行った場合は、再委託先にも本特記事項を遵守させなければならない。

(情報資産の返還、廃棄)

第6条 乙は、この協定による事務が終了し又は解約されたときは、この協定による事務を行うために甲から提供を受け又は乙（乙の再委託先含む。）が自ら収集し若しくは作成した個人情報等を記録した電磁媒体等（紙媒体含む。）を速やかに甲に返還し、又はいかなる方法によっても復元又は解読ができないように消去等を行うなど漏えいをきたさない方法で、速やかにかつ確実に廃棄しなければならない。なお、廃棄にあたっては当該作業記録を行わなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が解除された後においても同様とする。

(複写及び複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第9条 乙は、個人情報保護のための管理責任者を置くとともに、その事務に従事している者に対して、在職中はこの協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし又はこの協定による事務以外の目的に使用しては

ならないこと、及び退職後においても在職中に知り得た個人情報等を他人に漏らし又は使用してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(安全管理措置)

第10条 乙は、この協定を履行するにあたり個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告義務)

第11条 乙は、この個人情報事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が解除された後においても同様とする。

(提供資料の返還義務)

第12条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が特別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙又は乙の再委託先の責に帰すべき事由により、この個人情報取扱特記事項に違反して個人情報等を漏えいし、甲が損害を被った場合は、乙は甲に対し損害賠償責任を負うものとし、当該損害を賠償するものとする。

【協定 7-6】**災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人黎明会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙に対し、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において要援護者とは、次に掲げる者のうち、災害時等に何らかの援護を必要とする者をいう。

- （1） 三田市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成26年三田市条例第42号）第2条第1号に規定する者
- （2） 災害によって前号に準ずる状況となった者

（施設の使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受託するよう努めるものとする。

（対象施設）

第4条 この協定における対象施設は、次のとおりとする。

- （1） 特別養護老人ホーム オーキッド

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行

うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送に協力するよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(管理運営の期間)

第10条 この協定における避難施設の管理運営の期間は、原則として災害発生の日から最大限7日以内とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で避難施設を閉鎖することが困難なときは、甲、乙双方で協議するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、避難施設の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等の個人の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 甲及び乙はこの協定の趣旨に則り、互いに災害時の応援・協力について所要の体制整備を進めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年5月17日

甲 三田市三輪二丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 神戸市北区有野町二郎字西浦383番地
社会福祉法人 黎明会
理事長 古 瀬 明 子

別記 個人情報取扱特記事項

甲と乙は、本協定締結にあたり、次の事項について合意します。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要最小限の範囲で適法かつ公正に収集しなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報をこの契約による事務の目的以外の目的に利用し又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止)

第4条 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、業務を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を行うにあたり合理的に必要な範囲内（委託業務の一部に限る）で甲の事前の承諾を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合、再委託先の住

所、事業者名、代表者氏名及び再委託が必要な理由、再委託の範囲等を甲に対して文書で明示するものとする。

- 2 乙は、前項のただし書の規定により、あらかじめ甲の承諾を受けるときは、再委託先との契約書等に個人情報及びデータの保護を確立するために必要な本協定の準用、作業の立会い及び立入り検査等必要な事項を明記するものとする。
- 3 第1項ただし書の規定に基づき、再委託した場合の再委託先の選任、監督並びに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先が甲の指定に基づくものである場合を除き、一切乙が責任を負い甲には迷惑をかけないものとする。
- 4 再委託を行った場合は、再委託先にも本特記事項を遵守させなければならない。

(情報資産の返還、廃棄)

第6条 乙は、この協定による事務が終了し又は解約されたときは、この協定による事務を行うために甲から提供を受け又は乙（乙の再委託先含む。）が自ら収集し若しくは作成した個人情報等を記録した電磁媒体等（紙媒体含む。）を速やかに甲に返還し、又はいかなる方法によっても復元又は解読ができないように消去等を行うなど漏えいをきたさない方法で、速やかにかつ確実に廃棄しなければならない。なお、廃棄にあたっては当該作業記録を行わなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が解除された後においても同様とする。

(複写及び複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第9条 乙は、個人情報保護のための管理責任者を置くとともに、その事務に従事している者に対して、在職中はこの協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし又はこの協定による事務以外の目的に使用してはならないこと、及び退職後においても在職中に知り得た個人情報を他人に漏らし又は使用してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(安全管理措置)

第10条 乙は、この協定を履行するにあたり個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告義務)

第11条 乙は、この個人情報事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が解除された後においても同様とする。

(提供資料の返還義務)

第12条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が特別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙又は乙の再委託先の責に帰すべき事由により、この個人情報取扱特記事項に違反して個人情報等を漏えいし、甲が損害を被った場合は、乙は甲に対し損害賠償責任を負うものとし、当該損害を賠償するものとする。

【協定 7-7】**災害時等における支援協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）と医療法人社団あおぞら会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における災害時要支援者（以下「要支援者」という。）の支援等への協力について、必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において要支援者とは、次に掲げる者のうち、災害時等に何らかの支援を必要とする者をいう。

- （1） 三田市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成26年三田市条例第42号）第2条第1号に規定する者
- （2） 災害によって前号に準ずる状況となった者

（対象施設）

第3条 この協定における対象施設は、あおぞら小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所とする。

（災害時等の支援内容）

第4条 乙は、第2条に掲げる要支援者について、次の事項により可能な限り支援等を実施する。

- （1） 周辺地域の要支援者の救援活動を行うこと
- （2） 要支援者に対し、施設を一時避難場所及び炊出し等の救援場所として提供すること
- （3） 要支援者に対し、施設の水道水、トイレ等を提供すること
- （4） 居宅が居住困難となった要支援者及びあらかじめ指定する避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7の指定避難所をいう。）では避難生活が困難な要支援者のために施設を使用すること
- （5） その他必要となる応急対応を実施すること

（要請等）

第5条 甲は、災害時等において前条の支援を必要とするときは、乙に対し、支援を要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受託するよう努めるものとする。
- 3 乙は、第1項に定める要請がない場合でも、乙の状況判断により、前条の支援を実施できるものとし、この場合、甲あてに実施連絡を行うものとする。
- 4 前条第4号に定める要請の期間は、原則として災害発生の日から最大7日間以内とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で施設使用を終了することが困難なときは、甲、乙双方で協議するものとする。

(支援の要請手続き)

第6条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、第5条第1項に基づき第4条第4号に定める要請を行う場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用を要請する期間

(要支援者の移送)

第7条 乙は、第5条第1項に基づく第4条第4号に定める支援に関し、自施設への要支援者の移送に協力するよう努めるものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、緊急時すみやかに連絡網を整備し、体制を整えるように努めるものとし、職員に対しては甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(報告)

第9条 乙は、甲から第5条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (2) 支援内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(連携)

第10条 甲は、第5条第1項の規定に基づく要請により、乙が支援を実施した場合、不足する人員の派遣、物資調達等に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 第5条第1項の規定に基づく要請により、乙が第4条に規定する支援の実施に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第12条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について、可能な限り協力して災害時に備えるものとする。

- (1) 双方で実施する防災関連事業の推進に協力すること
- (2) 乙の施設利用者への防災啓発等の情報提供を行うこと
- (3) 乙は施設周辺地域と必要に応じて情報交換の場を設ける等、災害時に備えた連携強化に努めること
- (4) この協定が円滑に運用されるよう必要に応じて情報交換を行うこと

(その他必要な支援協力)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の趣旨に沿った支援協力が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(個人情報保護)

第14条 乙は、第4条に規定する支援の実施に当たり知り得た要支援者等の個人の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年4月17日

甲 三田市三輪二丁目1番1号

三田市

市長 森 哲 男

乙 三田市大畑字清水357-1

医療法人社団 あおぞら会

理事長 佐 埜 勇

※ 同様の協定を、株式会社イー・ケア・株式会社光栄・有限会社シンセイケア・有限会社タナベメディカルサービスと締結。

【協定 7-8】**交通遮断時における帰宅困難者支援協力に関する協定**

三田市（以下「甲」という。）とトヨタカローラ神戸株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は三田市域に地震、風水害等が発生した場合において、甲の区域内で交通等の遮断により容易に帰宅できない者（以下「帰宅困難者」という。）への支援協力等に関し、必要な事項を定めるもの。

（対象施設）

第2条 この協定における対象施設は、乙の三田店とする。（住所：三田市福島3-1）

（支援協力内容）

第3条 乙は、交通等の遮断時に、帰宅困難者に対して、対象施設の安全が確認された場合は、一時的な滞在場所として、対象施設において可能な範囲で以下の支援協力を行うものとする。

- （1）一時的な滞在施設としての使用
- （2）トイレ・飲料水及び電源等の提供
- （3）その他帰宅困難者の受入れ等に関し必要な事項

（支援協力要請）

第4条 甲は、交通等の遮断時において前条の支援協力を必要とするときは、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 乙は、甲からの第4条に基づく支援協力要請を受けた場合は、可能な範囲で協力を行うものとする。

- （1）乙は、甲からの要請がない場合でも、乙の状況判断により、第3条の支援協力を実施できるものとし、この場合、甲あてに実施連絡を行うものとする。
- （2）第4条に定める支援協力要請は、乙の営業日の就業時間内（9時30分～18時）を原則とする。この間で支援協力を終えることが困難なときは、甲乙双方で協議を行うものとする。
- （3）乙が第4条に基づき提供する一時的な滞在場所は、乙が同施設内であらかじめ指定した区画とし、収容可能人数は乙において定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第6条 支援協力要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、甲及び乙はそれぞれの連絡責任者を定めるものとする。

また、乙は、交通等の遮断時における円滑な支援協力を実施するために、緊急時すみやかに連絡体制を整えるよう努めるものとする

（報告）

第7条 乙は、甲から第4条の規定による支援協力を行った場合は、以下の内容について、甲に対してすみやかに報告するものとする。

- （1）支援協力に従事した延べ人員数および支援協力に要した資機材の内訳

(2) 支援協力内容及び期間

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 第4条に基づく支援協力により、乙が第3条に規定する支援協力の実施に要した経費は甲乙協議して決定するものとする。

(その他必要な支援協力)

第9条 この協定に定める事項のほか、この協定の趣旨に沿った支援協力が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は第4条に定める支援協力の実施に当たり知り得た個人の情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定開始日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年1月30日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 兵庫県神戸市灘区灘南通2-1-9
トヨタカローラ神戸株式会社
代表取締役社長 塩住 宏基

【協定 7-9】

災害時における支援協力に関する協定

三田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人健輪会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三田市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の支援等への協力について、必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において要支援者とは、次に掲げる者のうち、災害時等に何らかの援護を必要とする者をいう。

- (1) 三田市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例(平成26条例第42号)第2条第1号に規定する者
- (2) 災害によって前号に準ずる状況となった者

（対象施設）

第3条 この協定における対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム サンサリテ三田

（災害時等の支援内容）

第4条 乙は、被災者の支援等に関わる次の事項について可能な限り実施する。

- (1) 周辺地域の住民や施設利用者への救援活動を行うこと
- (2) 被災者に対し、施設を一時避難場所及び炊出し等の救援場所として提供すること
- (3) 被災者に対し、施設の水道水、トイレ等を提供すること
- (4) 居宅が居住困難となった要支援者及びあらかじめ指定する避難所(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7の指定避難所をいう。)では避難生活が困難な要支援者のために施設を使用すること
- (5) その他必要となる応急対応を実施すること

（要請等）

第5条 甲は、災害時等において前条の支援を必要とするときは、乙に対し、支援を要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受託するよう努めるものとする。
- 3 乙は、第1項に定める要請がない場合でも、乙の状況判断により、前条の支援を実施できるものとし、この場合、甲あてに実施連絡を行うものとする。
- 4 前条第4号に定める要請の期間は、原則として災害発生の日から最大7日間以内とする。ただし、やむを得ず7日間の期間内で施設使用を終了することが困難なときは、甲、乙双方で協議するものとする。

（支援の要請手続き）

第6条 前条の規定による甲の要請(以下「要請」という。)は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、第5条第1項に基づき第4条第4号に定める要請を行う場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用を要請する期間

(要支援者の移送)

第7条 乙は、第5条第1項に基づく第4条第4号に定める支援に関し、自施設への要支援者の移送に協力するよう努めるものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

- 2 乙は、災害時等における円滑な支援を実施するため、事前に緊急時連絡網を整備し、緊急時速やかに体制を整えられるよう努めるものとし、職員に対しては甲が運用する「さんだ防災・防犯メール」への登録等、積極的な緊急情報の取得を促すものとする。

(報告)

第9条 乙は、甲から第5条の規定により支援の要請を受け、支援を行った場合は、以下の内容について、支援報告書により甲に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 支援に従事した延べ人員数及び支援に要した資機材の内訳
- (2) 支援内容及び場所並びに期間
- (3) その他必要な事項

(連携)

第10条 甲は、第5条第1項の規定に基づく要請を乙が実施した場合、不足する人員の派遣、物資調達等に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 第5条第1項の規定に基づく要請により乙が第4条に規定する支援の実施に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第12条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる事項について、可能な限り協力して災害時に備えるものとする。

- (1) 双方で実施する防災関連事業の推進に協力すること
- (2) 乙の施設利用者への防災啓発等の情報提供を行うこと
- (3) 乙は施設周辺地域と必要に応じて情報交換の場を設ける等、災害時に備えた連携強化に努めること
- (4) この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて情報交換を行うこと

(その他必要な支援協力)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の趣旨に沿った支援協力が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(個人情報保護)

第14条 甲及び乙は、避難施設の管理運営にあたり事務上知り得た要支援者等の個人の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年

間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日

甲 三田市三輪二丁目 1 番 1 号
三田市
市長 田村 克也

乙 大東市深野 2 丁目 6 番 1 号
社会福祉法人 健輪会
施設長 中島 健之